

総務委員会

平成30年11月26日（木）

午前9時00分～午後7時16分

議会第1会議室

【出席委員】山下伸二委員長、宮崎 健副委員長、富永明美委員、川原田裕明委員、
重松 徹委員、野中宣明委員、江頭弘美委員、千綿正明委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】久米勝也議員、西岡真一議員、中村議員、村岡議員、松永幹哉議員、
松永憲明議員、久米勝博議員、平原嘉徳議員、山下明子議員、
西岡義広議員

【執行部出席者】

・総務部 池田総務部長、三島総務部副部長兼総務法制課長
ほか、関係職員

【案 件】

・所管事務調査等について

○山下伸二委員長

おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

まず、委員の皆様にお諮りします。

カメラ撮影の申し出がっておりますけれども、許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、撮影を許可いたします。

まず、前回の委員会におきまして、千綿委員のほうから、委員外議員の傍聴を勧める呼びかけをしてほしいという要望をいただきました。木曜日にいただきまして、本日の委員会につきましては、委員会案内の準備がございまして、正副議長との調整が最終的にとれませんでしたので、次回以降の委員会から、何らかの形で呼びかけをしたいと思っておりますので、そこについてはぜひ御了承いただきたいと思っております。申しわけございません。

それでは、前回の委員会以降出された資料について、お手元の資料を確認させていただきますけれども、所管事務調査の9、これは山崎課長と南雲さんの手書きメモでございます。

それから、体育館改修の経緯につきましては、修正が何度かありましたが、これが最終版ということで、11月21日再修正版というものを出示していただいております。これは、前のやつを刷りかえますと、ちょっと行ずれが起こりまして、皆さんがiPad等に手書きしていただいた分がずれる可能性がありますので、改めて別資料として提出いただいておりますので、ここについては御了承いただきたいと思っております。今までの資料の中で手書き

等があった場合については、委員の皆さんで確認をお願いしたいと思います。

次に、所管事務調査10でございます。これは体育館の腐食の場所、腐食の経緯について、資料10と資料10に関する別紙1、これは体育館の見取り図、さらに別紙2、これは改修前、それと改修後の写真でございます。この分について、前回以降、資料が提出されておりますので、まずこの点について、執行部からの説明をお受けしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

9番、それから経緯の再修正版。再修正版については、ペーパーではお渡ししておりません。ごめんなさい。i P a dのサイドブックスのほうに入っております。それを入れ込んだやつを最終としてi P a dのほうにサイドブックスに入れさせていただいておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

それでは、一連の資料について説明を受けたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

資料と、それから部長、前回、12月21日の3項目について、時間帯がわかれば時間をということと、それから21日の一番下について、野中宣明委員のほうから、当時の畑瀬部長も同席していたと思うけれども、この欄に名前がないという御指摘がありました。その点についてもあわせて説明をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○池田総務部長

まず、私のほうから、旧富士小学校体育館改修工事にかかわる経緯のまとめの3ページの部分、12月21日の時系列の分について説明させていただきます。3ページの12月21日の分でございます。

これは、時系列的にはこの順番での時系列になります。2段目のほうですね、12月21日木曜日、畑瀬総務部長から財産活用課へ指示ということになっております。これが朝一でございます。8時半前後、8時半過ぎに指示がっております。それを受けて、野田、大野は体育館の現地確認に行っております。

次の12月21日木曜日、打ち合わせというところでございますけれども、野田、大野が体育館の現地確認に行き、帰ってきて、11時ごろでございます。11時ごろから12時ごろの間の打ち合わせとなります。これについては、大野だけ参加で、野田は別の公務でございます。

それから、4段目、最後の12月21日の打ち合わせでございます。これが15時からでございます。そして、畑瀬副市長は、この会議には参加しておりません。

資料の説明に入ってよろしいでしょうか。

○山下伸二委員長

お願いします。

○山崎秘書課長

それでは、所管事務調査9の資料を説明させていただきます。

こちらの資料は、所管事務調査4で、佐賀ブルーナーズ選手の就職先、住居にかかる経緯のまとめということで説明させていただいた平成30年3月13日のメモがないかという御質問だったと思うんですが、それに対して私のメモと秘書課の南雲のメモがありましたので、コピーを提出させていただきました。

まず、私のメモ、上のほうでございますが、平成30年3月13日、この日は16時から富士の自治会長会でブルーナーズ関係者の方が説明するという日でございますので、その前段として山口会長に御挨拶を申し上げます。その中で、ナチュラルライフの大石氏が発言された内容を私のほうがメモしておりました。

まず、1番目の分でございますが、旧富士小体育館を使いたいと。こちらはその後の自治会長会の中でも大石氏のほうが発言されたと思います。その後が4月23日から5月4日、こちらは合宿をされる予定でしたので、その期間の旅館等がないかということで御相談されました。それから、その次が、合宿の終了後から富士町で住むところの住居を紹介してほしいということでした。その下が富士町で働きたいということで、条件がこの黒塗りのところには書いておりましたので、仕事の内容とか条件については、ちょっと山口会長と話した結果、ちょっとこれは出さないでほしいということだったので、黒塗りにさせていただきます。

○秘書課シティプロモーション室長

私のほうから、南雲メモと書いてあるところについて説明します。

こちらは、仕事、就職先を探してほしいということだったので、その内容、条件について記載したものです。仕事はどんな仕事がいいということが黒く塗りつぶした中に書いてありますが、条件に関しても、時間帯であったり、条件が書いてあるんですけども、先ほど山崎のほうから申し上げたとおり、山口会長と相談の上、こちらは公開を控えさせていただきます。月何万と書いてあるのも給与のことです。

その下、4月23日から5月4日に関しては、合宿の宿舎の御相談の内容です。お昼は弁当でいいけれども、夜は食事を18時にとりたいということでした。そのとき、具体的な施設の名前も挙がったんですけども、これも伏せさせていただきます。

それから、最後の4月14、15、16日に通知と書いているのはトライアウトのことで、4月16日にトライアウトを実施して、4月17日に結果が決まって、合宿の人数が決定しますということでしたので、それを記載しています。最後は合宿の宿舎を探したいということでしたので、これを改めて記載しているところです。以上です。

○山下伸二委員長

では、10番をお願いします。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

それでは、所管事務調査10の説明に移りたいと思います。

体育館腐食についてという項目です。

まず1点目、腐食部分を図面で記したものをということでしたので、別紙1の次のページ、体育館の屋内運動場1階平面図400分の1をつけさせていただいております。

床の腐食箇所ですけれども、右下のほうに用具倉庫のところに網かけというか、少々黒く塗っているところ、こちらのほうが腐食していたところでした。米印に書いていますとおり、平成29年12月22日、財産活用課、野田、大野、建築住宅課、渡邊、菰田建設、菰田の4名で現地を確認した際に、ステージ南の用具倉庫の床が抜けそうな状態だったのを確認しております。

続きまして、(2)腐食の状況写真ですけれども、この箇所の中を写している状況写真はございませんでした。米印で、腐食の状況写真については、財産活用課では撮っておりませんでした。また、菰田建設に確認しましたが、ないとのことでした。

3番、腐食の要因ですけれども、平成29年12月22日の現場確認の際に、ステージ下の窓ガラスがあいていて、閉めた記憶があります。そこから湿気が入った可能性があると考えております。②で平成30年11月17日に菰田建設に聞き取りを行った際に、ステージの南側の用具倉庫の床の腐食については、雨水による腐食の可能性があるとの説明を受けました。

続きまして、(4)番、窓ガラスがあいていた状況がわかる写真、この分についてもなしということで、ありませんでした。

(5)着工前の体育館の状況の写真、別紙2ということ、後ろの別紙2のほうにつけさせていただいております。3枚の写真をつけさせていただいております。まず、この写真については、別紙1のほうに写真の方向を写真1の方向を矢印等で指していただいております。まず1番ですけれども、南東の角から写しております。これについては、菰田建設のほうから写真の提供は受けております。これは体育館の清掃後にこの角度から写したものだとの説明を受けました。2番ですけれども、体育館の掃除後の床のアップの写真ということでつけさせていただいております。3番目については、養生中のステージ前の写真をつけさせていただいております。

その他で、①、菰田建設によると、工事が始まる前にドアや窓を確認した際、東の勝手口の鍵は壊れていて、鍵なしで入れる状態であったとの説明を受けました。また、体育館内の窓ガラスの内鍵をしていないものがあつたという報告も受けました。②で、南側の東及び北壁の東の窓の前あたりに帯状の水によるしみがございました。菰田建設からは、体育館内の雨漏りはないとの報告があつておりましたので、窓からの雨水が入ったのではないかと、それとか、結露等による水じみではないかと推測されます。これについても、1番の平面図のところでも水じみの箇所をぎざぎざ線で記しているところに確認がとれております。

所管事務調査10についての説明については、以上です。

○山下伸二委員長

前回の委員会以降に資料請求があつた分について、口頭での補足も含めて今、説明いただきました。この具体的な中身につきましては、これまでと同様、項目ごとに調査を行っ

ていくときに、また改めてこの中身について確認していくことになると思いますけれども、きょう説明いただいたところで、資料の文言とか中身についての確認だけは、委員の皆さんから質疑を受けておきたいと思いますけれども、何か御質疑はございますか。

○千綿委員

経緯の最終版が出ましたが、これ以外にはないということでもいいんですか。再三再四、追加、追加で今までやってきましたが、最終的に経緯が確定しないと、調査に入れないわけですね。まだ調査にも入っていない状況なんですよ。だから、ここで今後はないということで、経緯を確定しますということでもいいかどうかを最終的に聞きたいなと思います。

○池田総務部長

聞き取り調査した上で確認できた事項は、これで全部でございます。

○千綿委員

前回、川原田委員が質問された部分ですけれども、いろんな事業の中で、例えば、地元の議員にという話は当然あって、普通は、当然、私たちも受けたこともありますので、あるのかなという気がするんですが、それもないということでもいいんですね。

○池田総務部長

これも確認できた部分では、なかったということでございます。

○江頭委員

腐食の写真の別紙の、これは3枚とも菰田建設の提供写真なんですね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

そのとおりです。

○江頭委員

市役所内部では、このとき1枚も写真は撮っていないということで理解していいわけですね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

財産活用課のほうでは、写真の撮影はしておりませんでしたので。

○重松委員

最終確認の決定ということですが、その件についてちょっと質問します。12月21日に至った根本の部分で確認したいんですが、根本の部分というのは時系列のその上、12月中旬となっていますけれども、これは畑瀬副市長が古賀企画調整部長に体育館の使用について相談がっているということですね。これは以前、私が古賀部長に、11月30日にサガン・ドリームスの竹原社長と畑瀬副市長との間で、体育館の現地視察で畑瀬副市長より竹原社長に、ここでよければ正式に検討するので申し入れてほしいということで、畑瀬副市長はここをもう使おうと決めているわけですね。

そのときに古賀部長に私が質問したのが、正式な相談があったのが12月の中旬というふうになっていますけれども、竹原社長と畑瀬副市長が現地で話したのが11月30日、半月た

っているわけですよ、正式な話が来たのがですね。その間に畑瀬副市長から、正式じゃなくても立ち話とか打ち合わせ的な相談ですね、廊下ですれ違ったときの立ち話とか、電話の先で、電話があって、そういった打ち合わせ的な相談がなかったかと私、質問したと思いますけれども、そのときに古賀部長が、こういう大事なことはちょっと立ち話ではできませんということを言われまして、それだけ大切な相談事であれば、12月のいつだったのか、日付はわかると思うんですね。立ち話だったら、ちょっと忘れてあるかもわかりませんが、正式な話ですから、当然、日付はわかると思うんですね。日付は入っていないんですね。12月の中旬ということで。これが入っていないということは、本当に話があったのか。日付はわからないですか。正式に当時の畑瀬総務部長から古賀部長に話があったのが12月中旬になっているんですね。これは最終確認ということですから。これ日付の確認をちょっとしたいんですけど。

○山下伸二委員長

前々回の委員会でのやりとりの再確認だと思いますので、答えられる範疇でお願いします。

○古賀企画調整部長

済みません、明確に何日に話があったというのは、ちょっと覚えておりません。たしか当時の畑瀬総務部長が急に来られて、そして企画調整部室で話をしたというのは覚えております。それと、その中で、前回は申し上げましたけれども、バルーンズの練習場所として体育館を財産活用課で改修して先に使いたいと。それでいいかというお話をいただきました。それに対しまして私は、ここは簡易宿泊施設と、あとサテライトオフィスを計画しているので、その計画に支障がない時期、それから改修内容であればいいですよというお話をしたと記憶しております。以上です。

○山下伸二委員長

具体的な日時については記憶がないということですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○重松委員

そのときのメモとか文書とかは残ってないですよね。どうなんですか。

○古賀企画調整部長

会議という形じゃございませんでしたので、急に来られて話を受けたということでしたので、なおかつ一対一でお話をさせていただいたので、メモとかいうものはとっておりませんでした。

○重松委員

事前にそういった話、直接じゃなくて、事前に電話とかで打ち合わせ的なことも全然なくて、いきなりだったんですか。

○古賀企画調整部長

はい、そう記憶しております。あとは財産活用課に任せるといふような言い方をされたと思います。

○山下伸二委員長

この件については、前々回の委員会の中で確認したことでございますので。

本日いただきました追加資料の説明につきましては、確認につきましてはよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

よろしければ、本日は12月21日、それぞれ担当者に個別に来ていただいて説明を受けるということにしておりました。質問の順番とかそういったものについては、委員間協議を行いたいと思いますので、一旦、執行部のほうには退席をいただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○野中宣明委員

退席される前に、1点確認させていただきたいんですけども。

○山下伸二委員長

何の件ですかね。

○野中宣明委員

先日、記者会見の中で、市長のほうから第三者調査というお考えが示されたわけですが、唐突に出てきたわけなんで、どういう経緯で目的、そこら辺をちょっと執行部側からお聞きしたいと思います。せっかくの機会ですから。

○山下伸二委員長

22日の市長の記者会見において、第三者委員会の設置も一つの検討材料というような発言があるので、その真意についてということですかね。

（「そういうことです」と呼ぶ者あり）

○池田総務部長

ちょっと私も市長の口から出たのはちょっとびっくりしたんですけども、あくまで市長個人の考えであったと思います。そういう選択肢もあるということで、その話は記者会見の前日に、市長から直接ではなく、御厨副市長のほうからそういう考え、考えの段階、そういう選択肢もあるということを市長が思われているという話は聞きましたけれども、それ以上のこと、何かの指示があったとかいうことも何もありませんでした。私までの話としてくれということで御厨副市長から話があったのは前日でございます。それ以降、済みません、直接市長からの指示といったこともありません。

○山下伸二委員長

第三者委員会の件については、市長の個人的考えで発言されているんだろうということですね。

○千綿委員

市長は、新聞記者の質問に答えられなかった点が何点かありますよね。もちろん、今、ここで言うべきじゃないというのは別として、記者の質問に答えられなかったということは、私は、例えば、そもそも決算が全会一致で不認定になって、実際は、執行部側は執行部側で原因追及をして、そして議会、もしくは一般市民に対して公表するというのがあるんじゃないですか。そうすると、私は記者会見を聞いて思ったのは、トップである市長が、例えば、そういった今回の富士小学校の体育館の問題について、答えられないというのが私は不思議でならないんですよ。

議案送付の日に記者会見をされているわけでありましてけれども、うちがもし所管事務調査をしていなかったら、本来であれば、例えば、それに対する対応策と処分案というのを多分出される予定だったと私は認識しているんですが、当然、議会が、今、総務委員会で所管事務調査をしているから、出す時期じゃないという判断はよくわかります。ただ、そのときに、マスコミの質問に対して、富士小学校の体育館の問題についてわからないというような答弁があったと思うんですが、ということは、イコール、本当にちゃんとできているのかなど、この件に関する実際の調査が、執行部として自分たちではちゃんとあるのかどうかというのが物すごく僕は不安になったんですね、あの記者会見を聞いて。それについてどう思われますか。自分たちとしては、ちゃんとした原因がわかって、こうこうこういう対応策を持っていると、対応策は後でもいいんですけども、原因がわかってその対処もどういったようなことをやらなければいけないというのは、もう明確にお持ちなんですかね。そこをちょっとお尋ねしたいんですが。

○池田総務部長

以前も一度お話をしたと思うんですけど、所管事務調査が始まる前までは、時系列での経緯の整理とともに、問題点の抽出を途中まで行っておりました。ただ、所管事務調査が始まりまして、やりとりの中で、まだ再発防止策の段階じゃないだろうという話とかも受けまして、こちらとしましては、この所管事務調査で誠実にお答えすることが今一番のすべきことだろうということで、これに全力を入れているところでございます。

○千綿委員

いや、違うんじゃないですか。結果的に一番の発端は、平成29年度の決算の全会一致の不認定なんです。ということは、それに対する原因追及は、執行部は執行部でやらなきゃいけないんですよ。議会は議会でやるんですけども、執行部は執行部としてやらなきゃいけないことじゃないですか。何でこうなったのかということ、やっぱり原因は、執行部は執行部で追及しなきゃいけないし、私たちは私たちが聞きますが、でも、それが無いと、それがあって原因があって、それに対する対処法があって、そしてそれに対するこういった対処をしますというのがなからんと、おかしいわけですよね。何があったか実際は把握されていないということなんですか。自分たちで調査をして、そして、こういうところが原因なんだというのをわかられていないということですかね。非常にそこはちょっ

とおかしいと思います。自分たちは自分たちで原因追及をしないと。だから、ああいう第三者委員会とかいう言葉になってくるわけですよ。自分たちがちゃんとしていれば、第三者委員会なんかつくる必要はないわけじゃないですか。されていないということなんでしょう。そうしないと、結局、自分たちで原因を追及しないのであれば、第三者委員会、当然必要になってきますよ。でも、とめていますじゃないんですよ。執行部は執行部として原因追及しないと、私はいけないと思いますけどね。

○池田総務部長

もちろん、問題点のまとめは進めておりました。まだ全部問題点の抽出とかは終わっている状況ではございません。

○千綿委員

問題点の抽出が終わっていないくて、例えば、総務委員会の皆さんにどうやって説明するんですか。問題点を全部把握して、そしてこうこうこうで、執行部の考えはこうですというのがないと同じことになりますよ、また。結局、言っている人がばらばらになって、ガラスが割れてなかった、割れているという人と割れていないという人がいてという話になるんじゃないですか。だから、執行部は、その原因究明を、問題点を出して、何が原因だということをやっぱり自分たちで見つけるというか、議論する努力はあると思うんですけどね。それもなしにやっているから、まだ今、調査の中に入っていく前の段階なんですよ。資料の段階で、これだけ何回もやって訂正があつて、謝罪があつて、また訂正があつて謝罪があるということがどんなに異常事態かというのは、総務部長、認識されているんですかね。

○池田総務部長

何回も資料の提出等があつて、御迷惑をかけていることは十分認識をしております。そのたびにガラスの問題ですとか、不適切な事務の執行の問題については、問題点を抽出して、原因を調べているところではございます。

○千綿委員

だから、そこだけじゃなくて、全部の部分ですよ。だから、全部の部分の問題点の抽出をやらないと、何が原因かわからないでしょう。それがなくて、何で——今議会は処分案の提出はないでしょうけど、原因がわかって初めて処分案の提出になるわけでしょう。あなたたちが全部の中を出してなかったら、処分案を出せるわけがないじゃないですか。その根拠がないわけですから。それを総務委員会に説明するのを第一の課題とか、それはおかしいですよ。同時並行して、執行部は執行部としてちゃんと何が原因だったのか、問題点は何なのか把握しないと、総務委員会で答えられないはずでしょう。そうじゃないんですか。

○山下伸二委員長

先ほど野中委員からあった第三者委員会の件に関しても、所管事務調査での回答が一番

だということなんですけれども、これですね、やはり総務委員会は総務委員会でやるんですけれども、執行部側は執行部側として責任を持ってまず経緯の確認をしていただいた。その中にどこに問題があったのかということをしちっと把握をしてもらわなければ、いわゆる私たち総務委員会に全て投げかけられたような形になっているというのを、私もこの前の記者会見を聞いて思ったわけですね。ですから、今、市長がいらっしゃいませんので、総務部長、問題点については今把握をしているということだったんですけれども、総務委員会は総務委員会だけでも、執行部は執行部として責任を持って所管事務調査への対応と並行して問題点の抽出と再発防止策についてはしっかりと議論をしてほしいという、そういう要請があったということをして市長にしっかりと伝えていただけませんか。

○池田総務部長

はい、わかりました。

○山下伸二委員長

市長がどこまで認識をされているのかがよくわからないもんでですね。

○野中宣明委員

内部の調査と言われるんですけど、通常、一般的に監査委員、こういった何か今、監査も見られていると思うんですけれども、今、私たちのやりとりをですよ。どういう反応をされていますかね。ちょっと素朴に思うんですけれども。通常、監査委員のほうがいろんな数字とかいろんな書類とか行政のチェックを内部の中で結構かけていかれると思うんですけれども、そこら辺の、監査委員はじゃあ一体、そもそもなんですけど、これ監査は見られた話なんですか、当時。今、どういう反応を起こされているんですか。ちょっとそこを教えてくださいいいですか。

○山下伸二委員長

これどこの分ですか。

○野中宣明委員

平成29年度です。

○山下伸二委員長

平成29年度の決算を踏まえてということですか。

○池田総務部長

ちょっと申しわけありません。平成29年度の方で監査がこの業務をしたかというのは、ちょっとまだ調べておりません。

○山下伸二委員長

だから、恐らく野中委員は、その辺も含めて執行部の中できちっと調査をしていただかんといかんだろうということなんで、その辺も含めてどういう対応をされているのか、どういう所見を持ってらっしゃるのか、これはぜひ、市長にも言っていただいて、調査をしていただきたいと思います。このことについては、きょうはまだないということですから、

これも根本になりますので、市長のほうに申し入れをしていただいて、調査項目として必要であれば、それを起こしてやっていくということで、きょうのところはよろしいですかね。済みません。

それでは、そのほかに何かございませんでしたら、先ほど申しましたとおり、一旦、執行部に退室いただきまして、それぞれ担当から質問を受けるわけですけれども、その順番の確認等を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、執行部の皆さん、一旦退席をお願いいたします。

◎執行部退室

○山下伸二委員長

それでは、前回の委員会での委員間協議におきまして、本日は12月21日の各時系列について、ここが起案のもとになっているということで、それぞれ担当者から個別に当時の状況について聞き取りをしていきたいということで皆さんにお諮りしておりましたけれども、入っていただく順番について、どのようにがよろしいでしょうか。考え方としては、21日、上から名前の順番にいくとか、役職の下の方からと言ってはいけませんけれども、いくとか、そういった方法があると思いますけれども、その辺、物事を明らかにしていく上でちょっと皆さんの御意見をお伺いしたいんですけれども。

○川原田委員

聞き取りについては、時系列的にやったほうがわかりやすいのかなというふうに思いますけれども、あちらこちらからいろんな御意見等も入ってきておりまして、やはり職員については、個別というよりも、ここにかかわった方たちと一緒に聞き取りをするということが望ましいのではないかと。聞くところによりますと、非常に議会のほうが職員を追い込んでいるような言い方をされる方もちらほらお見受けしますので、そういうところは私たち総務委員会としても十分注意をしながらやっていかないと、いつどういふふうな話が出てくるか、これはわからないということになりますので、時系列的にかかわった方たちに、わからん部分についてはお聞きするというふうな方向がいいのではないかなというふうに私は思っておりますが。

○山下伸二委員長

個別に聞き取りをするというやり方のニュアンスが、私も正確に伝え切れていなかったんですけれども、一人一人入っていただいてするという方法と、担当者は担当者並んでいただいて一人一人やっていく、これも個別のやり方なんですけれども、どうでしょう、例えば、時系列ごと、8時半過ぎと11時から12時ごろ、15時ごろということで話がありました。これは、例えば、野田さんとか大野さんは8時半過ぎと15時からのやつ、両方に加わりますので、出たり入ったりということになります。先ほど川原田委員のほうから、ここに名前が出てくるのは野田さん、大野さん、それから桂さん、渡邊さん、武富さん、星下

さん、南雲さん、佐賀市側はですね。一番上は野田さん、大野さん、真ん中の欄が企画政策課の桂さん、大野さんは同じ、建築住宅課の渡邊さん、それから一番下の項目で武富さん、星下さん、そして南雲さんと。一堂に入っていて個別に聞いていくということによろしいですか。よろしいですかね。

(発言する者あり)

皆さんの、一人一人がいいということであれば一人一人でしょうけれども、かなり一人一人になると、これちょっとプレッシャーもあると思いますけれども。

○江頭委員

頭がちょっと整理がついてないですけど、これ起案書の調査、それを中心にだったですよ。基本だからということで、この間、起案書が完全に崩れたんですよ。要するに体育館改修の緊急性がない。実際、窓ガラスも割れていなかった。だから、起案書に基づく、そこで個別にというか、そういうことだったんですよ。

○山下伸二委員長

起案書の策定の経緯について、ポイントとなるのが12月21日の項目になるので、ここに名前がある方を一人一人呼んで聞き取りをしましょうということだったというふうに。起案書をつくる過程となるポイントとなるので、まずは12月21日に佐賀市の職員で関連した人たちを呼んで話を聞いていこうという、そういうことだったと思います。

○江頭委員

私としては、ここに名前が挙がっている人が全員じゃなくて、野田さん、大野さんというのをまず呼んで、それから次が桂、渡邊、それぐらいでいいんじゃないのかな。これ3段階ありますよね、時系列的に。だから、その時点の部分で区切っていいんじゃないかなと思うんですけどね。それは皆さんの考え方だということ。

○山下伸二委員長

そしたら、皆さん呼んでという話もあったんですけども、例えば、一番初めの項目は野田さん、大野さんですので、このお二人に入っていていただく。真ん中の項目が、桂さん、大野さん、渡邊さんですので、この3人に入っていていただく。一番下が、武富課長、星下さん、桂さん、野田さん、大野さん、南雲さんに入っていていただくと。こうしていけば、それぞれの項目でどういう話があったのかは個別に聞けるかなと思いますので、そういう感じによろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、執行部のほうにその旨のお願いをいたしますので、10分間休憩させていただきます。10時50分に委員会を再開いたします。

◎午前10時40分～午前10時50分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、ただいまから総務委員会を再開いたします。

休憩前に私がお話ししたのは、私の思いとしては、真意としては、1人ずつということ
で前回の委員間討議で話をしていただけですけれども、委員の皆さんに協議をさせていた
で、入室していただくのは1人ずつではなくて、まず12月21日の8時過ぎに総務部長から
確認があった野田さん、大野さん、2人に入っていて、それぞれこのときの話をも
それぞれから聞くと、入室は2人していただくと。それが終わったら、11時から12時ごろま
での企画政策課内での打ち合わせがあった桂さん、大野さん、渡邊さん、3人同時に入っ
ていただいて、このときの内容についてそれぞれ話を聞いていくと。それが終わったら、
15時から、これは佐賀市役所内のコールセンターでやった打ち合わせについて、武富さん、
星下さん、桂さん、野田さん、大野さん、南雲さん、この6人に入っていて、それ
ぞれ話を聞いていくということで私は皆さんにお話しして、執行部と調整をさせていた
でいただけですけれども、委員の皆さんから、いや、時系列に1人ずつ入室していただ
くという話ではなかったらどうかという問い合わせがございまして、前回の委員間協議のとき
にはそういう話をしていましたけれども、先ほどの休憩前、委員の皆さんにお話しさせて
いただいた中では、1人ということではなくて、この項目ごとに複数入っていて、
それぞれ聞いていくということでもいいんじゃないかという皆さんからの御意見だったと私
は思いまして、そういうふうに取りまとめをさせていただいていましたけれども、済みま
せん、私のまとめ方がまずかったかもしれませぬけれども、一人一人入っていてや
るほうがいいのか、先ほど言ったとおり、項目ごとに複数ずつ入っていて審査をし
ていくのほうがいいのか、この辺について、もう一度。

○千綿委員

3番目なんかは全然係長でもない方がお一人でというのはちょっと、やはり緊張される
と思いますので、仮に3人なら3人入っていて、1人ずつ聞くという部分で私はいい
と思います。

○富永委員

私も同感です。1人ずつ入室じゃなくて、項目ごとに2人なり3人なりで、入室はそれぞ
れで、質問は個別でいいと思います。

○重松委員

私は前回1人ずつということでしたので、それは抵抗があるかもわからないけれども、
やっぱり二転三転しているし、とりあえず人によっては一、二分で終わる人もいらっし
やいますので、とりあえず1人ずつ呼んだほうがいいんじゃないかなと、前回どおり、私は
思います。

○山下伸二委員長

両方御意見が出ておりますけれども。

1人ずつ呼ぶにしても、例えば、大野さんについては3項目全部に名前が出てくるわけ
ですね。これをずるっと系列で聞いてするという方法になります。項目ごとに聞いていくか、

1人の人を時系列で聞いていくかとなりますので、その辺どういうふうにしたほうがいいのか。あと1人、2人、皆さんから何か。

○川原田委員

私も先ほど発言しましたように、この委員会が査問委員会でも何でもないので、余りきゅうきゅうやるのもですね。ただ、私たちは真実はどうなんですかと、こういうところはどういうふうになっていますかということをお聞きするわけですから、重松委員は1人ずつとおっしゃったんですけれども、私はそこにかかわった方、複数で構わないのではないかなというふうに思いますけれども。強引に無理やり聞き出すとか、そういうふうに捉えかねても問題がありますから、そういうところを注意しながら進めていければなというふうに思っております。以上です。

○野中宣明委員

確かに前は基本一人一人ということで諮られて決まったというのは間違いないと思います。

それで、先ほど千綿委員言われましたように、いわゆる役職がどうかというところでの判断は確かにあっていいかなというふうに思うんですけれども、基本的に12月21日が複数になっていますけれども、そのほかなんかは一人一人に確認していくことでやっていけないのかなと、そういう流れの中でこの前、皆さんで諮って決まったのかなと思いますので。私はそう思います。

○江頭委員

今、川原田委員が言われる、私たちは別にこの委員会で職員を――調査ですので、所管事務調査だということで、別に責めるといふ部分では全然ないわけですね。今、野中委員が言うように、川原田委員も言うように、真実という形できちっとした答弁が欲しいということで、やはりそういう部分で個別で対応していこうと、前回ですね。特に私は所管事務調査の中で、今ずっとやってきて、一番根本的な起案の部分の部分が崩れたということに対して、そして、前回、起案をみんな承認した人たちが全部それを覆して、結局は起案文をつくった副課長の勘違いと、これはやっぱりその部分でみんな、いや、個別に一人一人本当にどうなんだということの基本形をきちっとした形で調査をしたいという意見だったというふうに思います。

責めるつもりはさらさらないし、本当にそういう部分のところをただ言葉にしてほしいということですので、確かに今、野中委員が言うように、役職、僕は副課長も起案をつくる、それとか設計を任された係長、やはりそれだけの役職があつて、それだけの仕事をその部分でやっているということは、責任を持ってやっている部分、ですから、課長、副課長、係長、そういう役職の人たちはやはりそれなりの仕事の範囲の責任というのはあると思います。ですから、役職についていない人は、私もそれは部長、副部長が同席しようが構いません。でも、やっぱりそれなりの役職というものについている方は、それなりの答

弁への責任を持っていると思うし、仕事に責任を持たれていると思うので、個別でいいのかなというふうに思います。

○山下伸二委員長

わかりました。個別に呼ぶか複数で呼ぶかについては半々で意見が分かれておりますけれども、それなりの役職の方については個別の対応をしたほうがいいのではないかと、今、江頭委員からの御発言がありました。

それで考えますと、例えば、野田副課長、大野係長については、係長以上でございますので、それぞれ入っていただくと。このお二人のところが一番ポイントになってくるかなと思いますので、このお二人にまず話を聞いて、これは1人ずつ入っていただいて聞いて、それを終えて、それ以降、例えば、桂さんとか——役職がないのは桂さんだけです。あとは皆さん係長以上ですので、役職がないのは桂さんだけになりますので、その取り扱いをどうするかですね。野田副課長並びに大野係長それぞれ1人ずつ入っていただいて、話を聞いてから、それぞれ退室いただきますので、その時点で皆さんと協議をさせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、今、江頭委員のほうから、役職じゃない人については管理職等、部長等が同席してもいいだろうけれども、それ以外は個別でという御意見でございましたけれども、それはいかがいたしましょうか。基本的には委員会は公開でございますので、入るなどはなかなか言えないんですけれども、個別、お一人だけでいいですか。

実は先ほど総務部長のほうから、個別に入るにしても、調査をしてきた担当者として池田部長と三島副部长については、後ろのほうで聞き取りの確認もあるので同席させていただくことは可能だろうかという話がありました。これについては、委員の皆さんにお諮りをするというふうにしていましたけれども、これについてはいかがでしょうか。

部長からの申し出については、今まで池田部長と三島副部长で経緯についての聞き取りをしてきていただいておりますので、その責任者として後ろのほうでいいので、同席をさせてほしいという申し出はあっておりました。これについて、役職が係長以上の方については個別のほうがいいということでしたので、そういう御意見でございましたら入室は認めないということになりますので、その辺について。

○野中宣明委員

後ろの席に座りたいということですけど、向こうの控室にいらっしゃるんでしょう。音は聞こえていますよね。一緒のことですよ。

○山下伸二委員長

いや、ですから、入室の申し出があったんですけど、皆さんどうですかということをお諮りしているんですから。

○野中宣明委員

入室は要らないと思います。

○山下伸二委員長

わかりました。

それでは、まず野田副課長に入っていただきますので、委員の皆さん、そのままお待ちください。

◎執行部入室

○山下伸二委員長

それでは、ただいまから今回の起案書の作成に至った経緯について、特に12月21日のさまざまなやりとりについて、野田さんのほうからお話をお伺いしたいと思いますけれども、委員の皆様にも申し上げておきます。この場はあくまでも事実関係を確認していく場ですので、言葉遣いには十分御留意いただいて、きちっとした事実確認ができるように御配慮をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、委員の皆さんからの御発言を求めます。

○江頭委員

野田さん、お疲れさまです。

いろいろ今までこの調査の中で答弁いただいたんですけども、まずもって確認させていただきたいのは、当時の畑瀬総務部長から野田さんが、ブルーナーズのために富士小学校の体育館を使いたいと、使用したいということを知られた日にちをもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

お尋ねの件が畑瀬副市長から私どもに指示があった日にちということによろしかったですか。

経緯書のほうになりますけれども、3ページにあります、12月21日木曜日、これは先ほど総務部長が答えましたけれども、朝一番、8時半ということで、私、基本的には朝30分以上前に出勤はしているんですけども、準備していたときに、横切られたときに大野係長も来られたら一緒に総務部長のところに来てということで朝言われましたので、そのときに言われて、部長室に行って指示を、旧富士小学校の体育館の現状を見てきてほしいというのが1つと、必要最小限の修繕で使えるようにしてほしいということで指示を受けたのが12月21日朝一番になります。以上です。

○江頭委員

それから起案文を作成するまでに、1月5日があるので、期間が結構ありますよね。その間、野田さんがブルーナーズのためにこの体育館を改修しなくてはいけない、現実に現場を見られて、かなり荒れていたということで、これではある程度の改修をしなくちゃいけないと思われての起案文に至ったと思うんですよね。率直に私、この間ずっと、現場を野田さんがずっと見てきて改修をしなくちゃいけないという認識に至っての起案文、そ

のときに1月5日に、率直に言って、バルーナーズということを12月21日にきちっと当時の畑瀬部長から話をされているのに、何で起案文を起すときにバルーナーズのバの字も記載されなかったのか、その辺はどうしてなのでしょう。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

基本的にバルーナーズの件、以前にもお答えしたかと思うんですけども、将来的にスポーツ合宿とか、そういうのも話を聞いておまして、バルーナーズの件も12月21日に会議にも入っていますので、一応そういうお話も、将来使われる、春から使われるということも頭に入れてはありました。将来的にはスポーツ合宿のほうもあるということもありましたので、基本的にはみんなで使う施設の修繕、改修になるかと思っておりました。

ですので、今回、私が1月5日に起案をさせていただいておりますけれども、そこで、この会議にも入っておまして、要望書とかもバルーナーズのほうから出ておりません。そういう要望書とかも出ていないものを起案上に書くというのは基本的に私どもはいたしません。普通財産の改修ということもありましたので、そういうことを基本的には行政マンと言ったらおかしいんですけど、ちょっと私は今までそういうのを入れたことがないので、要望書とかがあって、正式に担当課のほうからとか、こういう要望書が出ていますとか、ほかの件でも売却の分とかもいろいろうちのほうはありましたので、そういうところでも要望書とか出てくる分もありましたので、そういうのも出ていない現状もあって、そういうことまでは書けない、将来使うところの一つの団体ではあるという認識ではありましたが、そこをクローズアップしてという表現はおかしいんですけども、そこまでを書くという意識は私の中ではなかったです。

○江頭委員

そうですね、バルーナーズ、要望書も出されていないから、そういう行政手続をきちっと踏んでいないような事案ですので当然ですね、起案書に載せないというのは。それは野田さんの考え方、当然なのでしょうけど。

ということで、そんなら体育館だけ改修を行わなくちゃいけないというふうに判断されて起案書を起こされたんでしょうけど、この富士小学校、スポーツ合宿とか、いろんな平成26年廃校になってから執行部からのいろんな提案、そして議会側に説明を受けて、執行部と議会側といろんな密接な積み重ねをやっていたことは御存じでしたよね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

はい、知っておりました。

○江頭委員

それなのに何で体育館だけというふうにこの話が来たときに、それは不思議に思われなかったんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

基本的に財産の引き継ぎを全部受けておまして、そのところでも今回使うところが体

育館のみということもありまして、そこら辺のやりとりの中でも、ほかの学校教育課のやりとりの中でもそんなに急にというのは言われて、それは事実あって、どうしても体育館だけを先行してというのはおっしゃるとおり、おかしいなと一瞬は思いましたけれども、将来ここだけを——きっかけはバスケット、バレーナースというのはあるということは間違いない事実ですので、私もそれも頭の片隅じゃなくて、大部分はあったとは思いますが、そこは指示があったとおりにという感じにはなるかと思えます。

○江頭委員

皆さんも当然質問があるでしょうから、私はもうこの1点ですけれども、今の答弁で、体育館のみをするのは何かおかしいなと、しかし、バレーナースというのが、それだけの指示をされたからこそ、そういうふうにバレーナースのために、要するに間に合わないから早急に改修に向かわなくてはいけないというふうに考えられたのも、そういう意識があったからだというふうに思うんですね。というのは、当時の畑瀬部長は、ここであなたたちにプレッシャーをかけたと言われたんですよ。そのプレッシャーって、野田さん自身はどういうふうに受けとめたのか、それだけ最後にお聞かせください。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

そのプレッシャーという、これは私の受けた個人的な考えでよろしいでしょうか。

これは基本的に時間が短い、年度末に終わるのかというのはあったかと思えます。どうしても既決予算で執行するとなると、3月末までに検査を終わらせるというのは、そこは譲れないところがありますので、そういうのが本当にできるのかといわれるのはあったかと思えます。私が受けたのはそこになるかなと。

○千綿委員

12月21日にどこまでの指示があったんですか。例えば、先ほどちょっと答弁であった年度内に終わらせなきゃいけないとか、市民会館の解体費の8,500万円の流用とか、多分指示がなければ書けないですよ。どこまでの指示があったのか。既決内でおさめて、3月末までに完成させなきゃいけないという指示があったんでしょうか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

その時点で3月末までにというのはなかったです。後で会議に、13時から入っていますけれども、そこでスケジュールがサガスポーツクラブのほうからじわじわ出てきますので、その情報からもう春から練習をしたいというのは、実際そこからどんどん情報が入ってきていますので、そこからそういう情報を聞いてほしいということで多分この会議から入ってくれと言われた指示だと思います。

まずは体育館を必要最低限、必要な経費だけでおさめるようにという指示があって、現状を見ておいてというのは、本当にそれはそこだけだったので。あとは情報的にはそういう会議の中から入れていって、基本的に当初予算というか、次の予算でというのは、もう早くしないといけないだろうなというのがあったので、まずは既決の予算で流用してでき

るのかというのを翌日に財政課のほうに相談に行っていますので。情報が向こうから来てからの話になるかと思います。ある程度の流れというか、そういうのは基本的に私の頭で組み立てて、こうこうこうで、こういうふうな感じにというのは多分私がある程度御説明したと思います。

○千綿委員

野田さんの今までの経験の中で、例えば、民間の方が入られて、日にちを全面的に合わせているようなことしか聞けないですね、今答弁された部分に関して。通常は市役所というのは、その課内の中でいろいろ議題を出して決めていくと思うんですけど、バルナーズの関係者が入って、例えば4月から練習したいとか、それに合わせなきゃいけないというのが、例えば、課内での決定事項がなければ、普通であれば民間が幾ら言っても、いや、それはできないのはできませんと言わなきゃいけないじゃないですか。それを決定事項として思われたんでしょう。そう思われたから多分1月5日の起案文書になってくると思うんですけど。

言いたいのは、民間側の要望は要望として、それはあっていいと思うんですよ。済みません、よければ早くというのは、考慮はするんですけど、それは組織内での決定事項じゃないですね。組織内としては、いや、当然間に合わない私だったら、野田さんとか、大野さんにも今後聞きたいんですけど、通常今までの経験の中でない速度でやらなきゃいけないとなったときに、かなり無理しなきゃいけないんじゃないかなというのは脳裏にひらめくのかなという気がするんですけど。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

実際、12月21日の話の中で向こうから言われた、春から使いたいと、練習、トライアウトとかも考え、そのときはまだスケジュール的にはこういうのをしないとという感じで話をされていたんですけど、記者会見が実は結構早い時期を一番最初に計画されていたようにちょっと記憶ではあります。そのときに練習とかはできますかと言われた記憶があります、1月中にと。それはとんでもないと。私たちは現場を午前中に見てきていますので、いや、それはできませんと。行政のほうも、先ほど言われたように、言われたから全部やりますとかそういうのは——できることは譲歩しますけれども、できないことはできないということ。

ですので、今までずっとあったお話、あの建物については耐震機能が満足していないので、住民とかほかの団体が使うときはそういう保障がないと、やっぱり事故があったときは佐賀市が補償しないといけませんので、そこら辺は事前に多分企画調整部のほうが伝えたと思うんですけども、そういうのもまず説明して、こういう状態の建物なんですよというのは。現状を見てきたら、初めは研磨でいけるか、張りかえか、まだこの時点では決まっていないんです、実は。業者を今度新しく、12月25日につけさせていただいていますけれども、まだ12月22日に菰田建設に参考見積書を依頼したときは、まだ研磨でいけるか、

張りかえにしないといけないかというのは、全く決まっていない状態で、25日に菰田建設の知り合いの板屋を呼んで、状態を見てもらって、これなら1回研磨はいけるということで、ある程度方向性が一つずつ決まっていくような感じなので、そういうのも全く決まっていない段階で、バルナーズのほうにいついつから使えますよとはとても言えなかったもので、佐賀市としてできる範囲内、ここまでは貸せませんか、それ以降になりますとかというのは話の中で決めさせていただいて、上にその当時の鶴課長とかに上げて進めさせて——私たち個人で大野と2人でという決め方ではなくて、ある程度組織内で動いていましたので、協議はしていたということで考えています。

○千綿委員

通常、課内である程度決定して次に行かないといけないんですよ。

ちょっと1点聞きたいんですけど、野田副課長、起案文を出したのは、今回これで何回目ですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

起案文については結構、富士の別件の土地の関係とかも私がさせていただいています。この前お答えしたので年間四、五十件は私の起案で上げさせていただいています。

○千綿委員

今までの経験として、起案文は例えば課長に行ったときに、またいろんなことを聞かれて起案文が変わっていくことは多分往々にしてあると思うんですが、その四、五十件出された中で、最終の起案文が原文のまま行ったことってありますか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

原文で行くこともあります。そのときにはこういう起案で動かしてほしいというのは回す前に相談に——電子決裁なのでするするっと行きますので、その前にこういう感じだというのは口頭とか、わからないときは紙も持って行って事前説明というのはさせてもらっております。

この件については、ある程度急いでいたというのも現にあるんですけど、上のほうには口頭で説明も現に行っています。

○千綿委員

ということは、この原文が通っても全然違和感はないという感じですね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

いろんな部署にわたって承認をいただいておりますので、そこの担当者とか、そこには事前に、回す前に事情を説明して、こういう経緯でというのは説明したかと思えます。

○千綿委員

ちょっと起案文書と離れますが、今回、12月21日に聞かれて、その改修が3月末までに終らなきゃいけないということが可能かどうかというのは、最初から可能だと考えられていたんですかね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

私も技師ではないので、その経験がないものですから、その分についてはその当時の畑瀬部長がその件については大野も指名して2人でという感じになったんだと思います。

○千綿委員

今のもう一回、畑瀬部長が大野と一緒にとにかく3月末までにやってくれと言われたという認識ですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

今言った大野の分は、今まで庁舎管理のほうをしてきた経験とか、ほかの工事を見た経験もあるので、そこの経験を私にアドバイスをしてくれみたいな感じで考えて、私と一緒に呼ばれて指示を受けたんだと私は思っていました。ですので、私は基本的な行政の一般事務のほうをして、現場とかそこに強い大野については、業務分担じゃないですけども、その分で2人で進んでくれというふうな感じで受け取りました。

○重松委員

先ほど野田副課長は、この起案文書については余り違和感を感じなかったというようなことだったんですけども、実際起案の文書を見ると、窓ガラスの破損及びそれにより浸入した雨水による床等の腐食などがひどく損傷しているということが判明したと。だから、いち早く工事に入らないといかんみたいな、そしてそのままほったらかすと、本市の財産上の不利益をこうむるということで起案を起してあるんですね。それで29名の承認をもらっているわけですね。

ところが、総務部長の謝罪の文書の中では、施工業者に確認した結果、工事明細の中にガラスの交換が含まれていなかったと、要するにガラスは割れてなかったと。それをガラスが割れていたと認識していた職員は起案した担当のみ、要するに野田副課長だけが知っていたと。だから、全てをあなたに責任を持たせて、トカゲの尻尾切りじゃないけれども、そういう感じをそのとき私は受けました。実際緊急性がなかったわけですから、これは。窓ガラスは割れてなかったと。

ただ、そのときに言われたのが、当時、投石による校舎内の窓ガラスの破損が非常にひどかったと、そういった状況の中でこれを体育館の破損と混同して、例えば認識違いとか思い込みとか、そういう人の錯誤で起案を起したんじゃないかなというようなことだったんですけど、これは緊急性がないということは随契の理由も崩れてきますので、公文書違反というようなことも新聞でもたたかれていますけれども、それで、あくまでも至上命令で当時の総務部長か武富課長からの指示はなかったんですか。自分の考えだけで起案を起したんですか。ちょっとその確認。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

この起案については、自分の考えだけでさせていただいています。

先ほどガラスの件なんですけれども、これは私の確認が不十分で、いろんな――校舎の

窓ガラスが割れているのとか、体育館の中に三、四センチの小石が幾つかあったのと、きょう説明いたしました所管事務調査10の資料で写真を3枚出させていただいていますけれども、そこで腐食というのが体育館のほうではなかったんですけど、ステージの南側のところの床がもう抜け落ちそうな感じで、もうそれは私が12月22日に入ったときに、覚えているんですけども、がくつとなったので、後続の方、大野係長もいたので、ここはもう抜けそうな感じだから気をつけてねと注意したのを私も大野も覚えていましたので、そういうのと、あとワックスとか結構今回鮮明な写真を菰田建設からいただきましたのでつけさせていただいているんですけど、使うのであれば研磨とか、そこら辺は至急したほうがいいなど。

業者にその辺も、ガラスが割れているか割れていないかとかいうのも確認したときに、菰田建設からもあの時点で掃除だけしてワックスというのを依頼したら受けてくれていたかといったら、そういうのは絶対受けないと。理由は何ですかと言ったら、そういう床の状態です掃除してウレタンのワックスとかを塗ってもすぐに剥がれやすいという現状があって、そういうので後でクレームとか出たら嫌なので、そういう仕事は受けませんというのもあったので、それは後づけなんですけれども、基本的にはちょっと私の確認が、割れている、割れていないというのは思い違いというか、ちゃんと確認していなかったというのが私の反省点と痛感するところで、その点については誰からの指示とかではありませんでしたので。

○重松委員

結果的には窓ガラスは割れていなかったということで、緊急性はないわけですね。実際ここが廃校になったことが2013年で、もう5年たっているんですよ。5年ほったらかしていて、何で緊急性ですか。おかしいでしょうもん。そんなに急ぐんだったら、それだけ経費もかさんでくるんだったら、もっと早く改修すればよかったんじゃないですか、地元も使うと言っているんだたら——それもやっていない。もしくは緊急性がなかった場合は随契には値しないわけですね。そうなると、地方自治法の随契の部分でひっかかるわけですよ、これは完全に。

それと、佐賀市が財務規則というのをつくっているでしょう。あくまでも随契は2名以上見積で、工事は130万円以下ですよ。それが随契の対象ですよ。そして、1名の場合はたった5万円ですよ。5万円が対象になりますよね。全然財務規則にも違反しているじゃないですか。そこら辺知っているんですか、佐賀市の財務規則とか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

そのときはガラスが割れていてというのが頭にありましたので、緊急性という、地方自治法の分と財務規則の分、起案のほうにも条文というか、第何号というのも、ちょっと今すぐには覚えていませんけれども、それは記載させていただいて、この条文が使えると思って起案はいたしております。その分については一応調べさせていただいて、委員がおつ

しゃる緊急性がなかったという、ガラスが割れてなかったので緊急性がなかったということと言われると、そうなんですけれども、状態的にはすべきだったのかなというのは、私の個人的な見解ではなるべく早く、使うのであれば、そのときも業者とかに確認はしていただいて、今なら研磨でできるという、だから、いつまで研磨でいけるのかというのは想像でしかないんですけれども、張りかえになったら大きなお金がかかるというのは後ろで考えておりましたので、今回、経費も一番最小限でというのがありましたので、研磨ができるというところでさせていただいたと。ですので、その理由を書かせていただいたということで私は考えております。

○重松委員

本当に自分の考え、思いで起案を起したということでもいいんですね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

はい、私の思いで書きました。

○重松委員

もしかして、公文書偽造に抵触する面があるんですよね。あると思うんですよ。実際なかったことを起案に上げて、29名の承認をもらっているわけですから、これは考え方によっては完全な公文書偽造に抵触するようなことだと思うんですね。これをもし偽造公文書作成罪ということになれば、これは刑法ですから、要するに公務員がその職務に関して文書とか図面を変造するという犯罪ですよ。そこをわかっているんですか、自分一人がかぶって。これだけマスコミ関係、広く市民も知っています。それでも一人でやったということですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

私が、ガラスが割れていなかったけど、割れていたと書いていたらそうなるかと思いますが、その時点で私は割れていたと考えて書いております。そのときの認識が、今回業者への聞き取り等で、ガラス工事がなかったというので、割れていなかったということに結論づけられて、私もそこは確認を自分自身がしていなかった、最終確認を、割れている写真を撮っているとか、自分で写真を撮ったとかいうこともしておりませんので、そこについては非はあると思います。

おっしゃるとおり、どの時点で私がということであれば、そういうこともあるかと思えます。しかし、誰からか言われてやったのかと言われてはいますけれども、この件についても本当に私が書いていますので、誰からの指示があって書いたとは——私は自分のあれで書いております。

○重松委員

わかりました。最終的にはそのときのガラスが割れていたというのは思い込み、記憶違い、そういった認識で起案したということですかね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

そのとおりです。

○千綿委員

済みません、1点だけ。

先ほどから緊急性という言葉が出ていますが、通常、行政用語の緊急性というのは、市民の生命、財産が危ないときというのを私は県庁職員の方から聞いたんですが、そういう認識ではないということですかね。野田副課長が緊急性があるということを言われていますが、当然行政用語でいう緊急性というのは市民の生命、財産が危ないとき、災害のとき、喫緊のどうしようもないときという認識を私の中では思っているんですが、野田副課長の中の緊急性という定義というのは、なるべく早くしたほうがいい、要するにこれより研磨ができなかったときは大きな金額がかかるという認識なんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

今、委員から御説明があったとおり、緊急性の中にも防災とか生命、財産を守るという部分もあり、起案の中にも書いていたかと思えますけれども、早目に手を入れておけばここまでよかったと、財政負担というものもあるかと思いましたので、その分が今回は緊急性が私の中では頭にあるということで考えていただければと思います。

○江頭委員

この改修は、設計書は大野さんが設計したと。ですよね。そのときに2人で組んでされて、設計書の工事の箇所の中に最初からガラス工事は入っていないんですよね。それって、ガラスは割れていたと起案書に書いた野田さんと、そこの部分が合わないじゃないですか。それはどういうふうに説明されるんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

設計の段階で、大野のほうがその部分をしておりますけれども、そういう詳細の工事の内容について、大きなところでは話をしていますけれども、そのガラス工事に関するところまではちょっとお話ししていなかったというのが現状であります。

○江頭委員

起案書をきちんと読むと、経年劣化によるだけでなく、最初に出てくるのが、要するにいたずらによると思われる消火器の散乱もそうですけど、窓ガラスの破損及びそれにより浸入した雨水、これが一番基本の文章なんですよ。そして、先ほど千綿委員も言われるように、起案書の件名は緊急改良工事というふうにしてこの起案書をつくられているんですよ。というのは、窓ガラスというのは、それなりにコーティングしたり、入れかえもしなくちゃいけないから、当然見積もりの中に入れ込むことは、あなたにとっても、大野さんにとっても当たり前のことなんですよ、どう考えても。そのあたりが何か物すごく矛盾が起きるものだから、一概に信じがたいと思うんですけれども、その辺いかがですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

一番私が心配したのが、ステージの南側の倉庫のところの床の腐食というか、ふわふわ

しているところがありましたので、そこがそれ以上膨らむと、アリーナのほうもいくのではないかというのは心配がありましたので、一番はそこが一番心配なところでありましたので。心配なところだったので、それを早く改良しないとというのが理由になります。ガラスのあれではなくて、腐食していて、ふわふわしていたところが広がってくると、床の研磨だけでなく張りかえという感じになるのかなというのが見えましたので、そこで考えて緊急という言葉を使わせていただいているかと思います。

○重松委員

先ほど緊急性のことを千綿委員のほうから言われましたけれども、ちょっと勘違いされていると思います。この緊急性というのは、逐条解説、地方自治法を見ると、どうしても緊急に必要なのは、例えば、災害時において一般競争入札とか指名競争入札ができないとき、具体的に言えば、堤防の崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事、それと電気機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事、それとアスベスト除去工事、これだけが対象になっているんですよ。全然違うじゃないですか、今度の緊急性と。これは地方自治法ですよ。逐条解説書をわざわざ取り寄せましたよね、頼んで、資料提出をお願いしますと。全く勘違いです。都合のいいように言っているじゃないですか。どうなんですか、そこら辺。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

済みません、今回、起案に書かせていただいている随契の理由についても、その一点で書かせていただいている、その逐条解説とか、そこら辺まで読み込んで書いてはいなかったもので、委員のおっしゃるように、はき違えていると言われたら、はき違えているのかなというのは反省点であります。済みません。

○宮崎副委員長

確認ですけど、後に入るんでしょうけど、午後の会議でブルーナーズからスケジュールが出てきて、ああ、このスケジュールで進めないといかんとねというふうに感じられたんですよね。先ほど副市長からのプレッシャーはどう感じられましたかというふうにしたしか質問があったときに、いや、時間が短いなというふうに思ったと。畑瀬副市長から3月までにつくってしまいなさいというふうに明確に指示があったわけですよ、今の答弁を聞いていたら。そこはどうかなのか。

それともう1つ、既決予算でしないといけなかったというふうにおっしゃったんですけど、それはあくまでも御自分が判断をされたんですか、それとも3月末までにしないといけなかったので、既決予算でしないのと、そこはつながってるので、その副市長からのプレッシャーと、日本語でいうと圧力ですよ。圧力、指示、そこら辺どうだったのかを教えてください。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

副市長から修繕で使えるようにというのが基本、そこになってくるかと思いますがけれど

も、そこで4月というのが見えていたのかどうかちょっと覚えていないんですけども、21日の午後の会議ではそういう話が、なるべく早く、ですので、向こうのイメージとすると、掃除してニスを塗ったらすぐ使えるだろうという感じは考えられていたと思うんですけど、現状を見て、そういうのは絶対だめと、耐震もしないとだめなんでというのはあったので、あと既決予算となると——当初予算でいくとぎりぎり査定とかが始まっていたので、もう最終段階、1月に入るともう市長査定とかになってくると思いますので、このタイミングで来ると、平成29年度の予算でどうにかやれということかなというのは想像できて、市民会館の分が残っていたというのは、そこで指示があったのかどうかはちょっと覚えていないんですけども、私どもの課内での予算の動きはそういうのが残っているというのは私は特にわかっておりますので、プロポーザルで売却されて残っているというのは頭にありましたので、その組み立てで流用してという感じはあったかと思います。補正をすると3月、それも同じぐらいのタイミングで上げていかないといけないと思いますので、そこまでずばり上から指示があったのかといたらなかったと思います。その言葉の端々で予算についてはこういうふうな動きとか、あと財産の動かしについてはこういうふうな動かしというのは考えていったと思います。

○野中宣明委員

確認ですけど、窓ガラスの件でさっき割れている、割れていないというところに入っていたんですけど、1点だけちょっと確認させてもらいたいんですけども、窓ガラス工事が必要でなかったということですよ。そうすると、これ起案文が全然違うじゃないですか。野田さんが起案内容に窓ガラスが割れているということで書かれてあるので、窓ガラス工事が不要ないということは、当然起案書が間違っているということになりますよね。間違っているじゃないですか。間違っているということは何の時点で気づかれましたか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

前回の所管事務調査のとき、窓ガラスの件とかで言われていて、終わりました戻りまして、総務部長と副部長からもう一度聞き取りがありまして、私はそのときは割れていたという認識でございました。事実関係ももう一回話して——新聞に多分出たかと思いません。それを私も見まして、一応上に報告というか、相談をしまして、菰田建設に聞き取りをさせてほしいということで、そこで土曜日だったと思いますけど、菰田建設に連絡をとって聞き取りをして、そこでガラスの工事についてはやっていないということで確認をとったら、やっていないですということで、菰田建設から聞きましたので、その時点で、私の認識というか、割れていなかったというのをもう一回そこでわかりましたので、私はずっと割れていたと思っていましたので、そこで聞いたのがちょっと私の中で一番大きかったんで、そこでまた聞き取りが終わった後、総務部長と副部長に報告を差し上げたということです。

○野中宣明委員

そうなる、ガラス工事は明細に入っていないので、これ設計を立てられたとき、野田副さんじゃないということですよ、大野さんですかね。これ起案内容、間違っているよという指摘はなかったんですか、どなたからもなかったんですか、周りから。工事完了までの間で。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

それは一番最初の起案と、あと設計を入れた起案、どちらもということですか。

○野中宣明委員

起案内容が窓ガラスの破損により雨水が浸入してきている、床が腐食しているとかひどい状態になっているということで野田さんが書かれていますから、実際は割れていなかったということになりますと、工事の中にガラス工事自体がないじゃないですか。起案内容と工事が全然違ってきますよね。それは誰か気づいて、いや、野田副課長、これ起案内容と全然違いますよ、現状がという指摘はなかったんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

私の記憶する限り、指摘はあっていないです。

○千綿委員

そもそも図面がなかったですよ。図面がなかったけれども、設計書というか、通常切り抜きというんですか、あれは出しているわけでしょう。そのときにガラスの見積もりというのは入っていなかったんですか。そもそも論になるんですけど。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

その件に関しては大野のほうが、そこの切り抜きとか設計書のほうについては担当してつくっておりましたので、ちょっと私がそこまで把握できておりませんので、その点についてはできれば大野のほうに聞いていただければと思います。

○千綿委員

3月末に課内の検査をされている。契約検査課じゃなくて課内の検査だと思うんですが、その検査のときというのはわからないものなんですか。ガラスを交換して工事したというのはわからないものなんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

工事の検査についても、ちょっと私も、立ち会いとかはよくするんですけど、図面というか、書類を見てこうこうこうというのはちょっと実際していないもんですから、そこについては済みません、わかりません。

○千綿委員

最後になりますけど、市長が謝罪会見のときに修繕だと思っていたという答弁をされています。それで、野田さんにお尋ねしたいんですが、修繕と改修の金額的な、例えば、どのくらいというイメージがあれば、ちょっと言っていたきたいんですけど。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

金額でというと、私もわからない——基本的に今回、耐震の工事というか、方杖を初め10本入れていて、最終的に5本にしていますけど、そういうのはどうしてもやらないといけないというのは頭にありましたので、それが修繕でできるかといったら、それはちょっと私はないと思っていますので、あと研磨するとしても、このぐらいの部屋の大きさであれば、すぐに終わるような工事でも、体育館となると、相当な面数ありますので、ある程度の金額で、ワックスも3層塗りとかいうのも昔から聞いたことがありましたので、ある程度のお金がかかるだろうなというのは思っておりましたので、そこは担当者としてとの認識の違いはあったのかなとは思いますが。

そういう工事明細とかも、まず出していなくての口頭での説明というのもあったのかなと。書類も十分に作成できていないまま遂行してしまったというのが一番の今回の原因かなというところも反省点かなと私の中では思っております。以上です。

○野中宣明委員

先ほど検査のお話になったんですけども、検査のときに野田さんが書かれた起案書と全然違う工事ですよ。野田さんは窓ガラスが破損していたからということ起案の内容に書かれているんですけども、実際は窓ガラスの補修の工事はあっていない。となると、起案書と工事が違ってきますもんね。そうすると、検査のときに気づかなければいけないんですけども、スタートが間違っただけでこういう工事があって、そして結果がこうなっていて、検査でもそこは区分できていなかった、見抜けなかったとなれば、非常にまずい話なんです。そこは起案を立てられた側としては、その流れをどう見られますか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

おっしゃるとおり、原因となるのが、ガラスは割れていなかったということに結果、なっております。今回させていただいた工事については、大きく分けると耐震と床の研磨を基本的にさせていただいて、一番最初は起案の理由として書いていたんですけども、実際検査のときには現状、床の研磨できれいになっていると。耐震も行って補強もできて、皆さんに使っていただける施設になっているところを一番見ているのかなというのがあって、一番最初との整合性というところまでしっかり私も見ていなかったのが、言われているとおり、最終の確認、詰めが甘かったのかなと私自身思っておりますので。

○富永委員

関連でもないんですけども、ずっとお話を聞かせてもらっていて、野田さんが12月21日の朝一で当時の畑瀬部長から指示を受けて、1月5日の起案をする約2週間の間、いろいろ考えられて起案をつくられたと思うんですけども、これ読ませていただいたんですけど、これは野田さんが悪意を持ってつくられたとは到底思っておりませんし、ただ、副市長がいつだったか、担当がということで責任を負わせようとされたときに、本当に気の毒だなという思いすらありました。

そこで、1点確認なんですけれども、先ほど江頭委員が起案の中でブルーナーズのバの

字にも触れていないということに対して、野田さんは将来の団体の一つであるということ
で認識をしたので書いていないんだということでおっしゃいました。ただ、そういった中
で、複数の方が承認をされているんですけども、このブルーナーズの記載に関しては、
誰もそこであれは載せたほうがいいんじゃないだろうかというのを言い出した方はいらっ
しゃらなかったですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

その助言はありませんでした。

○富永委員

副市長から指示があって、3月末までにやらなきゃいけないという中で、いろんなプレ
ッシャーなり圧力なりという話が出ておりますけれども、地方公務員法の中には職員は上
司の職務上の命令に忠実に従わなければならないという文言がありまして、そういった中
で忠実に従われていたんだと思いますけれども、その中で、いわゆるプレッシャーとか、
これはちょっときついなど、ハラスメントじゃないかなと思うようなことはありましたか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

ハラスメントについては、あったとは私の中の認識ではありません。

○野中宣明委員

何点かお伺いします。

まず、先ほど野田副課長のほうから、これはバスケットボールチームだけでなく、い
わゆる広く多くの方が使用するための改修だと思ったという説明があったと思うんですけ
れども、明細を見てみますと、これはバスケットのコートラインだけしか入っていないん
ですよ。後で設計変更して、バレーボールとかバドミントンとかのコートラインが入って
きているんですけども、そういうことからいくと、バスケットボールのための改修とい
うことにならないんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

これも大野と話したんですけども、バスケットというのは最初から話にも入っており
ましたので、バスケットボールは使われるということで、そのときに企画調整部のほうと
かに相談はしたんですけども、ちょっとまだそのときにほかのスポーツ、ほかの体育館
でもいろんなスポーツのためにいろんなラインが乗っておりますけれども、幾つか乗せた
ほうがいいのではなかろうかという考えもあったんですけども、まだ企画調整部のほう
がそこまでいっていなかったんだらうと思うんですけども、後で最終的にバドミントン
とバレーボールを追加してほしいというのも、大分たってから申し出もありまして、それ
も設計変更でさせていただいたところですけども、一番最初から設計変更でいこうとは
思っていなかったんですけども、最初に入れられるラインはどうしても入れておいたほ
うが後でテープを張るよりかはきれいになるのではなかろうかという考えがありまして、
バスケットボールだけ最初に入れさせていただいておりました。

○野中宣明委員

済みません、ちょっと話が飛んで申しわけございません。野田副課長は起案書はいつから書き始められたんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

1月5日の起案書、多分年末ぐらいから考えて書いていたと思います。1月5日はあれだけの決裁をいただいていますので、もう朝から決裁で説明とかさせていただいていますので、その日ではなく、前々から練ってつくっていたと思います。

○野中宣明委員

12月21日に3回会議が行われていますけれども、ここではいろいろ体育館改修に向けた話し合いが行われていると思うんですけれども、いろんな情報が飛び交っていたのかなというふうに思うんですけれども、例えば、ここでは後ほど出てくるんですけど、武富課長も入っていらっしゃるんですね、15時からの会議なんですけれども。武富課長は私たちの最初の答弁では、窓ガラスが割れていたということをおっしゃられていたので、そこら辺で武富課長のほうから窓ガラスが割れていたよというふうな、何かそういう情報とか、そういうのが複合的にここで飛び交っていたというのはあるんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

そのときではないと思うんですけれども、窓ガラスが割れてと、体育館、校舎側とかはなかったと思うんですけれども、私どもも最初に行く前に情報として荒らされているという情報は入って見に行っている、現場に行ってみてわかったのではなくて、事前にそういう情報も入れて、鍵はどこが持っているとか、そういうのも富士支所が持っている、富士支所の総務地域振興グループだというのも、そういうのも情報を入れたときに、多分入ったのは企画調整部のほうからいただいていると思いますので、ちょっとこのときの分で窓ガラスとか、そういう意識がというのはちょっと定かではないんですけど、そういう情報が事前に入ったというのはあるかなとは思いますが。

○野中宣明委員

情報が入ったのは、どちらかという企画政策課のほうからの情報が入ったということでもいいんですかね。窓ガラスとか、そういった荒れていたという情報については。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

私の記憶では、多分そうだったかなと思います。済みません、断定はできないんですけれども。

○野中宣明委員

そうすると、12月21日の前ということですよ。そこら辺の情報が入ったということですね。ということでよろしいんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

指示があって行くときに電話をかけて担当者に聞いたかどうかはちょっとわからないん

ですけど、その日かその前だとは思いますが。

○野中宣明委員

これは決算審査のときに言われた話なんですけれども、バスケットボールチームのことは、チーム側からはぜひ伏せておいてくださいと、まだ公表しないでくださいということが出ていたんですね。これは知っておられましたか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

はい、知っておりました。

○野中宣明委員

それはいつぐらいに聞かれましたか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

多分この21日の会議のときに、私の記憶では、初めの予定で1月13、14、15日ぐらいで記者会見をという予定があったみたいだったんですけれども、それは向こうサイドの予定なんですけれども、それで初め調整されていてちょっとオジャンになったという経緯もあったと思うんですけれども、そういう話もその中でされていたのは記憶しています。

○野中宣明委員

それはどちらからの情報ですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

そのときは多分サガン・ドリームスの佐藤氏、小柳氏が発言されていたと思います。

○野中宣明委員

それがあったがために、バスケットボールチームの言葉を、内容を起案書に載せられなかったんじゃないんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

早く言えばオフレコじゃないですけど、そういうのは基本的に外向けなので、起案は内向けなので、それを入れていないというのは、先ほど一番最初に言った理由だけで、オフレコでもうちの中だけ、外向きに言わないのであれば、それは漏れない話なので、守秘義務とか公務員にはありますが、そこはちょっと違うかなと思います。

○野中宣明委員

だから、野田さんが起案書を書かれるときにバスケットボールチームのことは公表しないでくださいと、まだ設立前だからということ聞かれたと今おっしゃられたので、これがあったからこそ書けなかったんじゃないのかということを行っているんですけれども。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

いえ、そこはちょっと違います。

○野中宣明委員

要は要望書がなかったからということだけの理由ですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

基本的にはそういう感じ、要望書というか、先ほど言った、みんなが使うところの施設になるというので、その一つというのが私の頭の中にあって、要望書があったらピックアップで出てくるかとは思いますが、その要望書がうちに出されても財産活用課としては書けないという、今回出されるのであれば秘書課に出されて、受け付けをどうするかというのは、こういう文書が出ていますよと、課長から課長とかに来れば、そういう書きぶりはあるのかなと思いますけれども、そういうのはなかったもので、財産活用課としてはそれを理由に挙げるのはできない——できないというか、挙げられないというふうな判断を私がしました。

○野中宣明委員

9月27日の決算審査のときに池田総務部長の答弁の中身として、起案は担当者、野田さんのことですね。それで、意思決定者は畑瀬前総務部長であるということ言われています。最終決裁者は、それは当然市長だけでもということ言われているんですけども、意思決定者という意味は組織上どういう意味合いになるんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

その意味からいくと、予算執行指示者になるかとは思いますが。

○山下伸二委員長

その予算執行指示者とはどなたですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

今のあれでいくと、その当時の畑瀬総務部長です。

○野中宣明委員

だとすると、市長は先日の記者会見でこう言われているんですよ。要約しますと、起案文書を即日決裁した理由、即日の決裁なんですね、これ。市長が畑瀬総務部長から12月27日ですか、年末に報告を受けたあの話なんだなと思って承認したんだということを述べられておるわけですが、市長は一貫してこのバスケットボールチームの練習場使用が改修の目的と、考えがあるという認識を非常に記者会見の中でもあらわされているんですね。続けて言われたのは、隠す必要はなかったと、このバスケットボールチームに関して。だから、なぜ書き添えなかったのかと、なぜ隠したのかわからないということも結構頻繁におっしゃっていたのを私も聞いたんですけども、そういう意味ではチームから公表してはちょっとまずいという話も事前にあっていたというのを野田さんも聞かされていた。ということは、これは佐賀市も聞いていたということなんですね。聞いていた中で、野田さんは、それは別段として起案は起案として上げようということで上げられた。でも、意思決定者は、さっき言われた予算執行する責任者ですかね、これは畑瀬総務部長だということであれば、当然畑瀬総務部長から起案者に対して、野田さんに対して指摘があってもいいと思うんですよ。これ起案内容が間違っているよということにならないんですかね、通常。そこはなかったんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

それは私にはなかったです。以前、多分畑瀬副市長が言われたと思うんですけども、バルナーズの理由を書かなくても、この理由で執行できるというふうな判断を畑瀬総務部長がその当時したということと言われたかと思います。判断したと。

○野中宣明委員

そこら辺がちょっと私たち、行政の中のことがよくわからないんですけども、そうなると思決定者の決定の仕方が間違っていたということになるんですかね。だから、畑瀬総務部長が間違っていたということになるんですか。だから、チェックが効いていないということなんですよ、外から見たら。そういうことでよろしいんですか。

○山下伸二委員長

答弁できますか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

済みません、そこはちょっと私では判断ができないと思います。済みません。

○山下伸二委員長

おそらく答弁できないでしょうね。

○江頭委員

これは確認ですけども、体育館の改修の予算流用は12月21日に畑瀬部長から市民会館の解体費用を使うということ、野田さんはそれで認識したと、それでよろしいですか。起案文をつくる時に、改修の費用というのをやっぱり考えますよね。そのときに畑瀬部長から市民会館の解体費を使うと、そういう指示をされたということで認識してよろしいですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

今お尋ねの件で……

(発言する者あり)

これを使ってというのは……

○江頭委員

起案をつくる時に当然これだけの改修をするということにおいては、予算が伴うということですよ。だから、当然その日に市民会館の解体費の9,000万円近い金があると——いや、あれは5,000万円減額を——済みません、当時はまだあるわけですね。だから、そのときに畑瀬部長から指示をされたと。もうイエスかノーかで。違っていたら、いつかということを簡単に教えてください。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

それは12月21日ではなくて、予算の流用伺いをしているかと思います。

○山下伸二委員長

1月12日の分ですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

はい、1月12日の。この時点でお金が幾らかかるとというのが全くまだ見えない状況でしたので、ある程度のお金はかかるだろうと頭にはあったんですけども、大体幾らぐらいというのが出ていない状態でしたので、想定で、おっしゃるとおり、ある程度のお金はかかると私どもも思っていましたので、あそこにお金が事業の目の中にあるというのはわかっておりますので、そういう相談までしたかもしれませんが、ちょっと断定はできないということで。

○千綿委員

起案者として聞きます。昨年3月の補正予算の説明のときに、財産活用課の中で課長が、要するに先ほど江頭委員が言われました市民会館の解体費8,500万円が民間でやることになって浮きました。しかし、公民館のアスベストがあったので、それが増額になっていきます、5,000万円の減額か何かで終わっているんですね。そのときに一切この説明はなかったんですよ。富士小学校の体育館の話はなかったんですけど、起案者として、通常はその当時の課長、今の課長じゃないですよ、前課長が言わなかったことに関して起案者としてどう感じられましたか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

そのときはおっしゃるとおり、減額を5,000万円していますけれども、もう1つ、大和中央公民館の分で九千何百万円プラスの補正をしています。合計で目の中でプラスの補正をさせていただいていましたので、課長にちょっとお話をしたときは、増額の部分が興味があるだろうと思って、そちらのほうの説明をしたと。私も議会事務局に行き行って聞かせていただいたんですけども、アスベストとかの質問を結構議員何名かに受けていたというのはありましたので、そちらを中心にされていたというのはありました。

○千綿委員

いや、実は慣習法になりますが、議会と執行部との取り決めで、通常500万円以上の金額の増減があった場合は説明してください、もし必要なことであれば、それ以下でも説明してくださいというふうなことで今まで言っているわけですよ。流用は当然その金額、同じぐらいのことであれば説明するべきだという認識はなかったということなんですかね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

私の中では、資料的には出していたかと思うんですけど、基本的にはその当時は鶴課長だったので、鶴課長が組み立てられて、準備されてしゃべられたと思いますので、私がこれは中心的に言ってくださいというところまでは申し上げておりません。

○千綿委員

いや、実際起案者ですよ。起案者で、実際工事しているわけですね。約3,000万円近くのお金を流用してということになるじゃないですか。起案者としては、その金額を使われているわけですね。そのときに、議会に説明しなくてもいいと思われた理由が私はよく

わからないんですよ。

そもそも論からいうと、これ説明していたら、多分ああ、頑張っただね、バルナーズで終わっているような感じなんですよ。何で説明されなかったのかよくわからないので、誰も何も言わなかったのかなという気がするんですが、そこを例えば起案者として、ずっとおられるじゃないですか。3月の補正のときだけではなくても、例えば当初予算の説明のときでも、通常は、いやいや、こうなりましたとかいう話は説明できるわけですね。6月議会もありました、9月議会もありました。そのときに一切の説明がなかったんですよ。

そもそも9月議会で決算審査の中でもなかったんですよ。決算審査の中でもなくて、補正予算の中で、いやいや、7億5,000万円の国の補正がついて、できるようになりました、いや、ちょっと待ってよって、体育館できているじゃんという話なんですよ。執行部側からの説明で一切今まであっていないんですよ。起案者としておかしいと思われませんか。何で説明しなかったか、私いまだにわからないんですよ。何で説明しなかったのと、正直。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

済みません、そこについては、幾つか議会も経過して、言うチャンスがということで御指摘があるとおりで、課長も春にかわりまして、これ言わないといけないですよとか、そこら辺まではちょっと私も進言していなかったというのは反省点になります。

あと、議会への報告となると、ちょっと私どもが報告を上げるということはやっぱり違う、まだ上の方でという思いがありますので、ちょっとその辺については役割分担で、私たちは現場だけかなというのはありましたので、そこまで頭が回らなかったということは御指摘のとおりで、今後反省しないとイケないなと思っています。それはちょっと私の判断ではできなかったのです。

○千綿委員

確認です。ある程度の流用とか議会の説明は全部上で決めているということですね。それでいいんですね。ごめんなさい、確認なんですけど。普通だったら、僕が起案者だったら、いや、これ説明しておいてもらわないと困りますよという話にならないかなと思うんですけど、そこをちょっともう一回いいですか

○財産活用課副課長兼財産活用係長

これを言ってくださいというのはなかったのです、基本的に上の方でここまで組み立てて言われるというのは、決算であったら課長とか、そこら辺で組み立てられて話されていると思いますので。

○千綿委員

いや、だから、決算だったら新しい課長になっているじゃないですか。前年度のことはわからんでしょう。そしたら、課長同士引き継ぎするのが普通じゃないですか。ということでしょう、おっしゃっているのは、課長同士が引き継ぎして、その中で説明する必要がないと判断されたから、決算では説明されなかったという認識でいいですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

そのとおりだと思います。

○山下伸二委員長

そのとおりだそうです。

○宮崎副委員長

12月21日から先ほど流用の指示は1月12日に畑瀬部長からと、今確認をとられて、イエスカノーかははっきり言われなかったもので、イエスですか、ノーですか。1月12日に予算流用の起案をしたときに、畑瀬副市長から指示があったのか、なかったのか、それはイエスカノーかははっきりまず答えてもらっていいですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

指示というか、この予算の流用でさせていただきますというのは確認をとったと思います。

○宮崎副委員長

12月22日に財政課長から畑瀬総務部長へ流用の確認となっているんです。備考の中で、財政課長から畑瀬総務部長へ流用で対応するか確認を行ったということは、この時点で畑瀬総務部長もお金が8,500万円か9,000万円かある、それを流用するんだという認識があった上で、財政課長がそれでいいんですよねという確認をされたんですよね。そういうふう認識していいんですよね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

今、委員がおっしゃられたように、その相談は、先ほど言ったのは、総額もわかっておりませんでした。その予算の財政課への相談というのは、こういう動かしをしたいということで相談をしていると思いますので、委員がおっしゃるように、その予算をこういうふうにする、額は決まっていなくても、こういうふうにするという大枠は相談があって、そこからという感じに考えています。

○宮崎副委員長

市長が1月5日の起案を決裁したときに、これは300万円ぐらいの修繕費と思っていたというふうに記者会見でおっしゃいました。先ほど12月21日、現場に行って、窓ガラスが割れておったという認識でおられたんでしょうけど、これはステージもさわらないといかん、床も研磨を3回しないといかん、耐震もしないといかんということで、現場サイドとしてはとても修繕という感覚じゃなかったと、改修という感覚だったと先ほどおっしゃいましたよね。それは総務部長とかに、いや、修繕じゃないですよ、改修ですよというふうにはちゃんと相談とかされているわけですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

12月中——12月25日も研磨でいけるとかという確認をここでさせていただいていますけれども、こういう確認をずっと年内はしていたかと思います。あらかじめ数字が出ないと報告はできないと思っていましたので、12月中に総額幾らかかるというのは多分言えてい

ないと思います。

○宮崎副委員長

幾らというのはわからなくても、大現場を見て、ああ、これは大ごとねと、ちょっと修繕という感じじゃない、改修と最初から気持ちで持っておられるわけですから、これ結構金額かかるよなという認識は持っておられたんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

私自身の認識はありました。

○野中宣明委員

認識があったということであれば、それは課長には報告されたんですか、部長に報告せずとも。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

この認識は、まだ課長までいったかどうか、ちょっと大野と2人で現場とか業者とかの話とかも聞いておりますので、2人の共有ではあったという感じを私は持っています。大野と私の中ではそういう認識であったと。あらかたの研磨でも幾らぐらいというのも業者から聞いたりとか、あと耐震も渡邊課長に大体幾らぐらいかかるだろうというのは相談もしていましたので、そういうのを集めて、大体このぐらいはかかるんじゃないかというのを年内中に固めていたと思います。1月5日に菰田建設から見積書が出されていて、そこである程度の金額が出されていたと思いますので、その分については大野のほうが詳しいかと思いますので。そういう感じで金額はつかんでいたと、流れ的にはと考えていただけだと思います。

○野中宣明委員

確かにそうなんですよ。1月5日に参考見積書が菰田建設から提出されているので、通常、金額がわからないと起案というのは普通上げれないんじゃないですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

その起案がちょっと後ろのほうも考えて、通常であれば、おっしゃるとおり、方針決裁の予算の部分を通常であったら私も書くんですけども、そこが決まってく、考え方だけをまず固めたいということもありまして、方針の決裁だけ、考え方だけを起案で通したという感じになります。

○野中宣明委員

考え方だけとか金額は後からとかというのは、ちょっと私たちはよくわからない話なんですけれども、通常やっぱり金額がきちっとある程度出てから、こういう事業をしたいという起案を上げるのが通常かなと思うんですけど、こういうのは課内とか部内では、これで行こうと、そんな話になったんですか、それとも、いや、もうちょっと待ってよと、金額が出てからとか、どういう話になったんですかね、そこら辺よく見えないんですけど。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

後ろのほう——後ろというか、3月末の、年度内に終わらせるという意識が強かったもんですから、金額についてはもうすぐ出るとは思っていましたけれども、それを待って起案すると動きが遅くなるということもあったので、事前に方針、やっていいか悪いかという方向だけは決めさせて動きたかったのが、こういう起案になっております。おっしゃるとおり、通常ではない動きというのはもう重々わかってさせていただいています。

○野中宣明委員

通常本当あり得ない話だと思うんですね。1日でその日に上げてその日に決裁をもらうというのはですね。しかも、これは金額も入っていない、ただ考え方だけということの方針決裁をもらいたいということで急いでいるんですけれども、やっぱり課長とか部長とかのゴーサインというか、うん、行こうと言われたんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

相談は実際やっておりますので、課長にはこれで先に進めさせてくださいと私が強引にお願いしたというところもあるんですけれども、部長にもこれで起案を動かしてほしいというのは多分事前に言って動かしていると思います。

○野中宣明委員

そういう相談をされたと今初めて言われたんですけれども、そのときに何ていうお話があったんですか、上司の方からは。課長と部長それぞれ。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

課長については、説明でわかったと、総務部長については、これで行こうということで行われたと思います。

○野中宣明委員

さっきから何回も繰り返しになるんですけれども、方針だけのこういう起案の上げ方はイレギュラーであるということと言われたんですけれども、そういう中でも総務部長はこれで行こうということと判断されたということによろしいんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

はい、そうです。

○山下伸二委員長

よろしいですかね。もう大分時間も経過しましたので。

私から1点聞かせください。

通常ではない決裁で、まず方針決定して予算の流用をされている。担当として、これだけのイレギュラーなことをするのに、議会に相談しなくていいのかなとか思われなかったのか、もしくは上司に事前に議会のほうに相談しないでいいですねと、そういったことは言わなかったのか、その確認だけさせてもらっていいですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

もう私の個人的な考えでよろしいでしょうか。

議会への報告については、上でなされているのかなというのは基本的にありました。

○山下伸二委員長

わかりました。

それでは、よろしいですかね。

それでは、退室いただいて結構でございます。長時間お疲れさまでした。

◎執行部退室

○山下伸二委員長

時間も時間ですので、一旦休憩に入りたいと思いますけれども、質問の通告の作業とか、皆さんもうお済みですか。

(発言する者あり)

では、ちょっと長目に休憩をとった方がいいか、それとも早目に始めて早目に終わった方がいいか、ただ、終わりがわからないので、ちょっと昼休みを長目にとって、その間に一般質問の通告の準備をしていくということであれば、例えば14時から再開とか、それでいいですかね。14時から再開しますので、一般質問の通告等がある方については、その時間でしていただきたいと。14時に再開いたしますが、次は大野係長をお呼びするというのでよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、休憩いたします。次の委員会は14時に再開いたします。

◎午後0時29分～午後2時00分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

休憩前にお諮りしていただきましたとおり、次は財産活用課の大野さんに入っていただきたいと思っておりますけれども、皆様よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、入室をお願いいたします。

◎執行部入室

○山下伸二委員長

それでは、休憩前に引き続き、あくまでもこの場は事実を確認していく場でございますので、発言のあり方については十分御留意いただきたいと思います。関連がある場合には、関連で挙手いただければというふうに思いますので、ポイントを絞りやすいように質疑を行っていきたく思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、委員の皆様からの御質疑をお受けします。

○野中宣明委員

幾つかお尋ねさせてください。いろいろ少し飛びますけれども、申しわけありません。何点か確認させてください。

バルーナーズというか、当時は社会人バスケットボールチームなんですけれども、チーム側から、バスケットボールチームということを見せていてくださいというようなことを、公表は設立までは避けてくださいということと言われたということがずっとこれまで、先ほども野田副課長のほうもお答えをされたんですけれども、このことは大野さんは御存じだったんですか。

○財産活用課施設営繕係長

はい、一応伺ってはありました。

○野中宣明委員

伺ったのはいつか、日付は覚えられていますか。

○財産活用課施設営繕係長

多分なんですけど、12月21日のときに伺ったと思っています。

○野中宣明委員

これは、チーム側の関係者の方ですか。

○財産活用課施設営繕係長

はい。チームの関係者の方から伺ったと思っています。

○野中宣明委員

話は変わりますが、窓ガラスが割れていた、割れていなかったというのが先日からずっとお話がぁっているんですけれども、大野さんは割れていなかったということで御発言なされてあると思うんですけれども、これは本当に間違いないお話でよろしいのでしょうか。

○財産活用課施設営繕係長

私が発言したのは、割れていなかったではなくて、窓を見ていなくて、床がぶかぶかだったのは確認した。割れていたか割れていなかったとかいうところまでは確認がとれていなかったというふうに言わせていただいたと思っています。

○野中宣明委員

この間の総務部長の謝罪のお話の中で、三、四センチメートルの石ころが幾つか転がって落ちていたからということと言われたんですけど、これは、大野さんは見られたんですか。

○財産活用課施設営繕係長

はい、私確認しております。

○野中宣明委員

確認ですけど、いつ見られたんですか。

○財産活用課施設営繕係長

22日に確認しました。

○山下伸二委員長

3ページの一番下のところの、体育館に行ったときということですね。

○財産活用課施設営繕係長

はい。

○野中宣明委員

11月30日に現地視察に、畑瀬前総務部長と、大野さんと桂さんと3人で市の関係者が行かれたということ、向こうも竹原社長以下数名いらっしまったということですが、そのときは、石ころは確認されていなかった。

○財産活用課施設営繕係長

そのときは、私は入り口側のほうにしかおりませんで、奥のほうに入っていないので、それが転がっていたかどうかというか、あったかどうかというのはちょっと確認しておりません。

○野中宣明委員

じゃあ、ちょっと話が変わります。

ガラス工事が、起案書では窓ガラスの破損によりということ、それによって雨水が浸入してきて床が腐食したんじゃないかというようなことを明記されているわけですが、実際に工事の見積もり、または工事に入られて、図面とか設計書とかいろいろ書類を書かれる中で、ガラス工事の補修工事はないじゃないですか。ここでないのに、起案書との整合性——だから、そうなるくと起案書と違いますよね。大野さん御自身はこれに気づきはされたんですか。

○財産活用課施設営繕係長

済みません、私ごとで非常に申しわけないんですけども、その時期、私が非常に業務が立て込んでおまして、見積書をももらったやつをそのまま設計書のほうに項目だけ写して、それ以外の金額を算定するという方向に躍起になっていたというか、一生懸命になっていまして、その項目が抜けていたとか、入っていたとか、そういうところの確認はしないまま、とにかく金額を出すことというのを先にやったという状況です。

○野中宣明委員

そしたら、起案書そのものの内容は御存じだったんですか。

○財産活用課施設営繕係長

承認者にもなっておりますので、起案の内容は把握はしておりました。

○野中宣明委員

野田副課長と御一緒に話し合われて、野田副課長は起案書を書き始めたのが年末くらいということなんですね。そのくらいに、野田副課長から何か御相談されながら、こういった内容かな、こういった内容でいいのかなとか、何かそういうお二人での会話とか何か、そういった打ち合わせとかはあったんですか。

○財産活用課施設営繕係長

さっき言ったような感じで、業務がお互いに立て込んでおりましたので、起案内容の詳

細な詰めというところはやっていないとは思いますが、少しは話したかなとは思っています。

○野中宣明委員

どんな会話ですか。例えば、少し思い出すぐらいあったと思うんですけども、起案をつくる過程の中で。

○財産活用課施設営繕係長

体育館自体、かなり傷んではいたよねというふうなお話はしたと思います。それで、1月ぐらいには起案を上げないといけないかなというふうな、早いうちに上げないといけないかなという話はあったと思います。

○野中宣明委員

ちょっと話が変わります。

12月21日のこの3つの会議があっているんですけども、11時から12時、いわゆる真ん中の2番目の打ち合わせ会の話の中ですけども、これには企画政策課の桂さんと財産活用課の大野さんと建築住宅課の渡邊さん、オブザーバーですね。それと、石橋建築事務所からお一人来られているんですけども、この中で、最後の米印のところで「石橋建築事務所へ旧富士小体育館の耐震補強設計等の参考見積書を依頼」ということになっていますけれども、通常、参考見積書を業者に依頼する場合は、依頼した業者というのはそういう入札とか、そういった契約の部分から外するのが通常かと思うんですけども、これはどうなんですか、その辺は。普通外すべきじゃなかったんでしょうか。

○財産活用課施設営繕係長

通常、参考見積書をとった業者というのは協力されている業者になりますので、一般的には入れないということは多分ないのかなというふうに思っていますけど。

○野中宣明委員

でも、そうなるを見積もりを出されたところですから、当然、工事金額というのが行政としてはわかるわけですよ。だから、そういうのをわかった上で入札とかそういうのに参加されるということになりますから、通常やっぱり外さないちょっと適正ではないんじゃないかと思うんですけども、いつもこんなことがあっているんですかね。

○財産活用課施設営繕係長

今回の分は、石橋建築設計事務所は委託業務、通常の工事にかかわるという部分ではなくて、耐震補強設計にかかわる業務の委託をお願いしているという部分になりますので、一般的に外すというのは多分ないとは思っているんですけど。

○重松委員

普通は、例えば耐震診断で随意契約を交わす前に仮見積もりとかとること自体がおかしいんじゃないですか、普通は。そういうことしないでしょ。合い見積もりを普通とるじゃないですか、そして価格を決めるじゃないですか。それが仮見積もりだったら、価格は

決まったようなものじゃないですか。その1者だけでしょう、そしてまた今回は。それはおかしいでしょう、それ自体が。それは新聞でも問題になったんじゃないですか。合い見積もりをとって価格を決めていくでしょう。その前に仮見積もりって、普通、契約するときにそれはないでしょう。それはどう見たっておかしいですよ。そんなことしないでしょ。一般入札でも、そんなことするわけないでしょう、1者から仮見積もりとか。金額を早く知りたかったんでしょ、要するに。

まあ、その時期が立て込んでいたから金額を出すことで精いっぱいだったということで、仮見積もりをお願いしたということも考えられますよね。しかし、それはやってはいけないことなんですよ、入札する場合は。随契でも。仮見積もりじゃないですよ。契約する前に出す、合い見積もりをとって、その金額を打ち出すんでしょ、あなたたちが。そのところどうなんですか。

○財産活用課施設営繕係長

このときには、21日、企画政策課のほうと打ち合わせをさせていただいて、旧富士小学校跡地活用のほうで石橋建築事務所のほうが協力業者として耐震構造、耐震の分を任されているというふうなお話を伺っておりました。内容としては、校舎、体育館を含めて同じような考え方で耐震補強しなければいけないだろうというふうなところもございましたので、ある程度基準は均一化した状態で今回の体育館も改修すべきというふうに考えましたので、石橋建築事務所のほうに見積もりを依頼したところです。

○重松委員

いやいや、それはわかっていますよ、そういう過程があったということは。しかし、正式な随意契約でも、一般競争入札でも、その前に、ここに参考見積もりを出せとか、そういうことは違反でしょう。そこを言っているんですよ。それは流れるにはわかりますよ、以前にそういう——ここに書いてあるじゃないですか、総務課が実施した耐震の判断結果があると。それに石橋建築事務所が入っていたということでしょう。だから入れたということでしょう。そうじゃなくて、入札のあり方自体ですよ。さっき言われたように、その業者を外すんだったらわかりますよ。

○山下伸二委員長

質問ですか。

○重松委員

そこだけちょっと、どうなんですか。技術屋だから、そこら辺知ってあると思うんですけどもね。知ってあるかどうか知らんけど、契約の場合は。よくわからないですか。わからなかったらわからないと言ってください。

○財産活用課施設営繕係長

今回の分については、先ほども申しましたとおり石橋建築事務所が一番望ましいだろうというふうなところもございましたので、合い見積もりまではとっていなかったというふ

うになります。申しわけありません。

○重松委員

だから、野田さんも大野さんも、今回の分だけですよ。とにかく緊急性があったと。しかし、全然違うじゃないですか、中身は。もういいです。

○千綿委員

先ほど言われた、随意契約の地方自治法に掲載されている分というのは当然御存じですよ。今言われたので聞くんですが、石橋建築事務所の分の随意契約が、地方自治法にちゃんとのっとっているという認識なんですか。

○財産活用課施設営繕係長

私はそういうふうに思っていました。

○千綿委員

地方自治法の随意契約のところには、金額と——金額は規則で定められていますが、要するに、そこしかできないという理由が必要なんですね。あの起案文を見ると、そのほうが都合がいいというだけなんです。ということは、地方自治法からすると、そこでなければならない理由を起案書に書くということになるんですよ。そこは、どう考えてもそこでなければならない理由にはならないと県の職員いわくですね。私ちょっと見せたんですけど、これは地方自治法に規定している随意契約という話にはならないでしょうという話を伺ったんですが、大野さんはそれでいいという判断されたということでもいいですか。

○財産活用課施設営繕係長

はい、私はそういうふうに思っていました。

○山下伸二委員長

ちょっと待ってください。耐震のところについては、また別に起案書があって、それは別の項目でしますので、今ここで石橋建築事務所が入っているの、その分の確認をする、その辺について掘り下げて質疑するのはまた別の機会にさせていただきたいと思いますので。お願いします。

○千綿委員

今回の件というのは、普通、通常あっているようなことなんですか。要するに、この富士小学校の体育館が、聞かれたのが12月21日で、起案日が1月5日、完成が3月26日というパターンでいったときに、こういうことって通常あっているんですか。例えば、今まで大野さんがしてこられた中で、そういう事例があるかないかだけ教えていただけますか。

○財産活用課施設営繕係長

工事としては、そういうふうなものもありました。

○千綿委員

例えば、同じような事例がもしあったとすれば、よかったらそれを教えていただきたいんですけど。

○財産活用課施設営繕係長

市役所の機構改編等がある場合、かなりタイトなスケジュールで工事をしなければならないというのがあります。

○千綿委員

いや、私が聞いているのは、当初予算とか、例えば補正とかありますよね。通常予算を計上してやるというパターンは当然あると思うんですが、今回は予算の流用じゃないですか。実際、畑瀬副市長は、12月21日に期間決定じゃないですけど、自分が決断したと言われています。それで、市長に了解をとられたのが12月27日、そして起案書が1月5日なんですね。そういうスケジュール、例えば当初予算とか既存の事業をやるというのは、要するに、例えば時間が決まっていってタイトなのはわかるんですけど、起案から工事完成までの期間がこんなに短いのは、もう20年近く議会にいさせていただいています私には聞いたことないので、そういうのがあるかということです。

○財産活用課施設営繕係長

流用からというふうなお話でいけば、この短さというのは余り経験がないと思っています。

○江頭委員

大野さん、今、野中宣明委員の質問の中に、私たちがこの時系列を見せていただく場合に、野田さんと大野さん、12月21日に、お二人に畑瀬前総務部長から指示があつてから、その前も大野さんはこれにかかわっていらっしゃいますよね。特に指示があつてから、本当に野田さんと二人三脚的な——野田さんもきょう午前中に、事務は自分が、そして、技師じゃないから、設計のいろんな細かいことは大野さんにとという形で言われていました。本当に二人三脚で、とにかく3月までに急がなくてはいけないということで事を進められたと思います。

でも、さっき、野中議員の個々の質問に対して、起案書と整合性がとれていないじゃないかと言われたときに、いろいろな見積もりの算定書をやらなくてはいけない。それから、業務が立て込んでいたというふうに使われているんですけども、野田さんは、とにかく起案書の内容をつくられて、当然あなたはそれに付随して設計されていくわけですよね。窓ガラス一つの問題にしても、意見が食い違う、ましてやこの起案書が勘違いだったという野田さんのその勘違いというのに気づいたのがつい最近ですよ。普通考えたら、あなただってその起案書を見て、窓ガラス割れていたっけとか、そういうふうにして——まあ、承認もされていますよね。皆さんが先週全部、野田さんだけが勘違いだったという起案書の流れになっていますけど、大野さん係長、本当に2人で常に進めていて、あの起案書はおかしいと感ぜられなかったんですか。1回見ただけで、あとはスルーですか。そして今回のことがあつて、起案書が野田さんの勘違いということに対してどう思われますか、その一連の流れとして、自分らがこの12月21日に畑瀬部長から指示があつて以降、この起案

書の変遷に対して。それをかいつまんで答弁いただければと思いますけど。

○財産活用課施設営繕係長

先ほど委員がおっしゃったとおり、起案書は1回見ただけでスルーだったのかという部分に関して申しますと、先ほどから何回も申し上げて非常に心苦しい、多分、本当ならちゃんと見ないといけないだろうというお話になるかと思うんですけど、状況的には2人で一緒に見ていたので、野田さんは普通に書いていただいているというふうに思って、一応承認はさせていただいた状況でした。

そして、この北棟の増築とか、落成式をしなくちゃいけないとか、外構の工事とか、ずっとまだ続いていましたので、そういうふうな部分で、係の人たちにも相当業務の負担をかけていまして、私もそういう部分に協力していかないといけないということで、協力しながら設計のほうに入らせていただいていた状況です。

業者から出てきた見積もりを写させていただいて設計業務に入っているということで、金額的な部分とか、そういうところは一応きちっと見させていただいたつもりなんですけれども、窓ガラスの項目というのは、そこまで確認していなかったという状況にはなりません。

○江頭委員

大野さん、バルナーズが使えるように体育館を改修しなくちゃいけないということ、畑瀬部長からいつお聞きになりましたか。

○財産活用課施設営繕係長

体育館の改修については12月21日です。

○江頭委員

それからずっと体育館を現地視察されて設計段階に移るときに、バルナーズが使えるような体育館改修で自分が設計を担当するその過程の中において、これは相当な金額が要るなど感じられたのは——普通、市長も修繕というような感覚で記者会見なんかでも言われているんですけども、これはそして、大きなお金がかかる、このお金をどうやってその予算を流用していくんだというふうに感じられたのはいつの時点ですか。

まして、その12月21日に実際に畑瀬前総務部長から体育館改修をどのくらいの状況で改修というようなことを聞かれたんですか。それとも、あなたが見て、畑瀬部長にこのぐらいの予算が必要だということと言われたのか、そのあたりを明確にお答えいただきたいと思います。

○財産活用課施設営繕係長

かなりお金がかかるんだろうなというふうに思ったのはいつかという部分は、多分12月22日に野田副課長と見に行ったときには、結構いいぐらいのお金はかかるだろうなと。

そういうのもありましたので、業者のほうに見積もりを1回いただいて、きちっと金額を出しておきたいというふうには思ったところです。

○山下伸二委員長

いいですか。

(発言する者あり)

もう1つですね。

○財産活用課施設営繕係長

もう1つ、何でしたっけ。済みません。

○山下伸二委員長

1つずつ質問して。

○江頭委員

畑瀬前総務部長からバルナーズが使えるような改修というのが、どういうふうに、どのくらいの費用でとも言われていないんですか。あなたたちから畑瀬部長にこのくらいかかるということと言われたのかですね。それはどっちなんですか。

○財産活用課施設営繕係長

当時の畑瀬部長からこれぐらいでとかいうお話はいただいてはおりません、金額的な部分はですね。予算執行伺を上げる前、要は業者から金額をいただいたやつを私が設計書に写して、佐賀市としての経費まで乗せた状態でこれぐらいになりますというお話なので、予算伺のときに部長は知られたのかなというふうには思っていますけど。

○山下伸二委員長

今話を聞くと、5日から12日の間に設計を積み上げていって、担当のほうから、積み上げたらこれぐらいの予算になりますよというのを、12日の執行前に口頭で報告したということですね。

○財産活用課施設営繕係長

はい。多分、予算流用の伺いときに知られていると思います。

○山下伸二委員長

だから、当時の畑瀬部長からこれくらいでしなさいとか、そういった指示はあっていないということですね。

○財産活用課施設営繕係長

はい。

○宮崎委員

今、答弁でありましたけど、そもそも参考見積もりから設計書に金額を上げるんですか。大体、設計者の人が金額をはじめに見積もりをつくったりとかしないですかね。そこは逆じゃないですか。そこら辺はどうなんですか。

○財産活用課施設営繕係長

私は技術屋ではあるんですけども、機械のほうでありまして、建築とか電気の部分については、おおよそはわかりますけど、そんなに詳しいわけではなくて、内容的な部分の

ところをどれぐらいのものが必要かというところとか、そういうふうなのが欲しかったので、業者のほうに見積もりをお願いしますというお話をしました。

○山下伸二委員長

いいですか。ほかにないですか。

○野中宣明委員

詳しくは耐震のところでもいいんですけども、今やっている分はよくわからないんですけど、さっきお答えいただいた中でちょっと疑問に思ったので、お伺いしますが、石橋建築事務所——もうお名前出されていますので、石橋建築事務所が今回、富士小学校の跡地の件で任されているという話を伺ったということを言われていましたけれども、これはいつ、誰から伺ったんですか。そういった情報というのは、どこから入ってきたんですか。

○財産活用課施設営繕係長

多分、これは12月21日に聞いたと思っています。

○野中宣明委員

誰から。

○財産活用課施設営繕係長

企画政策課の桂さんから一応伺っております。

○野中宣明委員

この任せられているというのは、要は、基本構想のことで間違いないんですか。

○財産活用課施設営繕係長

はい。基本構想のほうで、協力業者みたいな感じで入られているというふうに伺ったと思います。

○野中宣明委員

何でそういった情報を知っていらっしゃるんですか。協力業者でしょう。だから、佐賀市はあくまでも元請けのほうと契約されているはずですから、その下の話ですよ、協力会社というのは。通常で言えば下請けの業者になるんですけども、そういった情報というのを佐賀市が知っていたということですか。

○財産活用課施設営繕係長

済みません、そこは企画政策課の桂のほうから私は伺ったので、どういう状況で存じ上げられていたかというのは今はわかりません。

○野中宣明委員

そこはまた、企画政策課の方々に聞いてみたいと思いますけれども、そこで石橋建築事務所が一番望ましいと思ったということをさっき御発言されたんですけども、そういった会話になったんですか、この12月21日に。もう石橋建築事務所でもいいよねというようなことになって、こうやって石橋建築事務所に参加見積書を依頼したという流れでいいんですか。

すか。

○財産活用課施設営繕係長

打ち合わせの中で石橋建築事務所も入っていただいていたので、そこで見積もりをお願いしようというふうには思いました。

○千綿委員

済みません、もう1点。

そもそも論になります。設計図がない中での発注ですよ、今回。こういう件というのは、ほかに経験はありますか。

○財産活用課施設営繕係長

金額的にかなり安価であれば、ある場合もあります。

○千綿委員

同規模ぐらいで。

○財産活用課施設営繕係長

同規模であれば、通常は設計事務所を入れてきちっと設計を上げて、図面、設計書までそろった状態でやるのが通常だと思います。

○千綿委員

設計士の友人がいたので私も聞いてみたんですが、このくらいの規模で設計図がない発注というのがあるかと言ったら、あり得ないと言うんですよ、正直。というのは、設計図がないと、見えないところの部分というのがわからないので、設計図がないと実際見積もりなんかも出せない。多分、菰田建設に見積もりをとられたかもしれませんが、菰田建設も実際ない中である程度見積もりを出されているわけじゃないですか。

例えば、電気工事なんかは壁に隠れた中にありますよね。そうすると、メーター数なんか絶対はかれるはずがないんですよ。だから、通常、仮に市役所が発注するということにおいて、設計図がなくて発注するというのは基本的にあり得ないと私は伺ったんですけども、そのあり得ないことができたというのがどうなるか、そこら辺が私はよくわからないんですけども、担当の係長として、実際これを設計図がないまま発注して完成している。

それで、議会で報告なかったんですよ。それについての個人的な感想でも結構なので——今回これが通ってしまうと、そういうのも今度起こり得る可能性があるわけですね。そうやって井勘定になっちゃうんじゃないかなという危惧があるんですが、その点について個人の感想でも結構なので、感想を聞かせていただければ助かります。

○財産活用課施設営繕係長

これだけの金額を使って工事をさせていただいている上で、本来であれば当然、先ほども申しましたように、設計から入って、それを精査して工事のほうに入るというふうな状況が一番望ましいというか、通常の姿だと思います。

今回はちょっと期間もなかったという部分もございまして、工事の項目的には、先ほど言われた電気の部分とか、壁に入っているから見えないというお話もあったんですが、基本、体育館は床下はかなり空間があいてありまして、そこを、電気の配線とか、給排水の管路として使うような場合もございまして。絶対メーター数が見えないのかと言われると、今回の工事に関していうと、どういうふうにルートが通っているかわからないから設計ができないとか、見積もりができないとかいうふうな感じのやつではなかったのかなというふうには思っております。

○千綿委員

でも、設計変更されている部分のときに——済みません、広がりますが、設計変更されている部分のやつは、シャワールームだけじゃなくて全体的な部分じゃないですか。だから、そこで調整したとしか思われませんか、当然ながら。440万円の追加、要するに設計変更というのは、基本的にシャワールームは半分以下なんですよ。それ以外はほとんどが、例えばこれだけ足りなかったからという部分が——結局そうしないと、設計図がないわけですから、正確な数字がわからないわけじゃないですか。だから、あれで調整したとしかならないわけですよ。だから、僕が最終的に聞きたいのは、結局時間があつたらできたわけでしょう。

例えば、私、実は菰田建設にも聞いたんですが、設計なくてできたんですかと言ったら、いや、消防署に消防検査のときの設計図がありましたので借りましたと言っていました。だから、それがあつたから何とかできたということをおっしゃっていたんですが、本来は、そういったことで行政のほうで準備して、そしてこれでやってくださいというのが本来のあり方だと思うんですよ。だから、今回はイレギュラーだと私は思うんですが、もっと時間があつたらそれもできたということで、普通だったらそうなくちゃいけないと思うんですが、どうですか。

○財産活用課施設営繕係長

はい、時間があればきちんとやっていたとは思いますが。

○野中宣明委員

流れをもう一回確認していいですか。

そもそも論を教えてください。この21日のこの3つの会議、これは、誰が、いつ集まってくださいと関係者を集められたんですか。それは何か聞かれていますか。大野さんは誰から聞かれたんですか、この日こういうことをやるからというスケジュールを。

○山下伸二委員長

まず、一番上に21日……

(「3つあります」と呼ぶ者あり)

畑瀬前総務部長から財産活用課、野田さん、大野さんへ、これは誰に。

○財産活用課施設営繕係長

一番最初の21日、畑瀬前総務部長から財産活用課への指示という部分については、野田副課長のほうから私は伺って、8時半過ぎぐらいだったと思うんですけど、総務部長室のほうに伺ったという状況です。

○山下伸二委員長

次の企画政策課内、これは、どなたから出てくれというふうに言われたんですか。

○財産活用課施設営繕係長

これは、出てくれというよりも、現場を見に行ったら後に、戻ってきたときにちょうど桂さんたちに、耐震のこともあったので、お伺いしようかなと思ったときにいらっしゃった部分のところにらせていただいています。11時過ぎぐらいだったと思っていますけど。

○山下伸二委員長

最後の、市役所内のコールセンターのところでの打ち合わせは。

○財産活用課施設営繕係長

21日15時からということで、これもそういう会議があるから、打ち合わせがあるからだったと思うんですけど、総務部長のほうから伺ってはありました。

○山下伸二委員長

総務部長から、この打ち合わせがあるので出てくれということだったんですね。

○財産活用課施設営繕係長

打ち合わせがあるということは聞きました。

○野中宣明委員

少し細かく聞きたいんですけども、まず、その真ん中の12月21日の11時からの、石橋建築事務所とかいらっしゃる会議、今言われたのは、皆さんがいらっしゃったところに大野さんが行かれたということは、もともとこれは設定されていたんですか。石橋建築事務所とかも、もう既におられたところに大野さんが行かれた。だから、耐震の話をここでされていたんですか、大野さん以外の方々で。そういうことでいいんですか。

○財産活用課施設営繕係長

私もちょっと見かけたから入ったという形になるんですけど、多分、旧富士小学校のお話をされていたのではないかと考えております。そこにお見かけしたので、どうすればいいだろうかというお話をしに行った。

○野中宣明委員

そうしますと、今回の改修とは別に、これは企画政策課のほうで石橋建築事務所をお呼びして、業者をお呼びして、何か話を——ここに渡邊課長とかも入っているんですけども、そういう方々が打ち合わせしている中に、たまたま大野さんが入っていかれたということですか。

○財産活用課施設営繕係長

私以外の3名がいらっしゃいましたので、その日に私たちがどうこうという話で、集ま

ってくださいという、呼んだやつではなかったの、私はおくれて入っていつているので、多分、見かけてそのまま入っていると思います。

○野中宣明委員

じゃあ、そういう話の中で、こうやって耐震診断結果を——備考のところですけども、いろいろ云々と書いてあるんですけど、関係施設の耐震診断は統一した判断基準で実施したほうがよいと考えたとか、いきなり決まったんですか。じゃあ、石橋建築事務所がいいよねというような。この業者で耐震をしてもらおうねというような、何かそういう意味合いで捉えられるんですけど、どうですかね。

○財産活用課施設営繕係長

3ページ中ほどの右側に書いておりますけど、小学校跡地利用については企画政策課のほうで整備計画の策定中というのはそこで聞いております。

耐震診断結果は、平成19年に教育総務課が実施した判定結果もあるよということもそこで伺っております。それをもとに基本設計の中で——ここはちょっと言葉足らずになっているかもしれないですけど、協力業者として石橋建築事務所が構造と耐震の分をやられているというふうなことを伺いました。当然、体育館のほうも校舎のほうもやられているだろうということで、ここに設計をお願いすれば早くなるかなというふうなところと、構造的に両方とも同じような見解で設計していただいたほうがいいのかということも石橋建築事務所に見積もりが欲しいというお話をしたところです。

○野中宣明委員

通常、耐震診断結果といったものがあるのであれば、これほどこの業者でも恐らくできると思うんですね。石橋建築事務所だけじゃなくてほかの業者も、その診断報告、結果があればできるはずなので、そこを決めつけるということは少し不自然な見方を物すごくするんですよ。だから、急ぐためというのを今おっしゃったんで、やはり急ぐためにも、この業者に参考見積もりを出したいということになったということですね、今の言葉を要約すると、そういうことでよろしいんですか。

○財産活用課施設営繕係長

はい、それでいいと思います。

○江頭委員

大野さん、12月21日に石橋建築事務所の今村氏と、ここの部分で——以前からお知り合いだったんですか。それとも、初めて会われたんですか、この日に。

○財産活用課施設営繕係長

本庁舎の大規模改修に合わせて耐震のほうも入っておいりましたので、そちらのほうで石橋建築事務所、今村氏は存じ上げておりました。

○江頭委員

今の話の中で、この企画政策課内にふらっと行ったみたいに、何か偶然みたいに言われ

たんですけれども、呼ばれなかったんですか、この中に。大野さんが設計担当をすると、そういう技術を持っておられるから当然ここに呼ばれたという認識じゃなかったんですか。ふらっとここに、偶然たまたまここに同席したという形になるんですか。

○財産活用課施設営繕係長

はい、このときはたまたま同席しております。

○千綿委員

大野さん、極端な話、もし大野さんが入っておられなかったら、武富課長たちと一緒に石橋建築事務所の方がいたということは、そこに今回、体育館の耐震設計をしようねと話し合っていたようにしか見えないんですけど。でしょう。要するに、そのことを話し合われていたというような話じゃないですか。そこに石橋建築事務所がいるということは、石橋建築事務所にそれを受けてよということを、担当の大野係長以外で決めていたということになりませんか。

○財産活用課施設営繕係長

今、千綿委員言われたんですけど、本当にここはたまたま入ってまして、もしそういうふうなことがなければ、再度、桂さんたちにお問い合わせでも耐震の分の設計事務所を紹介してくれというお話はしないといけなかったかなとは思っていますけど。

○千綿委員

この平成19年度耐震診断なんですけど、これも実は県庁の職員の方に見ていただいて、地方自治法では、随意契約をとるときに、実際、直近の仕事をされたところであれば随意契約の理由になると。それは長く見積もって半年前までと言われました。というのは、社会情勢が変わらないと判断されて、一番長くても1年から半年前ぐらいのやつだったら当然随意契約に該当するでしょうけれども、平成19年の設計というのは11年も前のことなので、基本的にはそのときと社会情勢が変わっているし、法律も変わっています。だから、そういうのが随意契約の理由にはならないということを実は私は聞いたんですけど、それについてどう思われますか。

○財産活用課施設営繕係長

今言われたのは、平成19年の耐震診断がと、そこはたしか、万建築設計事務所というところがやられていたかと思うんですけども、それを随契……

○山下伸二委員長

これは耐震の契約のほうになってきますので、そのところでしまししょうか。随契のあり方とか、地方自治法上の解釈についても耐震のところでもやりたいと思いますので。

(発言する者あり)

そうですね、今起案書のところまでやっているの、そこまで入っていくと、ずっと入っていきますので、ここで一旦整理させてください。

○重松委員

千綿委員のほうから、設計図のない中での発注ということで、22日に菰田建設に参考見積もりを依頼されていますよね。そのときに、富士建設は都合により不参加ということになっていますけれども、何で不参加ですか。普通、現場の内容を説明して、当然、富士建設も来て、合い見積もりをとるために参加しとかなないと、見積もりの書きようがないじゃないですか。

本来なら参考見積もりは、菰田建設だけじゃなくて、当然、富士建設からもとらなければいけないじゃないですか、来てもらって。来ていないということは、最初からこの工事は捨てた、菰田建設にやるという形じゃないですか、誰が見たって。普通だったら来ますよ。次の日だってそうでしょう。富士建設と菰田建設は、時間をずらして来てあるでしょう。普通は一緒に説明しないと2回説明しなければいけないようになるじゃないですか。当然2者合わせて話をしないといかんのに。何で富士建設はこういうことをするんでしょうかね。

特に、この随契というのは価格操作が容易で官製談合の温床になるということで、地方自治法の随契に関するところで、これは見直さないといかんと、平成18年に見直ししているわけですよ。だから、そういう状況の中で、これはそういう形じゃないですか。富士建設が全然——最後は時間をずらして来てあるけれども、それはちょっとおかしいでしょう。双方おる中で説明して、そして見積もりをとるといふ形じゃないとですね。片一方から参考見積もりだけとって、富士建設はとらないと。富士建設も来ていないと。誰だって来れるでしょう、技術者は何人かいらっしやると思うんです、富士建設は大きいから。来ていないということは、これは最初から何か官製談合の疑いがあるみたいな感じじゃないですか、はなから捨てていると。大野さんに言っても、わかりませんと言ったらそれまでですけども、そうとしかとれないですよ、このやり方。当日は、都合により不参加とか、時間をずらして説明したとか、そういう状況じゃないですか。

こういった随契とか、指示は、やはり当時の総務部長ですか。そこだけ確認を。随契の指示は当時の総務部長ですか。先ほど言われましたけれども、会合なんかも全部、当時の総務部長が連絡しているんでしょう。じゃ、随契の指示も当時の総務部長でいいですね。

○山下伸二委員長

随契について指示があったどうか、誰から指示があったか。

○財産活用課施設営繕係長

工期的なものもあったということと、地域の業者になるべく仕事をとっていただきたいということと、気候的にももう12月ぐらいからこのお話は少し進んできていて、1月、2月、3月まで、工事としては2月から3月だったんですけども、当然、雪が降ること等も考えられましたので、地元業者にお願いしたほうがよくないかということで、随契はうちのほうで検討して出したところです。

○山下伸二委員長

この辺の随契とか、見積もり業者の選定についても、それぞれの工事の中でその理由書が全部つけられていますので、この検証はまたそれぞれの項目の中でさせていただきたいと思えます。これは、大野さんだけに聞いても多分わからないと思えますのでですね。あくまでも今は起案書を作成するに当たっての事実確認をしていますので。

○宮崎副委員長

21日のこの真ん中の段、企画政策課内。先ほどの話だと、桂さんのところに行ったらまたま話があって、今村氏がおられたのがちょうどよかったということで入っていったというようなことでいいですよ、今の答弁だとですね。

そしたら、大野さんがもし行っていなかったら、何の話をされていたんだろうかというのは大野さんに聞いてもわからないでしょうから、建築住宅課の渡邊課長がオブザーバーで入ってありますよね。22日に現場を見に行ったときも、オブザーバーで入ってありますよね。大野さんと必ずセットですよ。そしたら、21日のこの11時ごろ行ったときは、渡邊課長は連れていかれたんですか、それとも渡邊課長はいらっしゃったんですか。それとも、行かれてちょうど今村氏がおられたので、そんなら渡邊課長、オブザーバーで来てと言って回していったんですか。ちょっとそこら辺をお願いします。

○財産活用課施設営繕係長

まず、21日の現地確認にまず行って、戻ってきたのが11時過ぎぐらいだったと思えます。11時過ぎぐらいに事務所のほうに戻ると、企画政策課のほうも私どもの職場から見えます。それで、見たときに、桂さんと今村氏は姿が見えたものですから、工事を実施していくに当たっては耐震も必要というお話は何っていたので、そこに行けば話が聞けるかなというふうに行ったところ、渡邊課長も一緒にそこにいらっしゃったと。

○川原田委員

そもそも、渡邊さんは何の関係があるんですか。ちょっとごめんなさいね、私よくわからないもんで。

○山下伸二委員長

これは後ほど渡邊さんに来ていただきますので、誰から言われたか、それは渡邊さんに聞きましょうか。大野係長じゃわからないと思えますので。

○川原田委員

わかりました、はい、結構です。じゃあ、全く別件で。

大野さん、1件だけ確認させてください。江頭委員からも質問があっていましたが、バルナーズを知ったのが12月21日、これは先ほど野田さんも一貫して言うておられたんですけれども、私たちも正確に調査しているわけじゃないんですけど、このバルナーズというのは相当前から動いているなというふうに私たちは踏んでいるんですけれども、答弁は変わらないと思えます、21日で間違いはないですね、バルナーズというのを正確に把握したというのは。

○財産活用課施設営繕係長

その当時、バルーナーズではなくて社会人のバスケットボールチームということで、きちっと把握したのは21日かなと思っています。

○川原田委員

いやいや、きちっと把握したと、じゃ、その以前からある程度の話はあったということですか。先ほど野田さんも21日ときちっと答えられたんですけど。

○財産活用課施設営繕係長

そこでいうと、11月30日に私は体育館のほうを見に行っています。そのときに、関係者として別の人が来られていたのが、バスケットボールチームの運営団体なのか、選手なのかというのは全然わからなかったんですけど、そこが把握したのかと言われたたらそうかもしれないし、きちっとそういうふうな使い方をされるとか、そういうお話でバスケットボールチームからのお話があったということであれば21日かなというふうには思っています。

○川原田委員

ということは、バルーナーズなのか何なのかはわからんけれども、バスケット関係者というふうに認識されたのは11月30日、それで間違いないですか。

○財産活用課施設営繕係長

はい、それで間違いないです。

○野中宣明委員

大野さん、そう言われますけど、11月30日、これはこの間の企画調査部の桂さんからの資料とかいただいたんですけども、かなりこれは具体的にバスケットボールチームの話を書いてあるので、ここで面識だけ表面上あったというのはちょっと無理があるのかなと今聞いていて僕は思うんですけども、大野係長がバスケットボールのことをしっかり把握できたというのは、やっぱりここがスタートじゃないんですか。違いますかね。

○財産活用課施設営繕係長

バスケットボールの話がされていたというのはわかっていますが、実際に使われるかどうかというところまではっきりとはわかっていなかったですし、そういうふうなところからお話があるんだらうなというぐらいしか思っていなかったです。

○江頭委員

いや、誰が見ても11月30日のこの経緯を見て、畑瀬部長が、あなたと企画政策課の桂さんもそうなんですけど、一緒に行っているんですね。それで、そのときの視察予定先が三瀬の勤労福祉センターも予定されているということは、これは完全な公務で、畑瀬部長があなたを連れていくというのは、あなたは技術者として当然、この体育館をバルーナーズが使うための設計担当をさせるがための同行としか思わない。そのときに、具体的な話はずっとあったんでしょう。じゃなかったら、あなただって不思議に思わないですか、単

なるプロバケットの中に何で自分がというのは。あからさまに富士小学の体育館の改修という目的が当然あってあなたは同行されたというふうにしかな、この部分では思えないんですよね。だから当然、その認識は12月21日じゃなくて、この11月30日にあったんじゃないですか、違いますか。

○山下伸二委員長

再度の確認ですけれども。

○財産活用課施設営繕係長

私の中では、体育館を改修するのがうちなのか、それともよそがするのか、実業団の方々がやられるのかというのは全然わからない状態で同行はしていますので、それが決まっていたかどうかというのは、私にはちょっとわからない状況です。

○江頭委員

大野さんは全くわからないで、ただ畑瀬部長の指示にしたがってついて行って、ただ同行していたということでもいいんですね。

○財産活用課施設営繕係長

もしかすると、その中身についてどういうふうな改修をすればいいだろうかということは聞かれるかもぐらいの意識はありましたけど、さっき言った、うちがやるのか、よそがやるのかわからないけど、どういうやり方があるのかとかいう話は聞かれるかと思っていたぐらいで。

○江頭委員

物すごく今僕は興味を持ったんですよ、うちがやるのか、どこがやるのか、ほかの、それはサガン・ドリームスしかないですよね。そんな具体的に改修を目的でもって——今の答弁だとそういうふう聞こえますよ。もうそこまで具体的に、どこが改修をやるかというようなところまでのような話に聞こえるんですけど、それでいいんですよね。

○財産活用課施設営繕係長

済みません、自分の中ではそういうふうに言ったつもりではないんですけど、どこをどう使うにしても手は入れないといけない可能性はあったかなとは思いますが、済みません、言い方がちょっとまずかったかもしれないんですけど、うちとしては、アドバイスのどういうふうなことがあるんだろうと、これは使えるのかな、使えないのかなというのお話があるのかなぐらいで行ったというのが、正直なところですよ。

○江頭委員

この11月30日の時点で、畑瀬部長はサガン・ドリームスの竹原社長に、ここでよければ正式に検討するので、申し入れてほしいと、ここでそういう話があるんですけど、それは大野さんは認識されてましたか。

○財産活用課施設営繕係長

済みません、その内容については伺ってはおりません。

○山下伸二委員長

これは恐らく部長が竹原社長に言われたんだらうということで、この前も答弁があつていたように思いますのでですね。公の場で言われたということではないので、聞かれていないということですね、この話についてはですね。よろしいですか。

それでは、長時間お疲れさまでした。退室いただいて結構でございます。

◎執行部退室

○山下伸二委員長

それでは、流れでいくと次は企画政策課の桂さんになるんですけれども、役職ではございませんので、先ほど川原田委員からもございました11月21日の11時から12時ごろの打ち合わせ、これはたまたまやられていたということなんですけれども、建築住宅課の渡邊課長がどういう立場でどこから依頼を受けて入られていたのかということでありましたので、渡邊課長に入室いただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、お願いいたします。

◎執行部入室

○山下伸二委員長

それではまず、私のほうから発言を求めます。

この12月21日の11時から12ごろに、企画政策課内で富士小学校跡地に合わせて体育館の耐震についてアドバイスを受けたという項目がございます。この中に、企画政策課、財産活用課、そして建築住宅課の渡邊課長が入られていますけれども、どのような経緯で、誰からこの打ち合わせに呼ばれて入られたのか。そしてどのようなアドバイスをされたのか、まず、その点について御説明いただいてよろしいでしょう。

○渡邊建築住宅課長

昨年度は、当時私は副課長をしております、富士小学校跡地の活用に係る事業について、私が担当者ということで、企画政策課と一緒に業務の支援を行ってまいりました。校舎の改修工事に係る建築的な技術的支援とか、あと体育館についても、耐震診断、校舎もですけど、体育館も耐震診断の結果が悪いものですから、どういうふうな補強をしたほうがいいだろうとかという技術的な支援をしておりました。

ちょうど12月の初めぐらいだったと思っておりますけど、校舎と体育館の補強について一度打ち合わせをさせていただいております。これは、全然別件なんですけど。この21日は、その結果をもう一回打ち合わせしていた場面だったと思っております。ただ、私がスケジュール帳に11時から打ち合わせというのを書いていなくて、急に呼ばれたのか、そんな感じで打ち合わせをさせていただいたかと思っております。そのときに、耐震指標である I_s 値という数値がございますけど、それをどこまで伸ばしたらいいだろうかということで打ち合わせをさせていただいていた記憶があります。以上です。

○山下伸二委員長

この打ち合わせに入られた経緯はそういうことだということですからけれども、皆さんから確認事項……。

○川原田委員

今御説明がありましたように、その前から富士小学校のほうにはかかわってある程度の仕事をやっていたということと呼ばれたのではないかということですね。それやったらある程度、理由は全くわからないわけではありませんけれども、そういう経緯の中で呼ばれたということですね。

○渡邊建築住宅課長

はい、そうです。

○野中宣明委員

偶然たまたまこの日に、跡地利用でもともとされていたお話と今回の体育館の改修で動かれていたということで、偶然たまたま本当にこうやってお会いされたんですか。さっき大野さんは、たまたまふらっと寄ったということなんですけれども。

○渡邊建築住宅課長

当初、桂さんと今村氏と3人で打ち合わせしたところに、何か大野係長が背後から近づいてきたという記憶だったと思います。

○野中宣明委員

先ほど、大野さんのお話からいきますと、多分、基本構想の件で——ちょうど渡邊さんの担当で、さっき言われた基本構想の中でかかわられたということだったので、そのときにこの今村氏の会社である石橋建築事務所が任せられているということを桂さんのほうからお話を聞いたということだったんですけれども、これは要は、私が素朴に思うのは、基本構想の中で設計業務とか——これはプロポーザルの中で、恐らくこれは元請けのJVなんですよね、JVの企業体と設計の契約しているはずなので——協力業者ということと言われたんですよ、石橋建築事務所は協力業者なんだということ。協力業者というと、通常、下請けになりますよね。だから、下請けの情報というのは、そうやって佐賀市がどこまで知っているのかなというか、ちょっと疑問に思ったんですけれども。

そこで、その協力業者に石橋建築事務所がかかわっていらっしゃるからという情報をこの場で聞いたということだったんですけれども、そもそも何でそういうことを佐賀市が知っていたらっしゃったんですか、協力的に石橋建築事務所がかかわっていらっしゃるということを。

○渡邊建築住宅課長

今、委員がおっしゃられるとおり、基本設計につきましてはプロポーザルでJV企業が受注されております。その協力業者、耐震関係につきましては、佐賀市の石橋建築設計事務所をお願いしますよということをお聞きしたのは私じゃなかったと思うんですけど、

資料のやりとりとかは、直接、石橋建築設計事務所でやられているのを知っていたもの
すからですね。

(発言する者あり)

○山下伸二委員長

補足があれば。

○渡邊建築住宅課長

協力業者として石橋建築設計事務所が構造の関係をするということで、ジョイントベン
チャーの会社から聞いて打ち合わせをしたと思います、その耐震関係については。

○野中宣明委員

ちょっと私たちは一般的に聞いてよくわからない点というのが、佐賀市がプロポーザル
で契約したのはあくまでもJVという企業体なので、恐らく私は前の資料を読み終えた後
に把握しているのは3社のJVなんですね。3社JVでされておりまして、そことやりとり
するのは、通常全然問題ないんですけども、そのJVの下請け、いわゆる協力会社にな
っている、協力の位置にあるそういう業者と何で佐賀市が打ち合わせをするのかなど。
今の御発言でちょっと腑に落ちなかったんですけども、そういうことを佐賀市はやられ
ていたんですか。渡邊課長はそこは把握されていないようなお言葉だったんですけど、企
画政策課はそれをやっていたということなんですかね。だから、石橋建築設計事務所の今
村氏はここにいらっしゃるんですか。ということになりますよね。

○渡邊建築住宅課長

JVの協力業者として打ち合わせとかに参加は——ちょっとその辺は私も打ち合わせに
入っていなかったんですけども、耐震関係については石橋建築設計事務所ですよとい
うのを伺って、私も呼ばれて打ち合わせはしたところではあるんですけども。

○野中宣明委員

済みません、今ちょっとお言葉出ていたんですが、渡邊課長は、そもそもこの打ち合
せにどなたに呼ばれたんですか。企画政策課のどちらの方ですか。

○渡邊建築住宅課長

スケジュール帳に大体記入はするんですけども、書いていなかったの。恐らく桂さ
んじゃないかなと思っております。

○山下伸二委員長

恐らくということですね。

○渡邊建築住宅課長

はい。

○江頭委員

渡邊さんは、こういう設計とかのプロですので、普通、設計図も今回のあれにな
ったんですよね。それで、見積書をとること自体、こういうことというのはあり得る
んですか。

本当にこのプロフェッショナルの渡邊さんの中で、こういう状況というのはあり得るんですか。どう思われますか今回のこの件を。

○渡邊建築住宅課長

通常、私どもは建築の積算基準とかそういうものに基づいて数量を出したり設計したりして、あと、単価につきましても刊行物とか、あと県の単価とかを採用して単価を活用しながら予定価格をつくっていきます。しかしながら、そういうふうな基準に基づいていないところにつきましては、見積もりをとりまして、それを査定をというか、本当に間違いないだろうかという確認をして、それを予定価格にするときもございます。ちょっと特殊なケースでいいますと、例えばこういうふうなサッシュなんかは建物によっておのおの大きさが違いますので、そういうふうなものにつきましては見積もりをとって、精査して、予定価格をつくっています。

○江頭委員

いや、私が聞いたのは、今回3,000万円近い、これは一つの事業ですよ。だから、こういうことがあなたたちプロの目から見て、どう思うかということだけを——このちょっとしたことぐらいのはあるかもしれない、今言われたように。私たちが何でここを問題にしているかと、あなたたち簡単に、皆さん方は——この一連のこの調査、渡邊さんは御存じですよ、幾ら外部におられても。

きょうは起案のところで、あなたは起案の承認者でも何でもありませんけど、本当に、一技術者のプロとして、今回のこの3,000万円の改修というのが、あなたにとってこういう一連の、設計図もない、見積もりも、何か随意契約の業者からとってやる一連のこの、あなたの目にどう映るんですか。あり得ないと思いませんか。お答え願います。

○渡邊建築住宅課長

通常、緊急を要する場合、先ほどもちょっとお話があった災害とか、そういうような場合についてはこのような発注方法もあるかなと思っておりますが、時間的に短い部分もございましたので、ちょっとタイトなスケジュールの中で、これをするのは致し方なかったのかなと。ただ通常、建設部ではこういうふうな図面のない発注はなかなかしていないところでございます。

○江頭委員

渡邊さんは業者出身ですよ。官公庁からこんな依頼があったら、今までの経験、渡邊さんが経験されて、普通はおかしいというふうに思いますよね。こういう依頼は今まで、市役所に来られる前、お勤めのところでこういう経験を——市町いろいろ行政に携わられたんでしょけど、ありますか。それだけ、あるかないかぐらいはお願いします。

○渡邊建築住宅課長

確かに、私は民間のほうから市役所に採用されたところですけども、ほかの自治体との業務は今まで余りなくて、設計事務所的なところでしたので、余りなかったんですが、

今回のこういうふうなケースはないかなと思っております。

○山下伸二委員長

よろしいですか。

○江頭委員

はい。

○山下伸二委員長

それでは、退室していただいて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○山下伸二委員長

では次、企画政策課の武富課長になるんですけれども、休憩をとりましょうか。15時30分再開でよろしいですか。

お疲れさまでした。では、15時30分に再開いたします。

◎午後3時18分～午後3時30分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、時間になりましたので、総務委員会を再開いたします。

次が企画政策課の武富課長に入っていただくということでお話をしていましたけれども、入室いただいてよろしいですかね。

○野中宣明委員

今、21日の流れをしております、21日の流れを見ている中で、先ほどJVのお話とか、基本構想の話と体育館改修のやつがちよっと入りまじってきていて、向こうは向こうで基本構想の話は基本構想の話で進んでいて、体育館改修の話はこの21日の中で入ってきているので、さっき桂さんとかというお名前が出てきたので、先に桂さんとかちよっと関連してくるので、お話を伺えたらなと思うんですけれども。順番を逆にして、もしよければ。

桂さんは役職についていないということなので、配慮した上で、できたら、あと残り星下さん、桂さん、南雲さんという3名もう同時に入っていらせてもいいのかなと私は思いますけれども、ちょっとお諮りいいいただきたいと思います。

○山下伸二委員長

いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そしたら、JVに関しても、今している起案とは直接関係ないかもしれませんが、その以前に担当者がどういうふうな認識でいらっしゃったかというのについては非常に重要なところでございますので、今、野中委員のほうから、星下さん、桂さん、南雲さんの3人に入っていただいて、これまでの経緯を踏まえてお話を聞いてはどうかという御提案ですけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よろしいでしょうか。

そしたら、順番が次、武富さんでお願いしていましたので、大変申しわけありません。ちょっと時間をいただいて、執行部の準備をお願いしたいと思います。

◎執行部入室

○山下伸二委員長

それでは、星下さん、桂さん、南雲さんに入室いただきましたので、起案にかかわる件について皆様からの御質疑をお受けしたいと思います。

○野中宣明委員

じゃあ、私のほうから御質問させていただきます。

先ほど来、野田副課長、そして、大野係長、渡邊課長という形でずっと流れから来ていて、12月21日は3つの会議が、朝、昼、夕方近くという形で入っていて、特に昼の会議の中で、3名いらっしゃる中のお一人である桂さんも入っていらっしゃいますし、その後は御三方入っていらっしゃるということなんですけれども、まず、この真ん中の11時からの会議、これは私は体育館改修の話かなと思っていたんですけれども、別に何か基本構想のお話を打ち合わせされている中で、大野係長が入ってこられたということでさっき御説明いただいて、そもそもこれは誰が集まって打ち合わせをしてくださいというような流れになったか、少しそこら辺の説明を桂さんをお願いしていいですか。

○地域政策課職員

こちらのほうなんですけれども、もともとの富士小学校の本体の基本構想等の話のところ、耐震構造補強関係で御相談させていただいているお相手が石橋建築事務所でありましたので、この日にちょうど時間をつくっていただいて、私のほうがお声かけをさせていただいたかと思います。

○野中宣明委員

先ほども、これはさきの方に御質問したんですけれども、通常、これは夏ごろにプロポーザルの公募をかけて契約した佐賀市と3社JVとの間でお話をされていると思うんですけど、ただ、ちょっと腑に落ちないのが、その3社JVの協力会社、いわゆる一般的に下請という部類の中の業者がこの石橋建築事務所であるんですけど、通常、佐賀市は佐賀市とその元請のところとの話し合いで話を進めているのが一般的だと思うんですね。これが、なぜ石橋建築事務所、下請の協力業者と佐賀市が直接お話をされたり、やりとりが起きているかというのが非常に腑に落ちないというか、疑問に感じるんですけど、なぜそのようなことが起きているんでしょうか。

○地域振興課職員

もともと基本構想のかなり早い段階から石橋建築事務所のほうは、協力会社としてはいろいろとJVと関与して一緒にお仕事はされていたように思います。実際こちらのJVのほうと基本構想やその他設計等の、私たちが委託の契約をしたのが10月以降なんですけれ

ども、そちらのほうで既存の設計図書関係の確認の作業をさせていただいておりました。10月、11月にかけてさせていただいている中で、先ほどありました平成19年に教育委員会が先行して実施しておりました耐震判定の耐震構造計算書関係はどのようにして確認したらよろしいだろうかとこのことを設計の担当会社に確認したところ、協力会社として石橋建築事務所がいらっしゃいますので、そちらのほうと直接確認してくださいというお願いをされましたので、それ以降は構造関係のお話に関しましては石橋建築事務所とお話をさせていただいているという次第でございます。

○野中宣明委員

そうすると、JVの企業体と、いわゆる協力業者、下請契約といいますかね、そういった契約を結ばれていると想像して、一般的に言いますと、下請申請書といいますか、そういったのに基づいて業務の分担というのをしているらっしゃると思います。いろんな形でぶら下がって、設計の会社が、たしか東京からの大手の会社が1社、JVの中に含まれていたと思うんですけども、そこにいわゆるぶら下がった形で多分されているのかなと、ちょっとイメージ的には思うんです。そういった中で、この下請申請書というのがあると思うんですけど、そしたら、これはお持ちですか、佐賀市は。

○地域振興課職員

こちらのほうなんですけれども、正確にJVから石橋建築事務所の実作業として委託されたのは年度明けてからとなっておりますので、その後一部再委託申請ですかね、そちらのほうは提出いただいているところです。それより前の段階に関しましては、市民の間のお話ではあるんですけども、協力会社という入り方をされていたかなと思います。

○野中宣明委員

ちょっと聞いていて、まだすっきりこないんですけども、通常は元請と話をしていく中で打ち合わせするんだったらわかるんですけど、なぜそういう協力会社の方が市役所の中にいらちゃって打ち合わせしているのかなと、物すごく不自然に感じるんですね。だから、そういうところでいきますと、これは深いところはまた別の形ですかね、これはまた入っていきたいと思うんですけども。

そういう中で、大野さんがひょこっというらちゃって、体育館改修でちょっとばたばたしているからどうかならんかという形で入られたということですよ。その中で、そしたら、じゃあ、今、石橋建築事務所が耐震構造のほうをやっているからお願いしてみたらどうかというようなお話になったんですか。もう少しそこら辺の——何で石橋建築事務所に参加見積書を依頼されたのかというところのつながりというか、背景というか、そこを思い出していただければ。

○地域振興課職員

このときに石橋建築事務所にて全ての作業をお願いするという趣旨だったかどうかという

のは、済みません、ちょっと記憶にはないんですけども、先行して、当然、石橋建築事務所は協力会社として入られていらっしゃると思いますので、本体に限らず体育館のところも含めて、もうごらんになられているところもありましたし、そういった意味では、一番早く確認ができるというか、既に、既存をよくわかっていらっしゃる業者でいらっしゃるかなと思います。

○野中宣明委員

記憶というのは非常に、思い出してたり、忘れてたりとやっぱりなってきますので。ただ、桂さんにおかれましては、この間、11月30日の現地視察において、自分でまとめたレポートというか、報告書といいますか、上司に上げた分ですね、課長に上げた分とか、ああいった形で記録を残されておまして、この件についてもかなり詳しく書いてあるということは、これは何かそういう報告書なんかがあるんですか、書面上残っているのか。あれば見せていただきたいんですけど、そこら辺はどうなんでしょうか。

○地域振興課職員

正式な記録としてあるものではありませんけれども、私の備忘録として残っている分はございます。

○野中宣明委員

委員長に申し上げたいんですけど、もしよければ、その備忘録でも結構ですので、今、このメモとか記録とかというのは非常にやっぱり大事だと思いますので、そこはぜひよければ請求をお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○山下伸二委員長

これは桂さんが個人的に備忘録として、12月21日の打ち合わせのメモをとっている分があるということですね。これは出していただくことは可能ですか。

○地域振興課職員

大丈夫です。

○千綿委員

先ほど下請申請書は年明けてからと言われましたよね。通常、後から出て、事前に知っていたから打ち合わせをしていたというのは普通成り立ちますか。いやいや、正直、年明けてから申請が出されています。でも、申請前に知っていましたからということで、そこで打ち合わせをされていた。たまさか大野係長がふらっと寄って、そこに来られて、ここを知ってあるところですよということを桂さんから聞いたと言われております。知ってあるんだったら、当然、もう時間がないので、正直、随意契約をそこでお願いしたいという部分になっていったような経過なんですね、今。でも、実際、下請の申請書はその当時出されていないんですよ、出されていないでしょう。今、桂さんお答えになったですね、ことしに出されましたと。11月21日時点では出されていない。下請申請を出されていないところと事前に打ち合わせをされていたということじゃないですか。普通、そういうこと

はされるんですか、今までも。

○地域振興課職員

その下請申請を出されていない段階でという話ではありますけれども、設計担当の会社のほうからはそちらのほうと打ち合わせを、構造に関してははしてくれというお願いはもう既にされておりました。

○千綿委員

いやいや、向こうから言われたからしたじゃなくて、手続論のことを言っているんですよ。要は、あなた方が、そこが協力会社であるとかないとかいう部分の下請申請がまだ出していないじゃないですか、11月21日の時点では。ないところと、あなた方がするということは、実際、業務委託契約は再委託が禁止でしょう、本来は。通常、協力会社ということで下請で使われているのは聞いています。しかし、その下請申請書が出されていない時点で、今までもそうやってされているんですか。あなたが言うようなことを聞くと、いや、もうずっとこれはやっているということしか言えないじゃないですか。通常、そういう業務で下請申請書を出されなくても、その下請と自分たちは認めて打ち合わせをするということですか。

○地域振興課職員

私のほうが工事関係の事業にかかわるのは今回が初めてでございましたので、ふなれなところはあったかなとは思いますが、協力会社としての関与の仕方がどの程度であったかというのは、私のほうからはわからないところでもありますし、そのところに関しましては、元請であったJVの、特に設計を担当している方のほうからそういった進め方をしてほしいということを伝えられれば、済みません、そういった形で進めさせていただいたという次第でございます。

○千綿委員

それはあくまでもJVの元請から言われたからだけなんですか、それとも、上司から言われたとか、例えば、誰かから言われたとかじゃなくて、要するに、その会社から言われたからやったというだけなんですか。

○地域振興課職員

そのとおりです。

○千綿委員

その基本設計の打ち合わせまではいいんですけど、ただ、小学校の体育館になると、ちょっと変わってくるわけですね。変わってくると言ったらおかしい、大枠では一緒なんだろうけど、そこに例えば、大野係長が来て経緯を紹介されて、いやいや、もう御存じなのでということになれば、執行部側、発注側からすれば楽は楽ですよ、二度手間にならない。時間が迫っているから、もうそこにやりましようとなると、ある意味、基本的にもうそこありきじゃないですか。そうなっちゃうじゃないですか、要は。でしょう。

工事案件になれていないということなんですが、地方自治法の随意契約の基準というのを御存じですか、答弁をお願いしたいんですけど。

○地域振興課職員

一通りは、はい。

○千綿委員

その地方自治法の随意契約の項目には、そこでなければいけない理由が要ると書いてあるんですよ。それは行政にとって都合のいいことではないんですよ、都合がいいからという理由では理由にならないんです。それと、金額の基準もありますよね。ということになると、そこは地方自治法に違反しているという認識はないんですか。

○地域振興課職員

当該契約の随意契約の件に関しましては、企画政策課のほうで所管をしている部分ではございませんので、その部分に関して私がどう思ったかというお答えをすることはちょっと難しいかと思います。

○千綿委員

いや、だから、そのときに大野係長が来て、そこでやるというか、最終的には石橋建築事務所で決まっているわけですね、正直ね。そのときに、あなたたちの打ち合わせが、大野係長がそこで随意契約になったと、もちろん決定は向こうなんですけれども、そういったところに決定を与えたという認識はないんですかということです。

○地域振興課職員

私が認識しているのは参考見積もりをとられたというところまでは認識しておりますけれども、その後、どういう契約手続を踏まれるかというのに関しては関与していないものですから、わからないというところでございます。

○千綿委員

いや、だから、あなたたちが打ち合わせをしている中で、石橋建築事務所の今村氏がいらっしゃったと。その経緯が、財産活用課の大野係長が判断されたわけですよ——そう聞かれたと言われましたから。桂さんから聞きましたと。要は、石橋建築事務所がここに詳しいからということを知りましたという答弁をされたんですよ。ということは、そこに影響を与えているということになるじゃないですか。でしょう。それはもちろん、契約自体は財産活用課でやっていますよ。ただ、その打ち合わせの中で、大野係長が入ってきて、石橋建築事務所が詳しいとなったので、随意契約をやりましたと言われているんですよ。その契約の内容というのが、もう財産活用課の話だけじゃなくて、企画政策課内で先に体育館の説明を受けていたということでしょう、その中で決めていたということでしょう、そうじゃないんですか。

○地域振興課職員

企画政策課の中で体育館の耐震をどうしようとか、石橋建築事務所のほうにお願い

をしようとか、そういった話をしたことはございません。

○千綿委員

そしたら、何の話をされていたんですか。

○地域振興課職員

繰り返しにはなるんですけれども、本体の建物を、i s 値をどこに設定するのかとか、そういったお話のために今村氏と、あと建築住宅課の渡邊課長、そのときは副課長でしたけれども——のほうにお声かけをさせていただいたところでございます。

○野中宣明委員

桂さんは11月30日に畑瀬前総務部長と大野係長と御一緒に3名で現地に行かれて、それで、この間、報告書を作成していただいたやつを提出していただきまして、そして、これは宛て先が武富企画政策課長宛てなんですね、星下さん宛てにもなっているんですけれども。これを上司に御報告されて、ここでも個人の所見ということで言われたんですけれども、ちょっと私、今、その資料を見て言っているんですが、検討課題として対 J V ということで、ここら辺で結構、今後やっぱり協議をしていかなきゃいけないというような御認識はあったように見受けられるんですけれども、そういった中での話し合いにつながっていつているんですか、この12月21日の石橋建築事務所の今村氏に来ていただいたということは。

○地域振興課職員

この11月30日からの流れで12月21日につながったというわけではございません。

○野中宣明委員

では、そうなる、これは上司のほうに11月30日の現地視察の報告を上げてから、じゃあ、課長とか部長のほうからは何か御指示はありましたでしょうか。

○地域振興課職員

この個別の検討課題について、特に対 J V に関しましては相手がいることですので、慎重にというか、協議をしながら、できるだけ私どもの立場としては、J V の立場を尊重するような形で整備を進めてもらいたいというところの確認はさせていただいたところです。

○野中宣明委員

済みません、ちょっと限定して申し上げて大変失礼だったんですが、対 J V というより、いわゆるこの体育館改修に向けて、桂さん、この報告書をつくっていただいた内容の中では、これは本当にサガン・ドリームスが改修してもいいよというような言葉まで何か出てきているような様子もうかがえるんですけれども、そういった中で、とにかくこれはどうかしないといけないなど、自分たちのライン上での仕事と絡んでくるなという御不安というか、いろんな懸念というか、そういった部分も確かにあったかと思受けられるんですよ。そういうことからいきますと、やはりこれはしっかり上司に報告をして、そして、上司からどういう指示のもとに、そして、この辺の体育館の改修の話とかの部分にこの21日とい

う要素は含まれていないということですか、全然別の話をされていたということですか。

○地域振興課職員

曖昧な記憶にはなるんですけども、この流れで12月21日の打ち合わせを招集した感じはなかったと思います。

○野中宣明委員

じゃあ、これは石橋建築事務所の今村氏とか、この建築住宅課の渡邊課長とかオブザーバーと書いてあるんですけど、わざわざこういう方がいらっしゃるということは、何か具体的に本体工事の耐震の話をされていたということですか。校舎のほうをされていたんですか、体育館は全然されていなかったんですか。

○地域振興課職員

話の始まりとしては体育館のお話ではなく、建物本体の、校舎のほうの、どちらかというところと耐震判定基準ですね、I s 値の数字をどこに持っていくのかという話をさせていた中で、ちょうど大野係長がいらっしゃったというところもありまして、体育館のほうの話に広がっていったというふうに記憶しております。

○野中宣明委員

これは桂さんがお呼びされたということで先ほど言われたんですけども、後の15時から市役所内のコールセンターで、これはサガン・ドリームスの関係者、佐賀県のスポーツ課の副課長、そしてまた、佐賀市の職員たちもまた人数がふえているんですけども、こういう会議があるというのはわかった上で、この12月21日の2段目の真ん中の、今ずっとやっている打ち合わせ会議というのはされているんですか。それとも、全く関係なくて、たまたまこの会議になったんですか。

○地域振興課職員

済みません、繰り返しであれなんですけれども、記憶が定かではないんですが、始まりの趣旨としては全く関係なく、この日は集めさせていただいて、本当にたまたま体育館の話ができるメンバーが集まりましたので、その話になったというふうに記憶しております。

○野中宣明委員

じゃあ、本当にもう、たまたまが重なって、この……としかちょっと思えないんですね。余りにも全て一連の流れで来ていますので、それが全然別の話があっっていて、たまたまふらっと大野係長があらわれてというような、さっき渡邊さんのお話だったんですけど、余りにもこれは偶然過ぎるんですけど、じゃ、これはそもそもが全然別なんです、そういうことでもいいんですね。

○地域振興課職員

招集させていただいた趣旨としては、そうなります。

○川原田委員

あなたね、そういう答弁されて、それを信用しなさいというの、この一連の流れから見

て。私たち真剣にこの所管事務調査をやっているんですよ。どう見たってつながるでしょう。違いますか、全く別問題なんですか。そう言い切れますか。私はそれがもう不思議ではない。全然関係ない話からこういうふうになっているということで、私たちにそれを理解しろということですね。理解できませんけれども。おかしいでしょう、どう考えても。

○山下伸二委員長

そういう説明ですからね。もしかしたら、ほかの担当者の方は違う認識を持たれているかもしれませんけれども、桂さんはたまたまこの3つの項目がこの日に重なったという答弁ですから。

（「たまたまが重なるわけないだろう」と呼ぶ者あり）

○野中宣明委員

済みません、星下さん。星下さんは桂さんの直属の上司になられると思いますけれども、今言われたのは本当でよろしいんですか。

○企画政策課副課長兼企画係長

ちょっと信じていただけないのかなというところはあるんですけども、今、桂が申したとおりだというふうに私も認識しております。

○千綿委員

そしたら桂さん、そこで招集して、そのさっき渡邊課長とかと一緒にI s値という、そこで決まったことってあるでしょう。要するに、決めるために集まったんでしょう。それで所期の目的は達成したんですか、それがもしあれば、話し合った議事録とかも——議事録まではないにしても、話し合った内容の結果というのがあるわけでしょう。でも、そもそも本体の工事で、基準値がどこにしようとかか言っていた中で、最終的に所期の目的の、会議の目的の結果というのが出ていなければおかしいじゃないですか。それを出してもらわないと、私たちに信用しろと言っても無理ですよ、正直。いやいや、そうじゃないですか。だって、今まで散々ですよ、散々訂正、謝罪の繰り返し。信じろと言っても無理です。だから、桂さんが招集したのであれば、その招集目的とその結果があるはずですよ。それを出してもらわなければ信用できません。

○山下伸二委員長

先ほど資料請求があった分で、21日の11時から12時の分の桂さんの備忘録があると。その中に所期の目的が達成できたかどうか、そのような記載があることは今、答弁できますか。

○地域振興課職員

メモの中には当初の目的であったI s値をどこに設定するのかとか、そういったところの記載はございません。

○千綿委員

いや、だって、会議って何かを決めるためにやっているんじゃないんですか。桂さん、

招集して何も結論が出ないままで会議やるんですか。そんなことやっているんですか、市役所というのは。星下さん、そんなことやっているの。要するに、何のために会議やっているの。何かの結論を出すために会議やっているんでしょう。それは基準値はどこにしようかというのであれば、その結果が出ていなきゃおかしいでしょう。決まらなかったら決まらなかった。後日、例えば、会議やりましたでそういう記録がなからんと信用しろというのが無理でしょう。そうじゃないんですか。だから、桂さん言われたじゃないですか、その基準値を決めるために集まった。そうであるならば、その結果が出ていなきゃおかしいでしょう。それは上司に報告とかしていないんですか。

○地域振興課職員

この12月21日の打ち合わせ自体が、12月上旬ぐらいに開かせていただいた、私と、あと渡邊課長と、あと同じく石橋建築事務所の今村氏との打ち合わせの引き続きみたいな形であったかと記憶しております。その中で、I s 値はどれくらいでいいよねという話が12月上旬に一度ありまして、ちょっと確認して答えますという感じの引き取り方を多分したと思っております。その答えを12月21日に石橋建築事務所のほうにお伝えしたというふうに記憶しております。

○千綿委員

いや、でも、それを石橋さんに渡したと言われますけど、その書類はないわけでしょう。備忘録に載っていないわけでしょう。おかしいじゃないですか。だって、業者にその数値を伝えたというのであれば、当然書いておかなきゃおかしいでしょう。いやいや、業者から言われますよ。私はこう聞いていますけどと言われたときに、自分を守れないじゃないですか、それでいいんですか。当然、備忘録の中に書いておくべきものでしょう。要するに、それを石橋建築事務所の今村氏に渡しました、この基準でいいですということで渡したというのであれば、それを渡したメモがなければ、自分が何かあったときに守れないじゃないですか、この間も私言いましたけど。コンプライアンスって、メモは自分を守るためにあるんじゃないんですか。言った言わないということを残しておくためにあるんじゃないんですか。何で書かないんですか、おかしいじゃないですか。

ということは、済みません、言いましたけど、メモには残していません、それで信用してくれと言われても、信用できるはずがないじゃないですか。

○山下伸二委員長

信用できるかどうかということでは進みません。ですから、もうこれ以上の答弁は出ないと思いますので。

○江頭委員

3人の方に同じ質問をいたします。

畑瀬前総務部長からバルーナーズの話聞いたのは、皆さん方それぞれいつバルーナーズを認識されたのか、3人お答えいただけますか。

○企画政策課副課長兼企画係長

バルーナーズという言葉だったかどうかはちょっと正確には覚えていないんですけども、11月30日に桂が現地に行った後に、私としては認識したというふうに思っております。

○山下伸二委員長

11月30日の現地視察を受けて報告を出されていますよね。そのときにバルーナーズということを認識されたと。

○地域振興課職員

私も同じで、プロバスケットボールチームというところでのバルーナーズという言葉はちょっとまた後に出てくる言葉ではありますので、その言葉はさておいてですけども、11月30日にそういう認識はしておりました。

○秘書課シティプロモーション室長

私のほうでは12月11日より前ではあるんですけども、正確な日付は覚えていませんが、部長から口頭でこういったバスケットボールチームができて、富士小の体育館を使いたいということで近々連絡があると思うから、県とサガン・ドリームスの窓口として受けてくださいということ言われました。そのときに、サガン・ドリームスのほうが現地も見に行かれるのでという話をされたと思いますので、恐らく11月30日の少し前だったんじゃないかと思います。はっきりとは覚えていません。

○山下伸二委員長

要は、サガン・ドリームスの竹原社長が11月30日に現地の視察をされていますけれども、その前に口頭でこういうことがあるんでということ認識したんじゃないかということですね。

○秘書課シティプロモーション室長

はい。そのとおりです。

○江頭委員

先ほど21日の話が出ていたんですけど、そこの打ち合わせの中に石橋建築事務所に参考見積もりの依頼をしたのは誰なんですか。誰がされたんですか。

○地域振興課職員

依頼をされたのは大野係長であったと思います。

○江頭委員

桂さんは今村氏と以前から面識はあったんですか。

○地域振興課職員

この富士小学校跡地の整備事業にかかわって初めてお会いしております。

○江頭委員

いつ、お会いされましたか。

○地域振興課職員

済みません、記憶が定かではないんですけれども、夏にはお会いはしていたと思います。

○江頭委員

実は私、この件の調査で今村氏とも何度もお会いしました。そのとき、はっきり——どこって——企画政策課ですかと言ったら、多分そういう企画——何で私はそこに呼ばれるんだろうなと思ったと、これは間違いなく今村氏はおっしゃっていました。だから、今、話の中で聞いていて、1つ腑に落ちないのが、私たちの皆さんたちだけの聞き取りで判断ははっきり、本当のところはわからないから、実際、ひょっとしたら——今村氏とはまたこれは文書で私も取り交わしていませんので、録音すればよかったなと思っているんですけれども。企画政策課に呼ばれた日にちもあんまり御存じなかったんですけど、何で呼ばれたかというのが非常にわからないというのがあれです。ですから、今みたいな打ち合わせというのが、ただ体育館はそのあたりから始まっているというようなことを言われていましたので、何かこの12月21日の話が非常に私も何かちょっと違うように感じ取っていたんですけれども、今まで千綿委員とか野中宣明委員が言われたのは、そういうことでこの打ち合わせが行われたんですね。

そのとき大野さんに言えばよかったんですが——それはいいですけど、また耐震の話がありますので、それはそれでいいということでよろしいですね。

○地域振興課職員

はい。そのとおりです。

○野中宣明委員

今、石橋建築事務所の今村氏に会ったのは夏と言われたんですけど、何月ぐらいですか。

○地域振興課職員

済みません、はっきり記憶にはございません。

○野中宣明委員

夏というのは、私が基本構想の流れで把握しているのはプロポーザルが公募されて、契約書もたしか7月ぐらいじゃなかったかな、たしかそんな感じなので、何でその時点でこの話の中に石橋建築事務所がもう既にいらっしゃるんですか。何かもう既に決まっていたんですか、元請イコール下請みたいな。

○地域振興課職員

そこまでではないと思うんですけれども、結構早い段階からJ Vの設計担当の会社とは協業というか、協力関係にあられたとは伺っています。

○野中宣明委員

それは佐賀市の職員としてはお一人でお会いされていたんですか、誰か上司の方と一緒に石橋建築事務所と会っていたのか。ちょっとその状況。だから、お一人か複数かというのはもちろん記憶にありますよね。

○地域振興課職員

一番最初にお会いした記憶としてあるのは、たしか協力企業であるということを知った後、現地を見たいというふうにおっしゃられたときがありましたので、それにアテンドについていったのが夏だったと思うんですが、その程度の記憶しかございません。

○野中宣明委員

だから、それは佐賀市としては桂さんお一人で行かれたのか、課長とか上司の方、隣に直属の星下さんもいらっしゃいます。誰か一緒に行かれたのか、お一人で行かれたのか。

○地域振興課職員

そのときのアテンドに関しては私1人で対応したかと思います。

○千綿委員

桂さん、さっき元請から電話があつて石橋建築事務所のことを聞いたと言われてますよね。その電話っていつあつたんですか。さっきの話をずっと聞いていると、夏ごろ今村氏にお会いしたということになったので、いつごろその会社から石橋建築事務所の今村氏と話をしてくれという話になったんですか。

○地域振興課職員

J Vと基本設計というか、その基本構想や設計等の委託をさせていただいたのが10月で、それから既存図面の整理等、どう取り扱っていったらいいかという打ち合わせをしていく中で、はっきりとした形で石橋建築事務所のほうとお話をしてくれというふうに連絡をいただいたのは、11月30日であります。

○千綿委員

ちょっと星下さんに聞きます。

通常、もちろん経験がない中で、下請申請書が出ていないところと打ち合わせをするごと自体が、本来はあつていいんですか。ちょっとお尋ねですけど。

○企画政策課副課長兼企画係長

私も工事に係る案件というのは今回がちょっと初めてで、余り詳しくはないんですけども、民同士の契約事項について書面なりで確認しておかないといけなかったかというところ、ちょっと私も自信がないところなんですけど、その元請のところから直接、石橋建築事務所ということで打ち合わせをしてくれという話がありましたので、そういうふうに決まっているものと認識して動いたというふうに思っております。

○千綿委員

済みませんね、経験がないからということじゃなくて、やっぱり皆さんのバックは法律だったり条例だったりするわけじゃないですか。経験がないということは理由にならないですよ。地方自治法とかがあつて、その地方自治法にのっとっていろいろ運営していくというのが本来の姿ですよ。そうであるならば、やっぱり経験がないなら経験がある人に聞くしかないじゃないですか。それをされていないことが、今回、いろんなことで思うのは、済みませんと謝られますが、謝って済む問題じゃないんですよ、正直。

経験がありませんでした、知りませんでしたと、そんなことは理由にならないということをご皆さん自覚していただきたい。ちゃんと法律にのっとってやるしかないわけですよ。それを経験がないと言われても、いや、ちょっと待ってくださいと、そうじゃないでしょうと。ちゃんと手順を踏まないといけないところは踏まないといけないじゃないですか。そしたら、今回のことで、全部があなたたちみたいにされているようにしか見えませんか。言われたように信用できないでしょうけども、正直、信用できません。もう信頼関係が地に落ちています。信用してくれと言っても無理ですよ。何回もそういうことを言われるのであれば、経験したことがないから済みませんと。それはおかしいですよ。もうたがが緩んでいるとしか思えない。ガバナンスが効いていないじゃないですか。

○山下伸二委員長

質問を中心にしてください、事実確認を中心をお願いします。

○江頭委員

特に星下さんと桂さん、企画政策課でお仕事をされて、この案件は要するに富士小が廃校になってから、この富士小の跡地問題をずっと計画されてきたあれですよ、一連の流れとしては。この12月21日でもって体育館だけ切り離すという構想ですよ、3,000万円近い金をかけてやるというのは一つの事業ですよ。これに対して、初めてお二人はバルナーズの話も、このプロバスケットチームの進出という話を聞かれたんでしょうけど、一貫して富士小の跡地活用というものを進めていた課でありながら、当時、あなたたちの上司じゃない総務部長があなたたちに指示して、こういう一連の動きになったことに対して、あなたたちはその指示を受けて、当然普通だったら企画調整部長の古賀部長あたりに一足早く相談するのが普通だと思います。これだけこの場で、議会の場で、富士小跡地の問題は議論を重ねたのは御存じじゃないですか。担当じゃないですか。

そういう中で、もう古賀企画調整部長へのあなたたちのあれというのは時系列の中にほとんどないですよ。あなたたちはそのときどう思いましたか、そのプロバスケットチームの進出で体育館だけ切り離して改修することにおいて。正直に聞かせていただきたい、お二人に。

○企画政策課副課長兼企画係長

11月30日に現地視察に桂のほうが行って、その後、報告をメモでいただいたときに、正直、跡地活用計画をずっと私は平成27年からかかわらせていただいていますので、当時のその段階では基本構想が固まっている段階ではありませんでしたけれども、長らく地元の方といろいろな意見交換をさせていただきながら、さまざまな御意見がある中、取りまとめをさせていただいて、大筋ある程度こういう形で行けるのかなというふうな段階であったというふうに思っております。

そのときに、その計画に支障があるような活用はまずいなとか、そこはちょっと避けなければならないというふうにそのとき思いました。具体的にはそのときは多分、平成

32年度オープンというスケジュールであったと思いますので、そのスケジュール、少なくとも、それ以降については管理運営をするところが主体的にできるような形、それ以前の工事については練習があるからということで、その工事に支障があるとか、そういうふうなことは絶対避けなければならないというふうに、聞いたときにはまずそう思いました。

ただ、一方、合宿施設としての体育館ということで予定をしておりましたので、その利用目的については、今回のバスケットというか、スポーツで使うという目的については、正直、内容としては支障があるような改修というか、修繕にはならないのではないかと、いうふうにはそのとき思いました。

○江頭委員

私が聞いているのは、それはわかります。物すごく流暢にしゃべっていただくんですけど、畑瀬部長からの指示についてどう思ったかと。あなたたちは直属の——確かにこの富士小の跡地問題はやられている担当だからということなんでしょうけど、そのことに対して古賀部長と同じ企画調整部の中で、このことでじっくり議論しなかったんですか。まず、それから。

○企画政策課副課長兼企画係長

当時、畑瀬前総務部長から直接、私はここの体育館の使用についてということで指示を伺ったということではありません。私の当時の認識としては、私はこの12月15日、21日ということで会議に入っているんですけども、もう富士小学校の体育館が決定というふうな形では認識はしておりませんでした。有力な候補ということで話をされているという認識は当然あったんですけども、当時の私の気持ちとしては、こういう条件があると難しいとか、こういう条件であれば大丈夫というふうなところのあれを提示するというか、整理しておく必要があるということで打ち合わせのほうには入らせていただいております。

私の直接の上司である武富企画政策課長のほうとは共有しておりましたので、私が直接、古賀企画調整部長のほうにどういう形でお話をこの件についてしたかというのは、済みません、具体的にはちょっと覚えていないところです。

○江頭委員

あなたたちは12月21日に旧富士小体育館の改修について、広さやゴールの種類など具体的な打ち合わせをされているんですよ。そして、そのときステージの解体の話までされているんですよ。そんな具体的な話をしているということは、当然、以前にブルーナーズの存在というものをあなたたちは認識しているとしかならないじゃないですか。でも、それは畑瀬部長からのちゃんとした説明があったんでしょう。あなたがブルーナーズということを知ったのは11月30日と言われたんですけど、それは説明は畑瀬部長だったんでしょうということですか。

あなたたちが進めている企画の富士小跡地問題について、何ら違和感なかったんですかと。違和感あった、なかったでいいです。聞いたのが、畑瀬部長か畑瀬部長じゃないか、

その2点。もうそれだけでいいです。

○企画政策課副課長兼企画係長

私は武富企画政策課長から聞いたと。

(発言する者あり)

ちょっと済みません、正確な記憶がちょっとないんですけども、15日に私は会議に入っておりますので、少なくとも、それ以前には聞いていたかというふうに思います。

○山下伸二委員長

12月15日ですか。

○企画政策課副課長兼企画係長

はい。

○山下伸二委員長

12月15日の打ち合わせの前ですね。

○企画政策課副課長兼企画係長

少なくとも、それ以前にはということで、済みません、記憶があれなんです。

○江頭委員

星下さんと桂さんはお二人とも起案書を承認されていますけど、企画政策課の中でこの一連の話を聞かれて起案書を読まれたときに、何らバルーナーズのことも書いていない、それに違和感は覚えなかったんですか。お二人別々にお答えください。

○山下伸二委員長

それぞれお願いします。

○企画政策課副課長兼企画係長

起案に私も承認させていただいているんですけども、理由のところについては、そのときバルーナーズがある程度使うようになることを大きな要因として、ここを改修することは認識をしていたつもりです。しかしながら、その理由のところについては、担当課のほうがかかれていないということで、書かれていないなというようなことは違和感として持ったかもしれませんが、ちょっと強くそこをなぜ書かなかったのかとか、そういうふうなところまでは正直ちょっと至りませんでした。

○地域振興課職員

済みません、同じような話なんですけれども、私のほうの担当としての感覚から言えば、体育館をどう改修するのかというのには非常に興味があるところではあるんですが、どういった理由でということに関しましては余り見ていなかったというか、違和感は感じたところではあるんですが、当時、チームのプロモーションの部分で情報についてはよくよく管理をしてくれというふうにチームのほうから依頼をされていたような記憶があります。それを受けて、ちょっと過剰にそういうところに配慮されたのかなという記憶はあるんですけども、それを起案者に確認したわけでもございませんし、その起案趣旨に関して、

私がちょっとそここのところで意見をしたという記憶もございません。

○江頭委員

バルナーズが3月までに改修を終えなくちゃいけないという部分があなたたちの認識の中であって、起案書にバルナーズのバの字もない。ただ、荒れていたという。私は星下さんには聞いていなかったんですけど、桂さんは経年劣化の部分は認めるけれども、窓ガラスは割れていなかったという認識だったということをお答えされたんですよね。あの件名には緊急性という文字も、きちっと件名を入れられていますよね。それでもって、バルナーズのことが認識されておりながら、あの起案書に何らそのぐらいの認識しかなかったんですか。

それで、もう一つ皆さん方が一連として畑瀬部長から言われたときに、この一連の富士小の全体的な改修の構想、スポーツ合宿の構想が進んでいる中において、体育館だけという部分を改修することにおいて、議会に対してこれは報告も何もしなくていいんだろうかということも考えなかったんですか。それをお答えください。

○企画政策課副課長兼企画係長

改修の緊急性のところにつきましては、私も富士小の担当をしまして、平成28年、平成29年は体育館のほうも見たことがあるんですけども、今回、この体育館の先行改修の話があってからは体育館のほうに行ったことは私自身としてはありません。そういった中で、具体的に下の床の劣化というのは、イメージは何となく残っていたんですけども、窓ガラスですとか、床の腐食ですとか、そういったところについてはちょっと正直に記憶がないところでした。起案の中で窓ガラスが割れているというふうな記載があれば、割れていたという事実をもとに起案を見たのではないかなというふうに思っております。

それとあと、議会のほうの報告については、これもちょっと記憶が定かではないんですが、どこかの打ち合わせか何かで議会のほうの報告もしないといけないという話をした記憶はございます。

○江頭委員

誰に報告したんですか。

○企画政策課副課長兼企画係長

この話も今回の所管事務調査の後、思い出そうとしたんですけど、なかなか具体的にどの日付でどういった場所でということまではちょっと覚えていないんですけども、話をしないといけないということを話した記憶はございます。ただ、私としては、部署の話をして恐縮なんですけれども、総務部のほうの所管になるのかなということで、それ以上の確認は私としてはちょっとしていなかったところなんです。

○江頭委員

私が聞いているのは、誰に報告をしたいと、そんならそのときに記憶は定かじゃないけど、誰に報告をしたいと考えたのかということです。今、誰とは言わなかったでしょう。

○企画政策課副課長兼企画係長

議会への報告という意味です。

○山下伸二委員長

議会にしないといけないなと思った記憶はあるということは、その思ったのは大体12月21日ごろのことですか、大体。そこら辺はわかりませんか。12月21日ごろだったのか、それとも、1月5日に起案が回ってきていますので、大体どのくらいに認識したというのは、それも記憶はないですか。

○企画政策課副課長兼企画係長

大変申しわけございません。ちょっと正確な記憶がございません。

○千綿委員

古賀部長は、大もとの計画のときに、いろんな補助事業を探していて、過疎債も含めて検討していくべきかなということもおっしゃったんですね。例えば、計画外るとき、富士小学校を社会人バスケットが使わないとしたときに、一体的にやらなきゃいけないでしょう。ただ、国の補助事業も当然探されていたと思うんですが、その対象外は過疎債も含めて検討したいと思っていたというような発言をされているんですよ。部内で過疎債の検討とか一切されていないですか。社会人バスケットが来る前に、例えば、去年、ちょうど一体的な計画が進められていたときじゃないですか。そのときに、いろいろ補助メニューというのは多分探されていたと思うんですね。その補助メニューにのらないところは過疎債でやりたいということも若干、そういうニュアンスで古賀部長が答弁されているんですが、そういったことはされていたんですか。富士小学校の体育館だけ分かれる前の話です。

○企画政策課副課長兼企画係長

過疎計画のほうには、この拠点整備事業については記載をしておりますので、当然、過疎債を想定して計画していたところがございます。

○千綿委員

そうすると、例えば、仮に総務部で先に使うとなると、過疎債が使えなくなるよという話は総務部とかには言われていないんですか。

○企画政策課副課長兼企画係長

体育館を切り離して活用するときに過疎債が使えなくなるというふうなところでの話は、済みません、私のほうから総務部のほうに話したことはございません。

○千綿委員

いや、通常、皆さん、なるべく佐賀市の支出を少なくしようと思って、国の補助メニューとか常に見られているじゃないですか。そうすると、総合的に担当する部署の企画政策課が、例えば、国の補助メニューを見ながら、今回7億5,000万円という金額が来ますよね。だから、あと2年間で整備するわけですから、それなら例えば、対象外のところは過疎債でやろうという話に当然なっていくわけでしょう。そのときに、事前にそっちが総務部で

受けたら過疎債が使えなくなっちゃうじゃないですかという話にならないんですかね。言わなかったじゃなくて、向こうも聞かなかったということでもいいんですか。

○企画政策課副課長兼企画係長

過疎債のことについて総務部のほうから聞かれた記憶もございませんし、私のほうからもお話はしていないところです。

○野中宣明委員

12月21日の3段目、15時からの会議ですけど、これは畑瀬前総務部長は参加されていないということよろしいですか。

○企画政策課副課長兼企画係長

ここに記載しているメンバーで参加していると思います。

○野中宣明委員

10月5日の市長の緊急記者会見の中で、こういうことを畑瀬副市長は述べられているんです。「基本的に私が12月21日に決断したときには、企画政策課から3人、財産活用課から2人、秘書課から1人でミーティングはするんですよ、やれそうか、やれそうじゃないか、私が絶対やれとは言わないが、やれそうだったらやろうという判断をしました」というコメントをされているんですね。この人数からいくと、この15時からの会議なんですよ。これは、じゃあ、副市長は何をおっしゃっているんですかね。

○山下伸二委員長

この件については、一番最初、野中宣明委員のほうから、前回の中で12月21日15時からの中には畑瀬前総務部長は入っていたんじゃないかと確認いたして、朝一番で池田総務部長のほうから入っていなかったということなので、済みません、そのメモはどの部分なのかわからないので、確認のしようがないんですけど、一応、執行部のほうで確認をしていた池田総務部長からのきょうの答弁では、畑瀬副市長はこの打ち合わせの中には入っていなかったという確認をしたということで、朝、きょうの委員会の中で受けていますので。

○野中宣明委員

私はこの記者会見をじかに聞いて、このお言葉を聞いています、メモをとっています。どう考えても、この会議の中に畑瀬前総務部長は存在するんですよ。でも、いらっしゃらないということも言われて、資料にも載っていないということなんですけど、この15時からの会議は、場所は市役所内コールセンター、サガン・ドリームスから佐藤氏、小柳氏、佐賀県はスポーツ課の清水副課長、企画政策課はここにいらっしゃる3名の方と、あと野田さん、大野さんの5人なんです。通常これだけのこと、きちっといろんな打ち合わせをされていますけれども、じゃ、これは会議録はあるんですか。またないんですか。

○秘書課シティプロモーション室長

会議録はありません。

○野中宣明委員

この会議の担当はどなたですか。

○秘書課シティプロモーション室長

担当というのは決まっていなくて、それぞれ担当している工事の部門だったり、それから、既にある計画との調整だったり、また、自治会との調整だったり、秘書課においては窓口として県とサガン・ドリームスの調整ということで、ちょっとメインの担当課というのが決まっていなかったと私は思っています。

○野中宣明委員

なぜ会議録がないのでしょうか。

○山下伸二委員長

なぜないかというのは答えられますか。ないものはないとしか言いようがない……

○企画政策課副課長兼企画係長

企画政策課としては、この会議を招集しているということもありませんし、担当課という認識はございませんでした。

○野中宣明委員

じゃあ、この会議は誰が招集をされたんですか。これは特にサガン・ドリームスとか佐賀県とか外部から呼ばれていますので、これは事前に、12月21日の15時から市役所内クールセンターでありますからぜひ来てくださいというアポをとらないと、お集まりにならないので、こちらは誰が招集かけたのでしょうか。

○秘書課シティプロモーション室長

12月21日の会議は、その前の12月15日の会議の終わりで日付が決定したと記憶していません。

○山下伸二委員長

2ページが一番下のところですね。

○野中宣明委員

12月15日ですね。じゃあ、12月15日は誰が招集かけたんですか。

○秘書課シティプロモーション室長

12月15日の打ち合わせは、12月11日に武富企画政策課長と私が打ち合わせに参加した後で、もう少し詳しくお話を聞こうということで、サガン・ドリームスと県のほうには私が連絡をしました。

○野中宣明委員

そうすると、担当は南雲さんですか。

○秘書課シティプロモーション室長

私のほうが県と、それからサガン・ドリームスとのスケジュール調整は行っています。

○野中宣明委員

そうなる、これは12月11日も要請文、要望書、会議録、メモ一切なし。そして、15日も、これも当然ないんでしょう、15日も会議録はあるんですか。

○秘書課シティプロモーション室長

15日の会議録もございません。

○山下伸二委員長

11日もないですね。

○秘書課シティプロモーション室長

11日もありません。

○千綿委員

県のスポーツ課の清水副課長が参加されているじゃないですか。確認ですけど、県もとられていないんですか。

○秘書課シティプロモーション室長

県のほうにも確認をしましたがけれども、報告書は上がっていないということでした。

○千綿委員

メモもないということですか。

○山下伸二委員長

南雲さんはメモを持たれていますか。

○秘書課シティプロモーション室長

個人の記録用にとったメモはあります。県のほうへの確認は、メモまではしていません。

○千綿委員

そういう進め方をいつもされているんですか。県が入って、そして、部外者が来て、そのメモとか報告書を何も残さないんですか。僕は不思議でならないんですけど、そういう業務を通常からされているわけですか。

○秘書課シティプロモーション室長

12月11日の打ち合わせについては、ちょっと以前もお答えしたかもしれませんが、部長が入っておられたのでという理由と、それから、その次の打ち合わせはすぐに設定されたので、そこで改めて書面で回すというより、直接聞いていただいたほうがいいかなと思って残しておりませんでした。

12月15日、そして、12月21日の打ち合わせに関しては、私のほうはその打ち合わせを受けて、秘書課のほうで対応しなければいけないということは、記者会見の対応はあったんですけども、メインは体育館の改修についての打ち合わせでしたので、自分のところが担当課でまとめていかなければいけないという認識がなかったというのが理由です。

○宮崎副委員長

南雲さん、まだ12月21日のときって、この日の朝に野田さんと大野さんが行って、研磨をしないといけないとか、何をしないといけないとか、まだ外側の話も埋まっていない

ような状態だったんですよね。そのときに、広さ、たしかこのときステージを壊すという話まで出ていたというふうに私は記憶しています。それから、ゴールも、移動式のゴールでいいのか、備えつけのゴールにしないととか、そういう話もしたというふうに、済みません、これは私も記憶は曖昧ですけどね、書面に残していませんので。そういうふうに思っています。違和感はなかったですか。ここでこういう話を、ステージを壊すんだとかゴールを——ここに書いてあります、具体的に打ち合わせと書いてあるんですよ。メモとっていないのはびっくりなんですけどね。どうですか、そこら辺違和感はなかったんですか。

○秘書課シティプロモーション室長

12月21日の打ち合わせは、初めて財産活用課の方に入っていたので、まずはサガン・ドリームスのほうから、使うとなればどういったことが必要になるのかというのを伺ったんじゃないかと思います。具体的にゴールはどのようなタイプのものであるとか、それから、広さについて社会人リーグの試合に必要なコートの大きさとかを伺ったと記憶していますが、特に違和感は感じませんでした。

○宮崎副委員長

違和感がなかったのは、畑瀬総務部長から、もうこうしてバルナーズが来るから、頼んでおくね、南雲さんと直接言われたからじゃないんですか。

○秘書課シティプロモーション室長

そのとき、最終的に使われるかどうかはまだわかりませんでしたけれども、有力な候補として旧富士小の体育館を検討されていたのは事実だと思います。

○千綿委員

ちょっと南雲さんにお尋ねしますが、メモをとるとか、報告書を上げるとかいう基準をちょっと教えてもらっていいですか。今までメモとか全然とられていないじゃないですか。それで、例えば、部長たちが意思決定していく中で、そういうのがなくてもできていっているということが僕は不思議でならないんですよね。例えば、いろんな打ち合わせの中でこういう問題がありますよというのを、多分、上司に上げないといけないですよ、当然ながら。課長を通じてなのか、それは部長直接なのかは知りませんが。でも、一切そういう議事録もとらない、メモもとらないということになると、上げようがないんじゃないかなと私は思うんですが、その南雲さんがメモをとる、もしくは議事録をとらなきゃいけないという認識の、どこが基準で、担当課じゃなかったらとらなくていいと思われるのか、その基準を教えてくださいたいんですよね。個人の主観で結構なので。

○秘書課シティプロモーション室長

まず、説明をさせていただきたいんですが、メモを一切とらなかったわけではないです。きちんと共有できるような整理されたもの、整理された報告書だったり議事録のようなものはつくっていません。個人のメモとしては残っているものも幾つかございます。

基準なんですけれども、やはり後々、何か課で決断して事業を進めないといけない、当

然そのときには起案して上に決裁をとっていくということになるんですけども、そういった中で必要になる場合は特に当初から意識して議事録を残したりということがあると思っています。今回は秘書課としてそういう、何か対応をすぐにしなければいけないということではなかったので、その部分の意識がちょっと欠けていたと思います。

○千綿委員

でも、秘書課でプロスポーツ関係の窓口をやりますということを今まで言ってこられているじゃないですか。そしたら、最初の所管は秘書課になるわけですよね。その部分で考えると、秘書課の事務分掌の中に入っているわけですね、今回のプロバスケットチームという。窓口なので、当然、いつ来たかとか、どういう経緯で来たかというのを把握しておかないといけないと思うんですけど、それはそう思われなかったということですか。

○秘書課シティプロモーション室長

そのときはかなり体育館の改修のことが中心になって進めていったので、それが頭にありませんでしたが、やはり後々のことを考えれば、どういった経緯で、誰と打ち合わせをしたというのは残しておくべきだったと今は思っております。

○川原田委員

いや、もう端的に申し上げまして、この11月11日、14日、15日、この辺でもう責任者といえますか、ゴーサインが出ていたからメモも何もとらなくていいというふうに判断されたんじゃないんですか。これで行くぞというふうにもう決まっていた。そう捉えないと、会議録もない、メモもない、もうこれで行くという方向が出されているから、そういうことをとらなくていいというふうに判断されたように——私ほうがった見方かも知れませんが——とれますよね、どうしても。違いますか。だって、これだけの事業、そして、県とか外部から来ておってメモもない、議事録もない、おかしな話でしょう。だから、じゃあ、それはもうゴーサインが出ていた、決まっていた、そういうことだから、ただひたすら力を合わせてやっていくということに決まっていたんじゃないんですかね。私はそうしかとれない。間違っていたら訂正してください。

○企画政策課副課長兼企画係長

ちょっと12月15日の会議のときは、具体的に小学校跡体育館を活用して支障がないかどうかというのを確認するために、週に何日ぐらい使う予定なのかとか、何人ぐらいの方が使われるのかとか、ちょっとそういうふうのうちが判断をしていく上での確認事項を15日はさせていただいたというふうに思っております。

21日についても、その確認が一部あったかと思うんですけども、恐らく21日の段階でも自分としては富士小の体育館で決定したというふうな認識はなく、恐らくこの日だったと思うんですけども、維新博が終わった後の市村記念体育館はやはり活用できないんですかねみたいな話をした記憶がございますので、先ほどの話ですと、その日の朝、決定ということであったというふうにちょっと聞きましたけれども、その3時に私が参加した段

階では、ここが決定というふうには認識はしておりませんでした。

○野中宣明委員

企画政策課としては、では、これは担当は総務部という認識で考えられていたということではないですかね。

○企画政策課副課長兼企画係長

はい。そのとおりです。

○野中宣明委員

では、南雲さんにお伺いしますが、南雲さんは、もうこれは総務部長の案件ということの認識があったということでしょうか。

○秘書課シティプロモーション室長

総務部長の案件ということがちょっと理解できないんですけども、それぞれ工事については財産活用課、それと自治会との調整、地元の説明とかいうことに関しては企画政策課のほうで判断をしていただくと、それぞれ担当課があるというふうに思っていました。

○野中宣明委員

しかしながら、佐賀市役所のプロスポーツチームの担当は、シティプロモーションの南雲さんということでこの間から出ているんですけど、担当にはならないんですか、窓口には。

○秘書課シティプロモーション室長

今は担当課、プロスポーツの担当課となっています。ちょっとその最初のほうはどうだったか覚えてはいないんですけども、言われたとおりです。

○野中宣明委員

じゃあ、言い方を変えますけど、サガン・ドリームスの佐賀市の窓口は、南雲さんで間違いないですよ。

○秘書課シティプロモーション室長

サガン・ドリームス、サガン鳥栖の担当課は秘書課になります。担当はほかの係がしております。

○野中宣明委員

この間の話では、そうじゃなかったですかね、山崎秘書課長でしたっけ。そういう説明されませんでしたっけ。

○秘書課シティプロモーション室長

課長の発言は、ちょっと覚えていないんですが、秘書課であることは間違いありません。ただ、係は広聴係という別の係になります。

○野中宣明委員

そしたら、畑瀬前総務部長から直々に、南雲さん、この話に入ってくださいね、かかわってくださいねというお話があったということでこちらは理解していいんですか。

○秘書課シティプロモーション室長

そのとおりです。

○重松委員

12月中旬に畑瀬前総務部長から古賀企画調整部長に、旧富士小学校跡の体育館の使用についての相談があったということで、私もお尋ねしましたら、もうアポも何もなくいきなり上から目線みたいな感じで、ちょっと貸してくれと。だから、日にちを聞いても、大体、企画調整部長は生真面目な人ですから絶対メモをとるはずなんですね。そしてまた、スケジュールにも入れていたと思いますけれども、12月中旬、何日だったか日時がわからないというんです。だから、それはアポもとらずにいきなり来ておるから。その後に古賀企画調整部長のほうから星下さんか桂さんに、実はこういうふうにして体育館の使用について許可を出したというふうなことは言われましたか、どうなんですか。それは聞いていますか。

○企画政策課副課長兼企画係長

ちょっと時期的には正確には覚えていないところなんですが、許可を出したとかそういうことではなくて、跡地活用計画の支障にならないようなことであれば、検討できるというふうなニュアンスのことでは聞いていたかと思います。

○重松委員

それは古賀企画調整部長のほうから畑瀬前総務部長にもそういった形で話をしてあるんですかね、どうなんですか。

○企画政策課副課長兼企画係長

そのように聞いております。

○重松委員

畑瀬前総務部長が本当にアポなしで来られたということを答えられたんですよね。とにかく急いでいると。だから、例えば、総務部長がメモをとるなとか、議事録を残すなと、証拠を残すなと、そういうことは一切なかったんですか。そういう可能性もあるじゃないですか。何で15日以降、全然メモを残すな、議事録残すなじゃあ、ちょっと誰を信用していいかわからないですもんね。だから、本当はやっぱり、古賀企画政策部長は基本構想計画の担当のトップですよ。その方にアポなしでいきなり来て、貸してくれですもんね。だから、何日かわからないと言われていましたですね。そういう人ですから。だから、メモをとるなと、もうとにかく議会にわからんよにやれというふうなことにしかとれないわけですよ。

○山下伸二委員長

それで、質問は。

○重松委員

そういうことはないですか。

○企画政策課副課長兼企画係長

議事録をとるなどか、そういうふうなことは一切ございません。

ちょっと繰り返しになって恐縮なのですが、企画政策課のほうは、この体育館、練習場を確保するに当たって、こちらが進めている計画のところこういう条件であればというふうなところの調整で私たちはちょっと入っていたというつもりでしたので、こういう条件であればというふうなことを答える立場で入っていたというのがちょっと正直なところで、そういった意味で言いわけになるかもしれませんが、ちょっと記録は残していなかったということになります。

○山下伸二委員長

ちょっと委員の皆さんよろしいですか。ずっと今、質疑が続いているんですけども、言いましたように、ここは事実確認をさせていただきたいと思っています。おかしいとか信用できないというのは、これはあくまでも委員間協議の中でまとめていく中で、おかしいとか信用できないとか、だからこうすべきだという、そこに反映すべきだと思いますので、済みません、ちょっと時間的にもかなり押してきていますので、そこに絞って、事実関係の確認に絞っての御質疑を改めてお願いしたいというふうに思います。

○宮崎副委員長

そしたら、南雲さん、21日のこの15時のときに何を決定したのか、ポイントだけでいいですから。

○秘書課シティプロモーション室長

私の認識では、決定するという会議ではなくて、まず、11日に武富課長と私で伺ったんですが、そのときは主にチームの内容について伺いました。なので、使いたいということはそのとき言われたんですけども、どういうふうに使いたいとか具体的なことはそのとき言われなかったの、また日を改めて15日に、じゃあ、練習で一体どんな時間で使うのかとか、週に何回使うのかとかいうことを詳しく伺いました。

その次の21日の打ち合わせではハード面、じゃあ、どういった整備——整備というか、今のままでは使えないので、どういうことをすれば使えるようになるか、使うためにはどういった整備が必要なのかというところを詳しくお伺いした会議だと思っています。

○宮崎副委員長

そしたら、例えば、ゴール1個に絞ってちょっとお話を聞きたいんですけど、ずっと時系列を見て、ゴールを何にするという決定したという場所が1つもないんですよ。21日に具体的な打ち合わせをしました。ああ、こういうのが欲しいですね、ああいうのが欲しいですね、ああ、そうですね、じゃ、よろしくお願ひします、それで終わっているんですか。その後に、やっぱりこのメーカーのこの型式のこのゴールじゃないとだめなんですよとか、リーグに昇格するからこういった大きさじゃないといけないんですよとか、より詳細なことを決めないといけないんじゃないかなと思うんですけど、それは全然ないんです

よね。シャワー室が欲しいとか、何とかが欲しいとか入っているんですよ。そこら辺は、いつ決定をしているんですか。誰が、どこで、どういう場所で決定をしているのか、ちょっと。

○南雲秘書課シティプロモーション室長

この21日のときは、繰り返しになりますが、ゴールの種類について、どういうゴールがここで使えるのかとか、移動式になった場合、床がそれに耐えられるのかとか、壁もあるし、天井からというのものもあるし、そういったこと、可能性の検討で終わっています。確かに、じゃあ、どこで決定したのかという質問ですが、私はちょっとその部分はもう財産活用課のほうにお任せをしているので、どこでどうやって決まったか、いつ決まったかというのはいわかりません。

○宮崎副委員長

そしたら、南雲さんはわからないと、秘書課は担当窓口だけど、ちょっとわからないと。でも、バルーナーズの要望が多分あったはずなんですよ、こういったのがいいですよ。それを、じゃあ、誰かが財産活用課に言っているわけでしょう。

○秘書課シティプロモーション室長

それが12月21日の会議の場所で、サガン・ドリームスから直接財産活用課の野田副課長と大野係長に聞いていただいたと思います。

○宮崎副委員長

そしたら、21日に言いたい分だけ言ってもらってから、はい、そうですね、ごもっともですねと聞いて、帰ってきているという形でいいんですか。何でもかんでも向こうの要望どおりにはならないじゃないですか。だから、済みませんと、例えば、ゴールが5つ要りますと、いや、5つはちょっと無理だから4つにしてくれないですかとか、そういったやりとりというのはどこがしているんですか。もう真っすぐ財産活用課がバルーナーズの担当者とやっているわけですか。

○秘書課シティプロモーション室長

真っすぐやっちはないと思いますが、恐らくそのやりとりしたことはありません。このゴールでいいですか、これではだめですか、そういったやりとりをしたことはございませんので、私の認識ですけれども、要望だけはそこで伺った上で、市として何ができるのかということは、もうこちらのほうにお任せいただいていると思っていました。

○江頭委員

何で私たちがこの12月21日にこだわるかというと、ここでいろんなことが——今、一方的にサガン・ドリームスから言われたことをみんな聞き取ったみたいに言われるんですけど、この後、予算流用に入っていくんですよ。もう着実にずっと予算がついて、どんどん改修の道に入りますよ。21日のこういう具体的なこの3時からのあなたたちの打ち合わせ、これがここに畑瀬部長が参加していないというのも非常に、さっき議事録を調べれば、

記者会見のときの畑瀬部長の存在というのがわかると思うんですけども、この以降、予算が決まっていくんですよね。それを一方的にあなたたちは一企業、そして、この清水副課長というのは多分、プロバスケットチームの世話役の方だと思うんですけども、この方たちがおいでになって、あなたたちは一方的な話を聞いて、具体的にステージまで壊すとか、そういうことを議事録にもとらずに——もう次は予算に入っていくんですよ、この後、この時系列では。これは物すごく重要な打ち合わせであるはずなのに、あなたたちはただただサガン・ドリームスのほうから聞き取ったという認識でよろしいわけですね。あなたたち3人は何ら、それに対してそうですかと、ただそこでとめたというだけでよろしいですね。

○秘書課シティプロモーション室長

私はそういった認識です。あとの判断は財産活用課のほうにお任せをしていました。

○江頭委員

ここに財産活用課の野田副課長と大野係長がいるけれども、失礼ですけど、普通、副課長と係長にそんな決定権があるとあなたたちは思いますか。実際、星下さん、あなたここに同席して、自分にそういう決定権があると思いますか、思わないでしょう。だから、何かこう、さっきの誰かの質問に対して、認識がそんなに、ここに強く持っていなかったという、ただ何日間ぐらい体育館を貸し出してどうというぐらいの認識しかないようなお答えをされたんですけど。でも、非常にこの打ち合わせというのは重要なんですよね。本当に畑瀬部長はそのときいらっしやらなかったんですね。あなたたちはいないと言われましたから、12月21日はここに参加されていないんですね、3時からの会議に。

○山下伸二委員長

再度の確認です。

○企画政策課副課長兼企画係長

はい。いらっしやいませんでした。

○山下伸二委員長

いないということですので、これはもう何回も確認していますので。

もし、議事録との整合性であれば、それは畑瀬副市長に直接聞かないとわからないと思いますので。担当者としては、そのときにはいらっしやらなかったという認識ですから、もうこれはこれ以上聞いても変わらないと思いますので。

○江頭委員

これだけ大事な、ステージを壊すだの、バスケットの面積がどうだという話を誰がどう誰に——ここの打ち合わせの会議の内容は、あなたたちは誰にも伝えていないんですか、3名の方。財産活用課の皆さんが、この2人が聞いているから、私たちには関係ないであなたたちはこの打ち合わせの内容を誰にも報告していないんですね。確認です。

○秘書課シティプロモーション室長

私は戻って課長に口頭で報告していると思います。

○企画政策課副課長兼企画係長

課長と一緒に同席しておりましたので、私から直接誰かに報告ということはありませんでした。

○山下伸二委員長

後ほど武富企画政策課長に来ていただきますのでね。

○富永委員

済みません、ちょっと1点だけ確認ですけれども、サガン・ドリームスのほうからいろいろと要請があったりとか、いろんな要望があったりということですが、ずっとこの12月21日の打ち合わせにしても、この佐藤氏、小柳氏という名前がほかの前後にも出てくるんですが、1点だけちょっと確認ですけど、この佐藤氏という方は、ちょっと私の記憶があれなんですけど、8月にちょっと何か問題を起こされて解雇になられた方と同一人物ですか。

○山下伸二委員長

御存じですか。

○秘書課シティプロモーション室長

はい。

○富永委員

ということは、今はいらっしゃらないということですかね。

○秘書課シティプロモーション室長

そのとおりです。

○山下伸二委員長

よろしいですかね。いろいろ言い分はあると思いますが、事実関係はほぼ聞けたかなと思っています。これをどういうふうに提言していくかというのは、またこれからの委員間協議での総務委員会としての提言をまとめることになりますので、そういったことで御理解いただきたいと思います。

3名様に何か……

○野中宣明委員

先ほど来というか、前回からちょっと啞然としているのは、やはり会議録とか、そういう記録が公文書として残っていないというのが非常にやっぱり——ないとやっぱり庁内の中で情報共有ができないというのがあると思うんです。こういうのが積もり積もって起案という流れに上がっていくんですけど、起案もやっぱり午前中やったんですけど、それも少し起案の中身がちょっと合っていない、工事も合っていないようになってくる、だんだんそれがずれてくるとなると、やはりこういう文書がきちっと残っていないと、言った言わない、またはきちっと調整ができないということになりますので、もう先ほど来というか、前回

からもうこれですと私たち目いっぱいダメージを受けているんですけども、これはちょっと委員長にお願いしたいんですけども、先ほど来、ちょっともう全然文書がないというんだったら、じゃあ、メールはあるんですか。メールのやりとりは部署間であっているでしょう。

例えば、今おられます企画政策課、それと秘書課と財産活用課、この3つから庁内でやりとりをやっておられるかもしれないので、これを全部調べてほしいです、こうなってくると。

○山下伸二委員長

それは企画政策課、財産活用課、秘書課で今回の体育館の改修にかかわる件とか、それから、ブルーナーズの打ち合わせ等の連絡も含めて、送受信をされたメールがあれば出してほしいということですね。

○野中宣明委員

はい、そういうことです。

○山下伸二委員長

これは、今、座られている方だけに言ってもあれですので、これは正副委員長のほうから、委員会が終わった後に部長のほうに資料請求があったということで、どこまで出せるかは私もわかりませんが、そういった資料請求があった旨を総務部長のほうに伝えておきます。

○野中宣明委員

つけ加えて申し上げますけれども、こういう言った言わないというか、一番やっぱり事業をやっていく中でつまずきが出てくると思いますので、やはり必ず連絡、口頭でお話しする場合と、やっぱりメールとかで伝達する部分とか、いろんな形で多分されていると思うんですよね。書面で書いて、それを書面で報告書を上げなかったりとか、起こしてなかった、そんなのばかり今、出てきていますので、こういう伝達方法に関しては全て出していきたいと思います。

今、委員長がまとめていただいたように、私ちょっと今思ったんですけど、書き添えているんですけど、まず、やっぱり富士小体育館改修の件、これが1点です。それと、バスケットボールチームの設立について、この2つについて、この3課から全庁にどんな形でメールが送受信されているのか。期間をあえて申し上げますと、この時系列で結構でございます。10月下旬、畑瀬総務部長が竹原社長から相談を受けたのがスタートというのであれば、そこから設立までの4月20日まで結構です。この期間の送受信を全部出していきたい、全部調べていただきたいと思います。

○山下伸二委員長

済みません、10月の中旬からいつまででしたか。

○野中宣明委員

10月下旬です。

○山下伸二委員長

ああ、ごめんなさい、10月下旬。この経緯の一番上のところですね、1ページの。

○野中宣明委員

下旬から、4月20日の設立までです。もうここまで全て出してください。お願いします。

○江頭委員

それと、南雲さん、メモはあったと言われていたですよ。

○秘書課シティプロモーション室長

はい。

○山下伸二委員長

そしたら、先ほど12月21日、これは桂さんが備忘録としてメモをとっていらっしゃるといふふうに言われまして、その分について提出いただけるということでしたけれども、それ以前の12月15日、ここに桂さん出られていますね、その分も、11日の分も、もし手書きの備忘録があれば、それもあわせて12月15日の分と21日の分を出していただいてよろしいですか。

○地域振興課職員

はい。お出しします。

○秘書課シティプロモーション室長

確認させてください。

12月11日と12月15日と12月21日。12月21日の記録がないので、12月11日と15日でよろしいでしょうか。

○山下伸二委員長

確認をして、出せる分、出していただければ結構です。

それでは、お三方には退室をいただきたいと思います。どうも長時間お疲れさまでした。

◎執行部退室

○山下伸二委員長

あとは武富企画政策課長が残っていますが、武富企画政策課長まででいいですかね。それ以外の方はきょうのところはよろしいですかね。

○野中宣明委員

今、起案書の流れで行っておりまして、これは非常に重要かと思ひまして、1月5日の方針決裁を受けた、並列して財産の引き継ぎというのもございますので、できましたら、この財産の引き継ぎ、これは起案書も資料でいただいておりますので、あと武富企画政策課長とこの財産引き継ぎに関する、いわゆる今の池田総務部長ですね、当時の学校教育部長、ここまではぜひ、きょうやってほしいなというのは私の個人的な意見です。

○山下伸二委員長

わかりました。この前の委員会では、12月21日の打ち合わせ会議等にかかわった職員の皆さん、当然、池田総務部長とか畑瀬副市長にも可能性もあったかと思えますけれども、担当課のほうにはこの部分だけをきょうの委員会のほうで出席要請をしておりました。ただ、何があるかわかりませんので、準備をしていただきたいという話はしていますので、武富企画政策課長に今から入っていただいて、質疑をさせていただきますので、その間に、この1月5日のところ、これは行政財産を教育総務課から財産活用課に移管した分、これは教育総務課と財産活用課一緒に入っていただいて、同席していただいて聞き取りをすることによってよろしいですか。要望としては。

○野中宣明委員

できましたら、起案者と決裁者という形になります。1月5日のこの財産に関してはですね。起案者は担当者になりますので、もしよろしければ起案者と決裁者と構わないかなと思います。だから、2名ですね。

○山下伸二委員長

起案者は多分、担当者になると思いますがけれども、これは財産引き継ぎの資料についてまだ出してもらっていないと——出ていますかね。いつ出ていましたかね。

(発言する者あり)

11月13日、所管事務調査2の別冊というのを出してください。起案者が教育総務課の古谷さん、決裁者は池田総務部長ですね。そしたら、古谷さんと池田総務部長でよろしいですか。

(発言する者あり)

きょうは起案のところまでという話をしていましたけれども、ここまでは一連の流れとして、ぜひ確認をしておきたいというお申し出でございますけれども、よろしいですか。

(発言する者あり)

じゃあ、休憩しますか。17時20分からにしますか。17時20分に確認できるかどうかわかりませんが、確認できなかった場合には武富企画政策課長が残っていますので、その間も含めて確認していただきます。それでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

じゃあ、17時20分に再開いたします。

◎午後5時12分～午後5時20分 休憩

○山下伸二委員長

時間になりましたので、総務委員会を再開します。

財産の変更について、教育総務課のほうに今確認をとっていますけど、何時に来られるかということはまだ確認がとれていませんので、引き続き、武富課長のほうに入っていただいて、皆さんの質疑をしていただくと。その間に確認していただくということによってよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、武富課長、入室をお願いいたします。

◎執行部入室

○山下伸二委員長

それでは、武富課長に入室いただきましたので、皆さんからの御質疑をお受けしたいと思えます。挙手をお願いいたします。

○千綿委員

12月21日に3時から打ち合わせをされていますよね。先ほど桂さんたちに聞いたところ、課長同席だったので、報告の必要もないから、メモも、報告書も上げていないと。課長は当然打ち合わせをされているわけですから、どういったことが話し合われて、どういったことが決定したのかということメモか報告書か、多分上司に上げられるんじゃないかなと思うんですが、そのこの点の資料があるかどうかをお尋ねしたいと思えます。

○武富企画政策課長

12月21日の会議ですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

これにつきましては、申しわけございません、私のほうもメモはとっておりません。

○千綿委員

課長、今までずっとそういう説明なんですよね。日常もそうなんですか。日常業務の中でも、例えば、打ち合わせしたりとか、業務の中でいろんな会議があったりしたときに、そういうメモとか報告書はとられないということなんですかね。

○武富企画政策課長

メモ、報告書につきましては、全てが全てというわけではございません。当然とったりもしますし、とらなかつたりもすると。今回の分につきましては、前回は申しあげましたように、うちが主管という部分でないというような意識を持っておりましたので、そこでとっておりませんでした。以上です。

○千綿委員

済みません、そしたら、武富課長の中で、メモや報告書をとるときと、とらないときの基準があったら教えてください。

○武富企画政策課長

メモをとる場合につきましては、私どもが主管課で入った場合、それと、ほかに担当が入っていなかった場合は、課長である私がとったりも行います。それと、担当がとらない場合、それをとるなというような指示は当然今回もしておりませんし、とらない場合は、単に事前調整であったり、中身をお話する際にはとっていないかたりする場合もございします。以上です。

○江頭委員

武富課長、この12月21日の3時からの打ち合わせというのは、どういう認識を持たれているのか、まずそこから答弁いただきたいと思います。

○武富企画政策課長

この21日の会議につきましては、15日に一度会議をしております。その際に、次21日ですぬというようなお話をしていたと思うんですけども、まずはブルーナーズサイドのスケジュールをまだ検討されていらっしゃいましたので、そのスケジュールをある程度お教えいただく部分、これが最初メインだというふうに思っておりました。実際、この際に財産活用課も入ってきておりますけれども、そこで実際の改修スケジュール等々の話が出ましたので、最初は、繰り返しですけれども、15日の続きの会議というふうに思っていたんですが、実際の内容としては、そこの改修部分の話が入ってきたというふうに思っております。

○江頭委員

この打ち合わせの中で、先ほども星下さん、桂さんに質問したんですけども、この21日の3時からの会議というのは、私たちにとっては、この備考欄に書いてあるのを素直に一一たった1行ですけれども、いろいろな今までの聞き取り調査の中で、ステージ解体まで話し合われたというふうにお聞きしていますが、非常に突っ込んだ体育館の改修に関する打ち合わせが行われたというふうには私は認識するんですけども、こんな大事な打ち合わせを、今淡々と答弁されるんですけども、認識としては、財産活用課のほうに体育館のほうに移っているという感覚です。

ただ、武富課長の立場としては、富士小学校の全体構想の一部でありながら、本当にそのぐらいの認識でもって報告書、議事録もとらなかったと。しかし、内容的には物すごく濃いですよね。そして、次の翌日には予算流用の話が進むんですよ。でも、具体的なものがないと進めないじゃないですか。実際、これだけの重要な打ち合わせの中で、その後、武富課長は、部長にもきちっとした報告を上げなかったんですか。まず、そこをお願いします。

○武富企画政策課長

今回の体育館改修につきましては、きょう午前中、古賀部長のほうからもありましたように、企画調整部として体育館改修については、私どもが進めています富士小の活用事業、いわゆる拠点整備事業、これに対してのスケジュールであったり、それから、その内容、こういったものに支障がなければいいというようなことで判断しておりました。そのために、今回この21日の会議の内容としては、まず具体的な金額というのは出ていなかったと思います。実際にどういうふうな工事をしていくのかという部分で、それこそ要望といいますか、こういうふうなのが希望だということはたしかサガン・ドリームスのほうからもちよっとあったとは思いますが、ただ、それについても金額等々がまだ出ていない段階でしたので、ここでは向こうの要望をお聞きしている段階だというふうに思っておりました。

またあわせて、この日のたしか翌日だったと思うんですけども、Bリーグと会って記者会見の日程等の話もこの会議では出ております。

私どもとしては、先ほどの富士小の活用事業、これは議会を初め地元と調整して行ってまいりましたので、そういったところに対してどういった役割分担で説明していくのか、こういったことを考えておりました。以上です。

○江頭委員

もう端的に確認です。要するにサガン・ドリームスから聞き取りをしたという感覚なんですね。

○武富企画政策課長

このときは、結果として改修内容に対する要望を聞き取るのと、それから、前回15日もありました、今後のサガン・ドリームスのスケジュールの確認をしたというふうに思っております。

○江頭委員

武富課長がこのバルナーズについて認識をされたのはいつなんですか。そして、それは誰からの説明だったんですか。

○武富企画政策課長

こちらの経緯まとめでいきますと、11月中旬ぐらいに当時の畑瀬総務部長のほうから富士小学校について社会人として使いたいところがあるんだけど、どういうふうな状況かというのを聞かれております。このときには使いたいところがあるんだなという部分でしたけれども、その後30日、さっき桂のほうでメモをとって出してくれておりますが、そこで実際にバルナーズの選手といいますか、サガン・ドリームスのほうが検討しているというふうに認識したところでございます。

○江頭委員

非常に不思議なのが、この時系列を見て、11月中旬に畑瀬部長から武富課長は説明を受けている。1カ月後に畑瀬部長は古賀部長にやるんですね、12月中旬。きれいに1カ月間、その1カ月間は、武富課長に行くというのがまず腑に落ちないんですけども、この1カ月間、武富課長は直属の上司である部長にこのことを説明、報告はされなかったんですか。その理由はどういうことですか。

○武富企画政策課長

まず、この11月中旬に相談があったことの報告でございますけれども、これにつきましては、今私ども、企画政策課のほうで富士小学校跡地の活用事業を行っております。そのため、その状況確認、今どういう状況だという確認というふうに思っておりますので、その部分については報告しておりません。ただ、その後、現地確認をして報告書があった部分、これについては、その時期は明確に覚えておりませんが、口頭でこういうふうなところが来ている、それに対して、いわゆる担当課としては先ほど言いましたよう

な、今後の運営に支障がない範囲は絶対条件だということは申し上げたような記憶がございます。

○山下伸二委員長

質問の趣旨はわかりましたか、答弁はわかりましたか。

○江頭委員

要は、あなたが古賀部長に対してきちっとした報告はしなかったということですよ。畑瀬部長から11月の中旬にこういう説明を受けても、あなたは、直属の部長にその報告はしていないということで理解してよろしいですね。

○武富企画政策課長

文面をもつての報告は行っておりません。ただ、口頭による報告については、申しわけございません、時期のほうを覚えておりません。

○江頭委員

覚えている覚えていないじゃなくて、したかしなかったか、それすらもわからないですか。でも、あなたたちも、皆さん一緒なんですけど、物すごく記憶が鮮明なところと物すごくぼやけるところがあるんですよ。もうびっくりするぐらいですよ。ですから、しなかったかしたか、どちらかで。

○山下伸二委員長

口頭ですよ。

○江頭委員

もちろん文書はないでしょうから。

○山下伸二委員長

口頭による説明はしたか、報告したかどうか。

○武富企画政策課長

口頭による報告は行っております。

○山下伸二委員長

その時期は明確じゃないということですね。

○武富企画政策課長

時期は明確ではございません。済みません、続けてですけども、12月中旬に畑瀬部長が古賀部長のところに行かれて、その要望をされる際にお応えいただく以前には、そういった口頭報告を行っていると思っております。

○千綿委員

先ほど武富課長は、所管課以外のやつはなかなかメモをとらないと言われましたけれども、実際、富士小学校の全体計画は企画調整部が担当していますよね。その全体をやっていて、体育館が別に社会人バスケットチームが使う使わないというのは別として、全体を企画調整部でやっているというのは、担当の所管じゃないですか。その所管であるんだっ

たら、当然、メモをとらないとおかしくないですか。全体計画をプロデュースしているわけでしょう。それで、夏には基本計画のプロポーザルを受けているじゃないですか。受けていて、最終的にだんだん体育館だけ事前にやるようにやりました。それは確認をとって、うちの全体計画に影響を及ぼさないことはいいんですが、教育委員会から普通財産になっているのは1月5日なんですね。これは全体計画の一部なんですよ、富士小学校の体育館というのは。全体計画、所管でしょう。なぜとらないんですか。

○武富企画政策課長

その件に関しては認識が甘かったとしか申し上げようがないんですけれども、この12月中旬の部長同士の話の折に、所管がえを行って、それから、工事を始めるという前提でお話があったというふうに前回答弁があったかと思います。そこで、改修については財産活用課のほうで担当すると。私どものほうは、地元の説明であったり、それから、JVとの調整であったりという部分の担当になるというふうに認識しておりました。

○千綿委員

古賀部長は、過疎債のことも言及されているわけですよ。要するに全体の中で国の補助がある分は国の補助を使います。でも、それに漏れた分は過疎債で何とか考えていきたくったという部分があるじゃないですか。そしたら、担当部署としてはそういう引き継ぎもやらなきゃおかしいわけでしょう。例えば、全体計画に小学校の体育館は影響ないとしても、例えば、過疎債を使える使えないというのは大きな問題なんですよ。市単独でやるのか、過疎債の中でやるのかというのは大きな問題。それが緊急ということで過疎債は使えなくなったということは、要するに市の負担がふえるということじゃないですか。その議論はされていたかどうかわからないんですけれども、その引き継ぎは、うちの課内ではこういったことがあっていただけから、例えば過疎債が充当できないのであれば市単独になるけれども、大丈夫ですかとかいう確認は当然しなきゃおかしいでしょう。

○武富企画政策課長

財源の問題につきましてはおっしゃるとおりだと思います。私どものほうも基本構想をまとめる中で、そういった財源、過疎債なのか、それとか、スポーツ振興宝くじの部分になるのかというところの議論は行っておりました。それが実際の金額について幾らぐらいかかるのかというのが、私が把握したのは多分年明けてからだと思っております。流用等々の書類があるぐらいのときに金額を把握したんですけれども、そのときに、おっしゃいますように、うちは過疎債だったからそこが使えないんだからということをお願いすべきだったと思うんですけれども、その点については、済みません、担当課のほうには伝えておりません。

○野中宣明委員

先ほどから課長の部下の職員の方々からいろいろお話を伺ったんですけれども、これは企画政策課は、今回の体育館改修以前の基本構想のときからかわりがあって、それで12

月21日のときまでかかってこられているというのがきょうわかったんですね。特に不思議だったのが、12月21日の11時から12時までの会議というのは、これは全然別個でやっていて、たまたまこの系列の中に入ってきているというような感じになっているんですけれども。

それとか、いろいろ話は聞いたんですけれども、基本的なことを御確認させてもらうんですけれども、部内ではどういう把握をされているんですか。担当の職員の方の行動、例えば桂さんとか、星下さんとかいらっしゃいますよね。そういう方々はどう行動して、それをきちっと課長が把握して、課長がそれをきちっと部長に報告を上げると、こういう組織的な形というのはあっていたんですか。

○武富企画政策課長

スケジュール管理ということでございますと、居室内に担当カレンダーとございますか、担当ごとの業務を書いております。当然、部内会議、居室内で会議する場合は書かないんですけれども、居室外での会議というのは何時ぐらい戻ってくるというような書き方をしています。

私のスケジュールについては手帳のほうに書いておりますし、今は企画政策課内の全職員が見れるように私のスケジュールは入れて共有しておりますが、担当者の会議内容までは、申しわけございません、ホワイトボードでその時点で確認している状態でございます。

○野中宣明委員

スケジュールはいいんですよ。要は連絡、いわゆる報告、会議があった後の、打ち合わせした後の、行動した後の報告といったものがきちんと下から上に上がっているのかどうか、この1点をお願いします。

○武富企画政策課長

基本的に報告はいただいております。ただ、それが会議の折々ではなくて、まだ進行形でありましたら、最初にこういう話をする、最終的にこういうふうになったという報告はいただいております。一回一回全ての会議の報告を受けているわけではございません。

○野中宣明委員

武富課長は、部下の職員の皆さんからはきちんと、ほとんど完璧に報告は受けているということによろしいんですか。

○武富企画政策課長

こちらの認識としては、ほぼ網羅して報告はいただいていると思います。ただ、それが途中経過の報告については、ものによっては途中経過は担当係長のほうの判断にお任せして、最終的な結論、それから、もしそこで疑義が生じた場合には報告いただいているものと認識しております。

○野中宣明委員

課長は、下からは報告はいただいていると。じゃあ、課長は、部長に完璧に報告は上げ

ているんですか。

○武富企画政策課長

疑義を生じる部分、もしくはその上の判断を必要としている部分については、それは漏れなく報告しているつもりでおります。

○野中宣明委員

いや、この間の話からいくと、報告してほしかったとか、古賀部長は言われていたじゃないですか。ということは、完璧に報告されていないじゃないですか。そこはちょっと違うんじゃないですか。

○武富企画政策課長

この前の古賀部長の答弁においては、11月中旬ぐらいのときに早目に欲しかったということをおっしゃっているかと思います。私としましては、繰り返しになりますけれども、この最終判断をいただく前の報告は行ったというふうに思っております。ただ、自分の判断ミスになるかもしれませんが、それが時期的におくれたというのは反省したいと思います。

○野中宣明委員

じゃあ、具体的に言いますが、11月30日の現地視察にそちらの課の桂さんが行かれています、畑瀬総務部長と大野係長と。これの報告メモがこうやって、武富課長と星下副課長のほうに宛て先を送られていますけれども、この後、これはどう対応されたんですか。

○武富企画政策課長

この当時、富士小学校跡地基本構想をまとめている段階でございましたので、こういう話があったという部分については、私どもにどういった差しさわりがあるかという部分は、副課長、桂とは共有したというふうに思っております。そこの部長につきましては、申しわけございません、これは本当に記憶がなくて、このペーパーをそのままお渡ししたのか、それか口頭で報告したのかということについては、申しわけございません。

○野中宣明委員

課長以下はそうやって共有したとはっきりおっしゃられるんですけど、部長に記憶が曖昧とか、普通、ちょっとそういうのはあり得ないというのが——済みません、これは私の感想です。

そこは完全な報告というのは、やっぱり部長に行っていなかったのかなと思うんですけど、そこは訂正しなくて大丈夫ですか。

○武富企画政策課長

前々回、お叱りを受けた際にも申し上げたと思いますが、正式に12月11日にブルーナーズのほうから相談がっております。この後には間違いなく行ったという記憶は持っております。

○野中宣明委員

その12月11日、先ほども出てきたんですけど、これは会議録ないんですよ。会議録がないのにどうやって情報共有できるのかなというのが、本当に、これは素朴な、私はそう感じているんですけども、これはどうやって情報共有されたんですか。

○武富企画政策課長

これも記憶で申し上げて申しわけございませんけれども、12月6日の折には、サガン・ドリームスのほうからプロバスケットチームをつくりたいという、その際にできたら旧富士小体育館を使いたいというようなお話がございました。それを受けまして、先ほど来おっしゃっています11月30日の桂のメモがございました。こういった部分を含めて、私どもとしてはまだ確認しなければならないこと、例えばいつから使いたいのか、どういう改修をしたいのか、こういったことを確認した上で判断すべきものというのもございます。

ですので、繰り返しになりますけれども、この12月6日、ここでブルーナースからお話があったということで、その後に報告したのではないかというふうに記憶しております。

（「12月6日じゃない」と呼ぶ者あり）

済みません、12月11日でございます。

○野中宣明委員

余り流暢に言われるので、流れがよくつかめていないんですけども、これはそもそもなんですけれども、これはこの間も同じように聞いたんですけど、やはり一番不自然に感じるのは、畑瀬前総務部長から古賀企画調整部長に相談があつてしかるべきなんですけれども、部を越えた場合はですね。でも、なぜ本当にそちらの武富課長に真っすぐ畑瀬総務部長から御相談があるんですか。

○武富企画政策課長

このときに思いましたのは、経験則で言って申しわけないんですけども、いわゆる今の状況確認ということであれば、私もほかの課との調整前に担当にまず状況確認等を行いますし、それから、ほかの部長から今これはどうなっているというような状況確認というのはいただいております。ですので、あくまでも状況確認ということで、所管課である私のほうにお声がかかったんじゃないかなというふうに認識しておりました。

○野中宣明委員

だから、所管課に対する情報の収集というか、そういった意味でされたというのは、入り口はいいんですけども、それからの整理、情報をどう整理して出していくかということに関しては、やはり部内の中できちっと固めていかなきゃいけないんですけど、それは先ほどからやっていないと言われるじゃないですか。だから、なぜやらなかったんですか、なぜ部長に相談しなかったんですか。

○武富企画政策課長

相談といいますか、こういう話があつたよということは申し上げたかもしれないんですけども、繰り返しになりますけれども、12月11日を受けてから、実際にこうこうこうで

したという報告をさせていただいたというふうに思っております。そのときに、なぜすぐにしなかったかという部分になりますと、まず、実際にどういう使い方をされるのかまだ不確定な段階でございましたので、そこについて報告を怠っていたというふうに思っております。以上です。

○野中宣明委員

これは先日の市長の記者会見の中でも、きちっと組織でやっていたらよかったんだけど、組織を越えたところの一部でこういった固まりの中で仕事したことが問題だというような認識をされていたように私は記憶しているんですけども、この点については、課長はされた行動といいますか、そういったのは正しかったということで判断されているということでしょうか。

○武富企画政策課長

この前の市長の記者会見、私のほうも聞いておりました。その際には、いろんな部署にまたがる部分で責任者を決めておかなかったのが問題だというような御発言をされたというふうに思っております。今回、繰り返しになりますけれども、12月21日以降につきましては、私どもは富士小の活用に関する調整、それから、改修については財産活用課、バルナーズとの窓口は秘書課という認識で行っておりましたので、少なくとも私どもはその部分を担えばいいというような判断を当時しておりましたので、全体調整を実際、企画調整部が握るのはどうかというふうに思っていたのが正直なところでございます。

○野中宣明委員

企画政策課がこれにかかわり出したのは、基本構想で、それは、私たち議会は重々説明を受けておまして、地元と協議をされているのは承知していたんですけども、そういう中で、そのラインの流れの中で急に体育館改修の話が入ってきて、そこだけ割り切ってやっというふうな流れが今のこの形なんですけれども、そうなってくると、先ほどの、これは急に出てきたんですけども、12月21日の11時から12時の会議の中で、これは桂さんが招集して、建築住宅課の渡邊課長がオブザーバーなんです。それと、石橋建築事務所の今村氏と3人で打ち合わせをされていて、これはたまたまなんです。本当にたまたま財産活用課の大野係長が後ろから寄ってきて、話に入っというふうなことがあったということなんですけれども、これは、この会議をやっている、打ち合わせをやっているというのは御存じだったんですか。

○武富企画政策課長

この会議を開催するということについては、申しわけございません、存じておりませんでした。といいますのが、この21日の午前中が三役を交えた会議を行っておりましたので、私、庁議室におりました。そのため、実際に見て会議をやっているという部分は気づいておりませんでしたのと、それから、会議を一つ一つ、誰を呼んでやるということまでの報告を求めておりませんので、この会議があっという間は、申しわけありません。

ん、存じておりませんでした。

○野中宣明委員

じゃあ、あくまでもこれは桂さんの単独で打ち合わせをされているということでしょうか。

○武富企画政策課長

桂の単独といたしますか、そもそも今回の富士小学校の活用計画において基本構想、基本設計を行っているその業務の一環として行っているものだというふうに思っております。その分の調整につきましては、それぞれの担当のほうで調整して会議を行うものもございまして、その一環ではないかというふうに思っております。

○野中宣明委員

非常によくわからない点が、プロポーザルをかけて基本構想の設計をされているという、これは先ほどもずっとやってきたんですけれども、通常、佐賀市はプロポーザルの契約はJV、3者共同体と契約するわけですから、ここの話をしながら打ち合わせしないといけないんですけど、夏ごろから、なぜか石橋建築事務所が直接佐賀市とやりとりをされているんですよ、しかも桂さんと、さっきの話からいくと。これは御存じだったんですか。

○武富企画政策課長

これもまた覚えていなくて申しわけないんですが、時期は明確ではございませんけれども、JVのほう、3者のうちの1つのオープン・エーという設計をされるところが地元協力業者ということで、石橋建築事務所と一緒にされるというお話は聞いた記憶がございます。ただ、それがいつの時期だったのかということは、申しわけございません、覚えておりません。

○野中宣明委員

だから、桂さんはもう既にやりとりをされていたとここで言われたんですよ。だから、それを知っていたんですかということです、課長として。

○武富企画政策課長

繰り返しになりますけれども、富士小学校の拠点整備事業、活用事業については、それぞれ基本構想、基本設計というふうに進んでいっております。その部分の中身については、担当のほうで進めていた部分もございます。私としては、途中経過報告等々いただいている部分の中で、時期はわかりませんが、石橋建築事務所が入っているということは聞いております。ただ、9月に見に行ったというようなところが、その前から会っていたという部分については、申しわけございません、認識しておりませんでした。

○野中宣明委員

いや、だから、石橋建築事務所と通常であれば——企画調整部も工事案件にかかわるのは初めてというような言い方をされたんですよ。契約はあくまでも佐賀市とJVなんです。JV、元請ですね。こことお互い話をしてやりとりしないといけないのに、このJVの

下請、協力業者になる石橋建築事務所と真っすぐやられているんですよ、担当者が。だから、このことを知ってあったんですかということを知っています。

○武富企画政策課長

その件については、申しわけございません、その当時は存じておりませんでした。

○野中宣明委員

いや、だって今言われたじゃないですか、部下とは情報共有しっかりしていると。なぜ共有できていないんですか。

○武富企画政策課長

先ほど申し上げましたように、最初、最後については情報共有を行っております。途中についてはそれぞれ担当に任せている場合もございますので、その途中のやりとりをしてきた分については、その時点では把握しておりませんでした。

○野中宣明委員

いや、あのね、本当にこれは大事な点なんですよ。だから、さっき言ったように、通常であれば佐賀市と契約したところとやりとりしないといけないのに、協力会社の業者と佐賀市が直接打ち合わせをしているということを課長が知らないということで、これはやっぱりおかしくなってきましたもんね。本当に知らないんですか。

○武富企画政策課長

その点は監督不行き届きだと思います。実際にいつ会っているかというところまでは、申しわけございません、把握はしておりません。繰り返しになりますけれども、オープン・エーの協力業者として石橋建築事務所が入っているというのは、時期は覚えておりませんが、そこは聞いておりました。

○野中宣明委員

じゃあ、桂さんは単独で勝手にされていたということで理解していいんですか。

○武富企画政策課長

単独で勝手にということになりますと、若干違うかと思います。あくまでも今回の業務につきましては、企画政策課の中で基本構想、基本設計、これをプロポーザルして業者のほうと一緒にやっていくというところは決まっております。そこの中の打ち合わせについては、担当者のほうが行うということも当然ございます。私が入らずに、または係長が入らずに行うこともあるかと思います。その分について、全てを把握しているわけではないというところがございますので、今回については直接会っていた、その際に下請に関する文書がなかったという部分については、私のほうが認識しなければならなかった部分だと思っております。

○川原田委員

いろいろごちゃごちゃくっつけなくていいですから、質問にだけ答えてください。

要するに、桂氏が事前にやっていた、それは一つ一つ報告はなかったんですか、これだ

け答えてください。

○武富企画政策課長

いろいろ……

（「いろいろつけなくていいです。」と呼ぶ者あり）

いろいろつけるわけではないんですけども、今回の件については、全てを報告はいただいていませんので、今回21日に会議をするという部分については存じ上げておりませんでした。

○川原田委員

いいですか。私が聞いているのは、9月時点で桂さんは石橋建築事務所と接触をされていますと、野中宣明委員が言っていますよね。これは本人もそういうふうにおっしゃっています。その部分については、報告、把握は全然なかったんですか。

○武富企画政策課長

そこは先ほど申しましたとおり、業者のほうと行ったという部分は把握しておりませんでした。

○川原田委員

であれば、先ほどあなたの答弁というのは非常に不可解ですよ。部下とはきちっと終始連絡をとっているし、共有しているということなんですけれども、そういう問題については、都合の悪い部分については知りませんでしたで済ませるんですか。

○武富企画政策課長

先ほども申し上げたと思いますけれども、全てを把握しているわけではないということも申し上げたかと思います。あくまでも状況判断であったり、そういったものは必要な部分については報告を受けていると思っています。それが一つ一つの会議の全て報告を受けているわけではないということでございます。

○川原田委員

これってすごく重要な問題でしょう、あなたが抱えていた富士小学校の関連で。それからずっと流れているわけでしょう。一つ一つ報告、確認していないと言うけど、こんな大事なことをしなくていいの、佐賀市役所の仕事は。

○武富企画政策課長

確認しなくていいのかということでもございましたら、それは確認しなければならないと思います。ただ、状況として、その際はまだ地元の方ともお話をしながら、業者のほうで基本構想をまとめている段階でもございましたので、全てにおいて逐一報告、把握していなかったという部分は反省したいと思います。

○川原田委員

何か質問があきれてしまっちゃいますけども、あなたの答弁を聞いていると。いやいや、首かしげる問題じゃないですよ、重要な問題ですよ。だって、あなた都合の悪いことはわ

かりません、記憶にありませんって、そして、あげくの果てには、部下とはきちっと諸問題に関して共有しているとか、支離滅裂じゃないですか。これはちょっとごめんなさいね、また委員長から怒られそうですから。もうこれでやめますけど、本当にきちっと教えてください。私たち、一生懸命、所管事務調査をやろうとしていますけど、あなたたちの答弁を聞いていると、所管事務調査に入っていけないじゃないですか。もういいです。

○千綿委員

武富課長にちょっとお尋ねしますが、正副委員長並びに正副議長に対する報告はしなくていいという判断をされたんですかね。要は、もともと企画政策課の中で大もとを計画されていたわけじゃないですか。そうすると、小学校の体育館だけ早く整備しますとなったときに、当然所管課としては、今までの説明と変わっているわけですから、正副議長なり正副委員長なりというのに報告しなければいけないと僕は思うんですが、それは考えられなかったんですかね。

○武富企画政策課長

この件に関する議会報告は必要だと思っておりました。ただ、繰り返しになって申しわけないんですけども、その際にあくまでも富士小学校の内容——内容といいますか、富士小学校の活用方法、それと、改修内容、またバルナーズの部分、この3点が今回混在していたかと思います。当然、バルナーズの設置に関する部分は秘書課でございまして、改修内容については財産活用課になると思います。実際の活用内容、32年からの活用内容については、その時点で早々に変わるまでもなかったという部分もございましたので、本当にこれはおくれて申しわけなかったと思っていますけれども、4月20日の折に御説明をさせていただいたという部分でございまして。

○千綿委員

いや、だから、大もとの部分をずっと今まで総務委員会に説明してこられているじゃないですか。これも計画の変更の1つじゃないですか。要するに体育館を事前に改修して貸すということは、大もとの計画の全部ではないんですけど、一部なんだけど、計画が変更になるということについて議会に報告しなくてよかったんですかということですね。だから、やっぱりそういう計画、通常、例えば事業着手する前にこういった案件でこういう事業になりましたという報告ぐらいは、普通、所管課がするんじゃないですか。

○武富企画政策課長

その時点で報告していなかったことについては、まことに反省しております。繰り返しになって申しわけございません。構想の計画、32年以降のスポーツ合宿、それから、そこに対するどういうふうに利活用していくか、この部分については、そこに差しさわりのないような利用をしていただきたいということで考えておりましたので、基本的にその部分についての変更という部分については、申しわけございません、認識が甘かったというふうに思っております。

○山下伸二委員長

済みません、今のやりとりを聞いていたんですけれども、差しさわりあるかないかについても、事前に差しさわりがないならないという判断をされた、差しさわりがないので、こういうふうな要請があっているのだからかということについても、恐らく正副議長なり正副委員長にはすべきだろうという、今になってからですからね、申しわけないんですけれども、そういう考えがなかったのかなということなんですよね。そういう考えは全くなかったですか。例えば、12月22日ぐらいはもう予算流用の相談とかがあっているじゃないですか。このころに、いやいや、年明けにはすぐ起案書を回さないといけないので、それまでには正副議長なり正副委員長なりにこの件については事前に相談しとかないといけないなという、そういう考えはなかったですか。

○武富企画政策課長

先ほども若干申しましたけれども、記者発表のスケジュール自体が、最初は1月の中旬ぐらいでバルナーズのほうが考えていらっしゃいました。そこがございましたので、私ども、1つは地元に対する説明をどうするかという部分を当然課内で協議しております。それにあわせて、今回の改修等々についても報告すべきではないかということをしていづれかの会議の折に話したと思いますが、その最後の念押しはしていなかったという部分は反省しております。

○千綿委員

地元の説明する前に、普通、皆さんされているじゃないですか。だから、地元に行く前に議会に説明していないと、議員に質問が行ったときどうしますか。文句は僕たちにしか来ないんですよ、正直。だから、今までも言っていたでしょう。地元に行く前に議会に報告してから行かれていたじゃないですか。何で今回地元の件だけなんですか。だって、委員会は開くのが遅くなるかもしれませんが、正副議長なり正副委員長なりに口頭でいいです、報告書は要りません、何で言わなかったのかわからないんですよ。

○武富企画政策課長

その点に関しましても、まことに私どもの配慮不足だったというふうに思っております。本当にこれは、当時を思い起こしますと、先ほど言いましたように、実際の改修内容等についての御報告をすべき、もしくはバルナーズという部分の報告という部分がメインになったかというふうに思っておりますので、こちらのほうの判断の誤りだったと思っております。

○重松委員

野中委員からも言われましたけれども、11月上旬に畑瀬総務部長から富士小学校跡地活用に関する基本構想の確認ということで、直接部長じゃなくて武富課長のほうに相談があったと。じゃあ、何で部長じゃないかということと言われましたけど、いや、ここは状況確認だから担当でというふうに判断しましたと言われましたけれども、この備考欄を見ま

すと、体育館はスポーツ合宿に活用できると考えていると。要するにそこを使わせてくださいじゃないですか。これはもう部長の範囲内でしょう。課長じゃないでしょう。それともう1つが、かなり床の傷みが激しいと聞いているので修理が必要ではないかと。これも予算が絡むことですから、部長でしょう。そのときに、ちょっと総務部長、待っていてくださいと、これは部長立ち会いのもとお話を聞きますとか、そういったことは考えなかったんですかね。

○武富企画政策課長

当時、相談があった際には、先ほどの基本構想、基本設計の状況、それから、地元とどういうふうな話をしているかという、いわゆる現状の部分、それから、体育館はスポーツ合宿に活用できるのではないかと考えているというのは、基本構想の中で、体育館をスポーツ合宿の施設の体育館としてするということを言っていますので、その分を申し上げていると思います。

また、床については傷みが激しいというふうに聞いていましたので、そこをすぐ使うには修繕が要るのではないかという状況を報告したというふうに思っていました。

○江頭委員

起案書について質問させていただきます。

武富課長は、窓ガラスの問題については一番具体的に答弁をされました、最初ね。いみじくも西日本新聞の報道があつてから、勘違いがきれいに逆転したんですね。野田さんの勘違いとあなたの勘違いがくると変わっちゃった。これは内部の会議の中で、どういう会議があつたかわかりません。そのときにあなたの勘違いが変わって、起案した野田さんの勘違いも変わっちゃったんですね、ここで。

本当に偶然にしてはよくでき過ぎるぐらいの変わり方が今回の起案書の騒動になっているんですけど、武富課長はそのときに内部でどういう話し合いが行われて、あなたの、いや、僕の記憶違いでしたと内部の会合の中で判断されたのは、皆さんが、いや、やっぱり割れていなかったよといういろんな方の証言でもってされたのか、それとも菰田建設の報告だったのか、西日本新聞の報道だったのか、あなたの記憶の違いというのはどの時点で自分が把握されたんですか。

○武富企画政策課長

11月14日の総務委員会だったかと思います。その際に、夏見に行った際にのぞいた、そのときに割れた窓からのぞいたかもしれないというような発言を一度行っております。その後、本当に割れたかというような御質問をいただきましたので、そこでは自信がないというふうにお答えしているかと思います。また、実際にそれを教育委員会に言ったのかというふうなことで、教育委員会のほうを調べても、そこで教育委員会のほうがそういう報告はないということがあつた際に、私のほうがそれは記憶違いだったのかなというふうにしてそこで一度、要は認識を間違えていたというふうにして思っております。

実際に今回の野田副課長のほうが記憶が変わられた部分については、申しわけございません、そこに関しては存じ上げません。

○江頭委員

存じ上げないというのはどういうことですか。

○武富企画政策課長

どの時点で考えが変わったのかという御質問というふうにとってしまいましたので、どの時点かについてはわからないということでございます。

○江頭委員

野田副課長が勘違いと言われたときに、あなたはどう思いましたか。あなたの勘違いが早かったのか、野田さんの勘違いが早かったのか、どちらが実際早かったですか。これは、お互いに会議をやっている、打ち合わせをやっている中でそういう話が出てきたんでしょう。

○武富企画政策課長

この経緯に書いている中で、割れている割れていないという話についてした記憶は、申しわけございません、ありません。実際に私は、この前まで実際どうだったのかという部分については荒れていたということ、それから、本校舎がいろいろガラス等があったので、割れていたんじゃないかというふうに認識を誤っていたという部分でございませぬ。野田副課長がどの時点から割れたというふうに思っていたらっしゃったかということについては、申しわけございません、そこについてはわかりませぬ。

○江頭委員

この件については、皆さんで話し合っ、お互いに、いや、そうだったよねとか、打ち合わせしながら私たちに報告を上げたんでしょう。この起案は、窓ガラスは割れていませぬでしたと最終的な結論を総務部長が説明したじゃないですか。そのときの会合は一緒だったんでしょう、あなたたちちゃんと、記憶が――あなたも総務部長なり誰からか、ちゃんと質疑されたんでしょう。そういう打ち合わせをやっているんでしょう。そして、議会議に報告しているんでしょう。そのことを1点。

○武富企画政策課長

そのとき総務部長のほうから、割れたというふうにこの前言ったんだけど、そこは記憶があるかということでしたので、済みませぬ、記憶が曖昧でしたと。実際に割れているかどうかということは覚えていませぬというふうに、そこは総務部長に聞かれたときに申し上げております。

○江頭委員

本当に不思議なんですよね。皆さん承認された人がいっぱいいて、その中で、現地に行っている人、本当に現地確認をしているのは、数名しかその起案に携わっていない。しかし、この起案が、バルナーズを書きしていなかったことをあなたたちは、ちゃんと私たち

に、書いていなくても出した起案の内容は間違っていないからと。しかし、窓ガラスも割れていないということは、起案の中で間違えた起案文書を上げているという、これはあなたもその時点で幾ら野田さんが起案者であったとしても、あなたの記憶と、証言した後にこういう話が出てきたことにおいて、そして野田さんの勘違いだけの部分で説明があったとき、あなたは実際どう思われましたか。

○武富企画政策課長

まず、決裁の段階でございませけれども、昨年1月5日の決裁の段階では、私は割れていたかもしれないという誤った認識をしておりましたので、その部分については違和感を持たずに進めたところでございます。今回の11月に発言した後に教育委員会に確認しても、なかった。じゃあ、どうだったのかという部分については、先ほど申しましたように、そこは私の認識違いかもしれないということでお答えしたということでございます。

○江頭委員

ちょっと話は変わります。21日の全てこの打ち合わせの中でいろんなことが、サガン・ドリームスのほうから要請がありました。その後、確実に予算が動き、しているわけですよ。そうすると、この体育館をブルーナーズに使うという指示は、決定は実際誰が——これは星下さんなんかにも今質問したんだけど、いや、武富課長がいらっしゃったから上の報告はしていないと、この打ち合わせのときですね。そうすると、この決定は誰が実際やったんですか、武富課長。この打ち合わせの中ではあなたが一番上司ですよ。あなたがしたんですか。

○武富企画政策課長

ここの打ち合わせの際に、ここをブルーナーズに使っていただくということを私の権限では多分できないと思っております。特にその工事に関しましても、流用に関しましても、私はその権限を持っておりません。この会議の折にも、あくまでも富士小の体育館が使えるのは30年度、31年から工事に入ったら、そこはもう使えません。32年からは運営会社のほうが決めますということですので、ここを、要は未来永劫使えないということは前提に、この際、県もいらっしゃいましたので、ほかに施設はないのかというような話をした記憶がございます。

○江頭委員

この21日、ステージの撤去だとか、バスケットに対する面積だとか、いろいろ決定しているわけですよ、この打ち合わせの中で。そういうふうに私たちは報告を受けているんですよ。だから、そのときにここに参加したのは武富課長、あなたが一番上司なんですよ。だから、あなたが決定していなかったら、誰が決定したんだと。そのくらいは、あなたもこの会議に、打ち合わせに参加しているメンバーであれば、いつ、どこで、誰が決定するというのは物すごい興味——興味じゃない、これは当然かかわり合うことなんですよ。

これを聞かないということはないと思います。誰が、どこで、どうこの体育館を使わせ

るか。それは何でかと、あなたたちは富士小学校の跡地問題の責任者でしょう、基本構想の。特にその課長ですよね。であるならば、この体育館だけそういう使い方をするこの決定がどこでなされるかぐらいは、誰がしたかぐらいは、あなたは当然把握する義務がある、責任があるんですよ。そうじゃないですか。だから、誰が、どこで、どういうふうに決定したかということを知っているんです。

○武富企画政策課長

繰り返しになりますけれども、この21日の3時の会議において、私のほうがこれを使いましょうとか、こういうふうにしましょうということを発言したことはございません。その分については、繰り返しになりますけれども、企画調整部としては、その後に支障がないような部分であれば使うのは可能だということが部長同士の判断であったという部分は当然聞いておりますし、それから、12月中旬のお話の中で、所管がえして財産活用課で使うことについては、今後の運用について影響しなければというような話があったというのは当然聞いております。それから、21日の朝、午前中に野田副課長、大野係長が富士小を見に行ったというのも、この会議の折に多分聞いたようには記憶しております。

○江頭委員

よくあなたたちはすぐ財産活用課と、星下副課長も言われるんですけど、ということは総務部で決定したということではよろしいんですね、その認識で。

○武富企画政策課長

私もそういうふうに認識しておりました。

○江頭委員

そしたら、そのときの総務部長は畑瀬部長だったから、畑瀬部長ということであなたは認識したということではよろしいですね。

○武富企画政策課長

そのとおりです。

○千綿委員

済みません、さっきの確認なんですが、武富課長が富士小学校を進められていた大もとの担当ですよね。議会に言わなかったのは、当然、先ほど失念していたということなので、武富課長の責任でそれは言っていないので、全責任あるという認識でいいですか。

○武富企画政策課長

今回の富士小の全体に関する部分の統括が私どもで、それが今後、基本構想の部分ではないところにつきましても、私どものほうでそこは議会の説明をすべきだったのか、もしくは担当課のほうに強く働きかけるべきだった、その件については私の責任だと思っております。

○野中宣明委員

済みません、確認で。まず、もう一回、済みません、ちょっとJVがひっかかるんです

よね。一番最初から12月21日の真ん中の会議がそれで行っているの。このJVの中で、石橋建築事務所がかかわっていたことを武富課長はいつ知られたんですか。

○武富企画政策課長

それについては、先ほども申し上げましたとおり、確実な記憶はございません。ただ、11月末か12月上旬ぐらいではなかったのかなというふうに思っております。

○野中宣明委員

桂さんのお話でいきますと、石橋建築事務所は耐震業務について担当されていたと言われるんですけど、そこはいつ把握されたんですか。

○武富企画政策課長

それも同時期だと思います。別々に石橋建築事務所が決まられた、耐震が石橋建築事務所だというのではなくて、石橋建築事務所が耐震ということで一緒に認識したように思っております。

○野中宣明委員

それは書面か何かですか、それとも誰かのお話ですか。

○武富企画政策課長

それは書面ではなく、口頭報告だったと思っております。

○野中宣明委員

どなたの御報告ですか。

○武富企画政策課長

富士小に関しましては、私どもの課、昨年度は私、星下、桂、この3人で行ってまいりましたので、その打ち合わせの際ではなかったかというふうに思っています。

○野中宣明委員

それは下請申請書とかは、これはこちらが求めて出るんですかね。ちょっと確認したいんですけども、佐賀市から元請のJVにお願いして、そういう下請の業務がどうなっているのかというのは、こういうのがわからないと本当に耐震をされているかどうかというのは確認がとれないので、ここは、私はそういう資料が欲しいんですけども、できますか。

○武富企画政策課長

その点については、業者のほうに確認しなければわかりませんので、そこは確認をとらせていただきたいと思います。現状が、この事業自体が地域振興課のほうに移っておりますので、そちらのほうと相談して業者のほうに確認をとりたいと思います。

○野中宣明委員

委員長、済みません、下請申請書は請求したいと思っておりますので、そうしないと耐震が本当にそこに石橋建築事務所がされたかどうか、口頭ではやりとりを聞いているんですけども、しかし、そこで資料で確認したいと思っております。

○千綿委員

さっき桂さんが翌年になって出てきたと、それは所管じゃないですか。いやいや、所管でしょう。所管のところ、いやいや、要するに下請申請書は翌年出ましたと言われました。翌年1月に、担当でしょう。担当だから、当然御存じのはずなんですよ。

○武富企画政策課長

申しわけございません。その下請申請書の存在を知っておりませんでしたので、その分、1月でしたら私のほうで準備したいと思います。

○千綿委員

情報共有できていないじゃないですか。さっき、桂さんは1月に出ていますということなんです。下請申請書のことを言ったら、いやいや、1月に出て——だって、下請申請書が出される前に、していいんですかと私、そこまで質問しているんですよ。でも、事後で多分コミュニケーションとれていますと、情報共有できていますと——できていないじゃないですか。

○武富企画政策課長

先ほどの分、申しわけございません。私も年明け、年度明けという部分をきっちり聞いておりませんでした。1月ということであれば、当然、私のほうで管理しておりましたはずですので、その分については早急に探して提出できるようにしたいと思います。

○山下伸二委員長

その分がいいですか、下請申請書、出された時点での下請申請書を資料として要求ということでよろしいですね。

○野中宣明委員

ちょっと別の話で、4月20日ですかね、総務委員会の研究会でこの間、事務局のほうから読み上げていただいたんですけど、あれは口頭ですよ。口頭での報告だったので、何で資料の中に書面として記さなかったんですか。

○武富企画政策課長

申しわけございません。あそこはあくまで基本構想の御説明をさせていただくつもりでございましたので、基本構想以前に今活用している分についての説明という部分は口頭でさせていただいたというところでございます。

○山下伸二委員長

野中宣明委員、そこも起案と外れるので、今、起案文書のところでさせていただいてますので、議会への説明とか、そこら辺についてはまた別のとき、改めてでよろしいですか。ごめんなさい。

○重松委員

最終確認ですけれども、野田副課長が、要するに最初、起案したのはガラスが割れていた、また、腐食が相当進んでいると、早急に床の張りかえも必要だということで起案を起

こしているんですね。しかし、結果的にはガラスは割れていない、腐食もステージ南側の用具入れだったということで、緊急性は全くないと。だから、それを言ったら、いや、それはあくまでもガラスが割れていたと認識したのは、要するに野田副課長であって、実際は何で勘違いしたかという、校舎のほうで窓ガラスが割れていた。その状況を見ていたことから、これを体育館の破損と混同したと、思い込みだったとか、記憶違いだったということで片づけようとしているわけですね。あくまでも、実際は割れていなかったし、腐食も進んでいなかったと。そして、これを起案して市長以下29名の承認をもらっているわけですね。これはやっぱり虚偽の記載だったと思うんですよ、結果的には。その当時はそうかもわからないけれども、結果的には虚偽の記載じゃないですか、これは。どう思いますか、課長、そこら辺は。

○武富企画政策課長

その当時の認識といたしまして、先ほども申しましたように、私も割れていたのではないかという部分の認識を持っておりました。決裁自体にそのことを書いて、それは事実と違うという部分については、その件についてはある程度どういう状況だったのかという部分の詳細の調査というのは必要と思っております。それが全て虚偽だったかということになりますと、思い違いという部分もあったかと思っておりますので、その時点では、現時点で私が絶対こっちだというふうに申し上げる部分ではないかというふうに思っております。

○重松委員

やはり思い込みということを言われましたけれども、野田副課長は、この起案を起こしたことは自分の責任ですと言われましたけれども、課長、その言葉を聞いて、実際、課長もその起案の内容を見たと思うんですけども、どう思うんですか、そこら辺は。1人で責任をとるようなことを。

○武富企画政策課長

起案については、実際に記載された内容はそのとおりだと、御指摘をいただくような内容だったと思います。ただ、思い込みという部分については、それぞれやはり思い込みという部分が全くないわけではないと思いますので、その部分をいかに減らすのか、例えば、これが絶対悪いというふうに思い込んでしまうと、それが悪くなってしまいますので、そうではなくて、いろんな目で見れるような形で対応策というのを今後検討しなければならないんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○宮崎副委員長

関連ですけど、先ほどの話なんですけど、起案者は野田さんです。意思決定者は、当時の総畑瀬務部長とはっきりとおっしゃいました。最終決裁者は市長ですけど、主観的に答えられて結構ですから、どなたに責任があると思いますか。

○武富企画政策課長

その辺につきましては、私のほうが今、主観で申し上げるものではないというふうに思

っております。以上です。

○山下伸二委員長

主観では申し上げられないということです。

○宮崎副委員長

じゃあ、主観じゃなくていいです。組織的に、どういうふうに思われますか。

○武富企画政策課長

組織的にも、今調査いただいている段階でございますので、現時点で誰がどうという部分を私のほうが申し上げるべきではないというふうに思います。

○重松委員

もう1つは、2013年にここは廃校になっているんですよね。それから、2018年まで5年間たっているわけです。体育館はそのままほったらかしで5年間たっているわけですよ。それで、いろんな状況があって、4月1日に完成して、床をかえて、とにかくプロバスケットチームが使えるような形にしたいという一心で改修をしたわけですね。その時点で5年間ほったらかししていて、その緊急性があると思ったんですか、実際。例えば、バルーナーズと名前が出なかった場合、緊急性があると思ったんですかね。

○武富企画政策課長

今回の緊急性という部分につきましては、決裁には書かれておりませんでした。いわゆる社会人チーム、バルーナーズが使うという部分は周知の認識だったというふうに思っております。

(発言する者あり)

いや、緊急性ではなくて、バルーナーズという部分は書いてはございませんでしたけれども、そこが4月に使うということは、認識は皆あったというふうに思っております。

そういった意味でいきますと、4月に使えるかどうかという部分は工事スケジュールを把握しておりませんでしたので、できるかどうかわかりませんでした。実際にバルーナーズがそこを使うことによるメリット、それから、デメリットというのは当然あるというふうに思っておりました。例えば、メリットとしてはスポーツ施設として使うということで、いわゆるそのPRにつながるという部分のメリットであったり、それから、マイナス面という部分では、やはり今までのお話と若干変わってきますので、いろんな調整が必要という部分のプラスマイナスは当然あるというふうに思っておりました。

そこで、実際にほったらかしにしていて、使う際に、今後32年からの使い方とそごがないような内容であれば使うという部分については、そこは許容できる範囲なのかなというふうに当時は認識しておりました。

○山下伸二委員長

よろしいですか。ほかになければ、ここで一旦中断させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、退室していただいて結構でございます。長時間お疲れさまでした。

◎執行部退室

○山下伸二委員長

それでは、先ほど野中委員のほうから財産の引き継ぎについて、ここまで確認したいということでしたので、今、教育総務課のほうと決裁者である池田部長に待機していただいていますけれども、入室いただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、入室をお願いいたします。

◎執行部入室

○山下伸二委員長

それでは、本日の委員会では、体育館の改修の起案文書について今、担当者の方に来ていただきまして、おのおの質疑いたしました。本日は起案の文書までという話をしていたんですけれども、1月5日に財産の引き継ぎが行われております。それが教育総務課から財産活用課、これは決裁が総務部長でございますので、急遽でございましたけれども、委員会のほうに出席いただいております。

この起案文については、特に何か補足はないでしょうか。これは資料2として出しているんですけれども、1月5日、旧富士小学校の用途廃止及び財産の引き継ぎについて、この起案に至った内容についてはこちらのほうの引き継ぎの経緯について書かれていますけれども、これについては何か補足して説明することはございませんか。

○池田総務部長

添付資料等も含めて、これで全部でございます。

○野中宣明委員

まず、この起案内容の4ページ、資料の4ページを見ますと、起案内容の中に跡地利用のめどが立ったため用途廃止するということになっているんですけれども、この起案者であります古谷さんのほうは、今回、跡地利用のめどが立ったため用途廃止するということなんですけど、この跡地利用のめどが立ったということは何を意味するのでしょうか。

○教育総務課職員

まず、12月末ごろに財産活用課の野田副課長のほうから体育館の改修に入る予定があるので、引き継ぎをお願いするかもしれないので予定を、準備しておいてくれという依頼がありまして、その際に体育館だけを引き継ぎできないだろうかというお話があったもんですから、教育委員会としては、その一部だけじゃなくて、校舎も土地も含めて全部引き継ぎをしたいというふうに考えて、それから、準備に入りまして、方針決裁がうちのほうも回っているんですけれども、その際に体育館は先行して改修して、その後の全体的な合宿所というか、その計画に入っていくということでしたので、何らかの理由がないと引き継

ぎができなかったものですから、うちのほうとしてもずっと管理していくのも、毎年草刈りしたり枝を刈ったりしていましたので、早く引き継ぎたいなという気持ちがあったものですから、やっとそういう方向性が決まって、実際動き始めるということでしたので、そのことを用途の活用のめどが立ったというふうな表現にさせてもらったところです。

○野中宣明委員

確認ですけど、12月末ぐらいということで、財産活用課の野田副課長から古谷さんのほうに直接御連絡があったということで。

○教育総務課職員

そうです。電話のほうでそういう処理を、準備をしておいてもらえないだろうかというお話が。

○野中宣明委員

そしたら、古谷さん、済みません、私、役職存じないんですけれども、どなたかにこの件は御相談されたりとか、課内であったりとか部内であったり、御相談されましたか。

○教育総務課職員

ちょっとはっきりした記憶はないんですけれども、多分係内とかには、やっとそういう動きが出てきたみたいなんで所管がえできそうだというふうな話をしたかと思います。

○野中宣明委員

起案を起こすということですから、この起案文面というのはお一人で考えられて作成したということよろしいですかね。

○教育総務課職員

一応、全て私が作成しました。

○野中宣明委員

そうすると、起案書というのは、もちろん担当者の古谷さんのほうからずっと上がって行って、当然、まず課長のほうでこれでいいかどうかというのは判断されると思うんですけれども、そのときに何も御指摘はなかったんですかね。まず、課長のところだけ教えてください。

○教育総務課職員

その決裁のルートの中で何か聞かれたかどうかというところは、ちょっとはっきり覚えていません。

○野中宣明委員

起案の流れを教えてくださいたいんですけれども、担当者から上がっていくと、まず課長で、ここでしっかりチェックされて、課長からずっと上がって行って部長のほうに行くという流れ、決裁者はお隣の池田現総務部長になっていますけれども、そういう流れでよろしいですか。

○教育総務課長

この分に関しては、財産活用課の合議というか、そこも通るように決裁規定でなっていますので、まずルートとしては、うちの課長から副部長、そしてその後には財産活用課のほうで合議を回していただいて、そこが終わった時点で最終、部長に戻ってくるというような流れになっています。

○野中宣明委員

最初、12月末に野田さんから古谷さんのほうにお話があったときに、バスケットボールチームが使用するからという、この用途、跡地利用のめどということの中には含まれていなかったんですか、そういう御説明はあったんですか、なかったんですか。

○教育総務課職員

一切あっていません。

○野中宣明委員

では、野田さんからは、あくまでもバスケットボールの話は一切なくて、とにかく跡地は使えるようになるから用途変更してくださいという、もうこれだけのシンプルなお話だったということですか、お電話では。

○教育総務課職員

まず、体育館を改修するためには、所管を移して自分の部署のほうに持っていかないと手をつけられないだろうから、所管がえをとということだったので、何に利用するかという説明はあっておりません。

○野中宣明委員

時系列でいきますと、10月の下旬に畑瀬総務部長から池田学校教育部長、こちらのほうに社会人バスケットとして使用できる体育館がないか、既存の小中学校体育館は使えないという多分返答の言葉だと思うんですけど、これはそのとき、古谷さんは全然御存じなかったんですか。

○教育総務課職員

全然聞いておりません。

○野中宣明委員

池田部長にお伺いしますけれども、これは池田部長だけでやりとりされたんですか、10月下旬と11月上旬ごろの依頼と回答については。

○池田総務部長

今、古谷君が聞いていないと言ったんですけど、私は施設系の誰かと話をして回答はしていると思います。ただ、1回目の既存の小中学校体育館は使えないというのは、私だけでしているかもしれません。帯で使いたいということだったので、それはあり得ないので、そういう体育館は現状ありませんよという返事は僕がしておると思います。旧富士小体育館は現在使っていないというのは、施設系のどなたかから聞いた情報で回答しています。これは後日になってですけれども。

○野中宣明委員

一番驚いたのは、決算の9月27日の一番冒頭のときには、池田総務部長はこの社会人バスケットのチームのことは一切知らないというような、そういうお答えにしか私は聞こえていないんですよね、答弁の中で。でも、これは後から追加してきたら、いや、10月下旬、11月上旬には、これは畑瀬総務部長とやりとりされているという事実が出てきたとき、私は非常にショックだったんですよ。池田総務部長はもう知ってあったんだなということですね。これはもう、社会人バスケットとして使用するということは、いわゆるバルーナーズは当然、4月20日の設立ですから、まだ佐賀バルーナーズというチームは存在しないと思うんですけど、名前としてはですね。でも、社会人チーム、プロを目指す社会人チームという存在は、この時点で池田部長は御存じだったんですか。

○池田総務部長

最初の27日のときは、今思い出すと、11月上旬のこの富士小学校の体育館は使っていない、完全に失念しておりまして、この返事をしたこと自体を忘れておりました。富士小、ちょっと山間部ですので、あそこが果たして——私、このまちの中からずっと通っていくようなイメージでおりましたので、とても使われないだろうなという思いで返事したことを思い出しました。なので、本当にここはそのときは失念しておった情報です。

○野中宣明委員

失念という言葉でおまとめになられているんですけども、これは非常に大事な点だと思うんです。本当に、一番最初、冒頭でこれは私がお聞きしたときに、全然、社会人バスケットとか、バスケットのバの字も出てこなくて、地元とか、地元の利用が希望されているとか、傷みが激しいとか、その2つの話から始まったものですから、これが後から後からどんどん出てきて、知らなかったと言われていた池田部長のほうも実は知ってあったということの事実が、本当に先ほど言いましたように少しショックであったんですけども、そういう中でいくと、これはこの前の市長の記者会見の中でも、今回はバスケットチームのために急いだというような認識を示されているんですよ。

そうすると、この起案内容の中にバスケットチームのことが一切どこにも書いていないということで、あれって思われなかったんですか。だって、もうこの時点では池田部長は当時知ってあったことじゃないですか、社会人バスケットが利用するということは。その話だと思われたと思うんですけども、何の指摘もされなかったんですか、電子決裁をするときに。

○池田総務部長

富士小の利活用計画が進んでいるということは、うっすら知っておりましたので、バスケットのことだけではないんだろうなというふうな認識であったかなと思います。特に古谷君のほうに、こうこう、こういうことという問い合わせはしていないです。

○野中宣明委員

当然、起案書も見られていますよね。本体工事の起案書は見られていますよね。もう1つの1月5日の野田副課長が書いた起案書。

○山下伸二委員長

方針決定の起案書ですね。

(発言する者あり)

○野中宣明委員

起案文、財産活用課の野田副課長が起案した分の承認者にお名前が載っているんですけども、一番最初の分です。ということは、これは知っていたということですよ。

○池田総務部長

この時点では、そうですね、承知していたことになります。

○野中宣明委員

承知していたということですから、内容を、両方の起案文を見られて、野田さんが見つられた起案文と、今、部下であった古谷さんから上がってきて、最終的な決裁者、最後の決裁者は池田部長になっていますので、そのときに内容が違うなと思いませんでしたか。内容が違うというか、バスケットボールチームのことが一切触れられていないというのは疑問に思わなかったんですかね。

○池田総務部長

済みません、先ほど申し上げましたように、利活用計画の検討が進んでいるということは知っておりましたので、特にバスケットボールが書いていないことについて不審な点を覚えた記憶はありません。

○山下伸二委員長

不審には思わなかったということですので。

○江頭委員

池田部長、この発端は、池田部長が9月の決算のときにこの起案書の説明をされた、総務部長として、当然、学校教育部長から総務部長に事務引き継ぎ、総務部長になるときに前任の総務部長との事務引き継ぎ、これはいろんな内容があったと思うんですよ。でも、あなたは決算のときに一つもバルーナーズの話をもっと最初しなかったですよ。これだけ議会に全く報告しない流れの中で、あなたは決算審査に臨んだんですよ。そのあなたの言い分がちょっと違うなど。バルーナーズの話が出てこないということで、その午後に畑瀬副市長を呼んで、起案の分が違っていたということが発端です。覚えていますよね。

あなたはバルーナーズの一連の3,000万円を使って体育館を改修する、そしてそれが3カ月の中で一連の流れが行われたということの重要さというのを、どの時点であなたが認識をされたのか。まず、それをお答えください。

○池田総務部長

決算審査、27日、議会のほうに説明していないという点でこの問題は重要な問題だと認

識しました。

○江頭委員

ことしの決算のときに、バルーナーズの一連の体育館改修を認識されたということなんですか。

○池田総務部長

一切、議会の中でも全然、その前年度も話がなかったというのを確認したのがその決算審査のところだったからです。

○江頭委員

あなたも学校教育部長職ですよ。そして、富士小学校の跡地問題、廃校問題は学校教育部長としては非常に関心がある、これが企画調整部の所管であっても、その基本構想がですね。あなたの立場として学校の廃校に伴う一つの佐賀市の市政でもって、今回この富士小学校の跡地問題が取り上げられる、そこにも関心があったと思うんです。

それがこの一連で体育館だけが改修されてバスケットチームの誘致、それをあなたは学校教育部長から総務部長に移るときに、前任の畑瀬部長からこの話、バルーナーズに関しての、プロバスケットチームを誘致する、そして、あなたが前所管していた学校の廃校に伴う体育館を利用する、この一連の説明というのは今の畑瀬副市長からは一切なかったんですか。

○池田総務部長

事業の引き継ぎの中には入っておいりましたので、詳細については原課、財産活用課のほうからレクを受けました。

○江頭委員

引き継ぎがあっていたときに議会報告ということに関しては、あなたは一切何も疑問を感じなかったんですか。これは畑瀬前部長に対して議会にも報告されたんですかとか、そういういろんな部分で、決算があるまで、あなたは議会報告をしていないその事実をずっとあなたも引きずってきた一人ですよ。6月議会もありました、9月議会も報告することはありました。でも、あなたはそれを畑瀬前部長から引き継いで議会報告もしていない、そういう認識は全然なかったんですか。

○池田総務部長

申しわけありません。私のほうで議会へ報告するという認識には至らなかったです。

○山下伸二委員長

だから、引き継ぎのとき総務部長にはしたんですかと確認しなかったんですか。

○池田総務部長

申しわけありません。確認はしておりません。今思えば、しておかなければいけないかたかなと反省しております。

○江頭委員

今回の野田副課長の起案文の変更ですよ。これを取りまとめたその打ち合わせ、要するに菰田建設の現場でもっての報告、ガラスが割れていなかった、その前に西日本新聞の報道、その一連を受けて、あなたはいろんなこの一連の関係者を取り仕切って起案文に立ち返って打ち合わせをされたと思うんですけれども、これが起案文と全然違う内容に、野田副課長の勘違いということで報告が私たちにありました。その時点で、あなたのそのときの認識、そして、その前には武富副課長の証言もひっくり返りました。その一連の動きに対して、あなたは話し合いの取りまとめる中の責任者としてどう思われましたか。起案書ということに対してです。

○池田総務部長

この一番最初の方針起案の重要な前提の一部のところを、ここまで進んだところで変更しなければいけないということで大変な御迷惑をかけたと感じております。

○江頭委員

バルーナーズのことを記載していなかったことに対して、あなたはどう思いましたか。

○池田総務部長

当初、9月27日の午前中に説明したときには、財産活用課の起案文を見て、組織としての理由としてはこういう理由で、今後使うに当たっては床等に手を入れなければいけない、今かなり傷んでいるのでという理由なんだなというところでその分を説明したところでございます。

○山下伸二委員長

じゃあ、佐賀バルーナーズについては記載する必要がないというふうにそのときは思ったということですね。

○池田総務部長

バルーナーズ、1年か1年半程度の利用、その後は利活用計画の中で全佐賀市民、富士町民が利用するというので、これでいいのかなと思ったところです。

○江頭委員

バルーナーズのためにこんなに急いで、こんな理不尽というか、こんな流れを設計図もないような一連の流れをもって総務部で行ったんでしょう。そのことに対して、その認識であなたは何年間かバルーナーズが使って、その後は市民の、富士町民の皆さん方が利活用するだから、この改修はいいんだと思われてやられたんですか。であるならば、千綿委員もよく言うんだけど、過疎債の問題で、ことし、今年度ですか、7億5,000万円使ったの、あれもあるわけですよ。急ぐ必要は何らなかったじゃないですか。あなたもバルーナーズが重要だと認識していたのを、こう言っては悪いんですけど、私たちに何にも言わない、沈黙でもって進められたことなんでしょう。バルーナーズが大切だと思われた一連の動きとして、私たちはあなたの総務部長としての立場を認識するんですけど、それでよろしいですか。

○池田総務部長

繰り返しになりますけれども、バレーナーズ、1年半程度の利用というところで最初、午前中、私、その意味で説明したんですけれども、結果的に執行部としては、その後、副市長のほうが、きっかけはやはりバレーナーズの練習が4月早々に始まるというところでこの事業に取り組んだということに答弁させていただいております。執行部としてはそのような考えで、今おります。

○宮崎副委員長

済みません、確認といたしますか、3年間、体育館はほったらかしになっていたわけですよ。その間に……

(発言する者あり)

5年間。廃校になって、いつとき中学校が入ってなかったですか。まあ、ほったらかしになっていたじゃないですか。その間に消火器はぶちまけられているわ、窓ガラスは割れていなかったけど、窓はあきっ放しになっていたというところなんですよ。所管の教育委員会事務局としては、その責任といたしますか、そこら辺どういうふうにお考えですか。

○池田総務部長

そうですね、投石等で校舎のほうのガラスが割れたりしておりました。そういった中で、消火器が振りまかれたりして、結果的には鍵が壊れていたということもありまして、管理の不行き届きの面が多々あったと思います。申しわけございませんでした。

○宮崎副委員長

消火器をまかれたとき、警察に言っていないとか言ったとか、いろいろ情報が入ってきて、私は地元の方に聞いたら、警察に何か話が行ってるとかという話もちょっと聞いたんですが、そこら辺どうなんですか。

○教育総務課職員

済みません、今の警察の件なんですけれども、その件、今資料を持ってきていないので、はっきりした日付はわからないんですが、その際は校舎のほうのガラスが割れているということで、多分支所のほうからだど、そのとき私も行ったんですが、そこでは警察の方が来られて、そして一緒に調べていたら、元富士小学校の生徒が、多分三、四人いたと思うんですが、実際来られて、自分たちがやったということになって、警察の指導、多分生活指導員というか、そういう立場の方だと思いますけど、その方たちとお話して、被害届を出されますかということで、事情を聞いてみると、未練があるというか、本当は行きたくなかったとか、統合して、この小学校がよかったということで、何か集まってそういう遊びというか、そういうのをされていたみたいなので、被害届までは出しませんということで、あと、割れたところは自分たちでその辺をコンパネで入れなくするような処理をして帰りましたので、その件については、警察と一緒に立ち会いをされています。

○宮崎副委員長

消火器のほうは、全然入っていないわけですか。

○山下伸二委員長

体育館のほうですね。

○教育総務課職員

済みません、体育館のほうに私は行っていませんが、そのときの話によると、支所のほうから連絡があって2人行っているみたいなんですけれども、そのときは、ある程度片づけをされていたということだったみたいなので、確認して、あと、施錠がきちっとなっているかというところを確認して帰ってきたというふうに聞いております。

○宮崎副委員長

私たち、消火器の後片づけは、何か後からしたと聞いたんですけれども、その場で片づけをされていたわけなんですね。

○教育総務課職員

多分支所のほうであら方掃除というか、集められているところまで——私、見ていないもんで、はっきりわからないんですけど、行ったときには、そこまでぶちまかれた状態ということではなかったというふうに聞いています。

○宮崎副委員長

そしたら、池田部長に聞いてもあれかもしれないですが、起案の内容に消火器の粉末の散乱って書いてあるんですよ。もう掃除してあるなら、散乱していないでしょう。窓ガラスは割れていない、消火器は散乱していない、あとは雨水の床等の腐食とか、そんぐらいにしかならないと思うんですけどね、そこら辺どうですか。

○池田総務部長

富士支所が一旦、掃除はしている模様ですけれども、ささくれとかが非常に、床が傷んでいたので、消火器の粉がそこに入っていたような感じではなかったかというふうに担当からは聞いております。きっちりきれいに雑巾で拭いたような掃除ではなかったようでございます。

○山下伸二委員長

仮に掃除して、後でするようにということで担当課に報告したという……

○千綿委員

今、古谷さんの発言に対して質問なんですけど、要するに子どもたちが思い入れがあってガラスを割ったけど、その賠償の責任については問わなかったということですね。というのは、どこからどこまでが問うて、どこからどこまでが問わないのか、例えば、鍋島のことを出すのは大変恐縮なんですけど、11年ぐらい前に鍋島中学校で体育館に水をまいたやつがいます。560万円ぐらいの損害賠償を、親にやっています。もちろん払っていただいています。片や小学生だから、思い入れがあったからその損害賠償していませんと。それでいいんですか、基準がなくて、正直。いやいや、やっぱり教育的な部分があるのはわかり

ます。小学生だから、教育的な部分でこうしましたというならわかるんだけど、片や、損害賠償させて、一方で損害賠償もしないままにしているという、結局、職員の裁量になってくるじゃないですか。それが本当にいいのかというのはどうなんですか、池田部長も含めて。

○教育総務課職員

そのときは、もともとあそこの校舎を含め、体育館もだったと思うんですが、解体して更地にしてあの新しい施設というか、それを構想的には考えられていたと思いますので、そこまで手を入れてガラスを入れかえるとかいうことではなくて、もうこちらである分で閉じてということで大丈夫だろうという判断で、多分そのときに上司のほうとも相談していると思うんですが、それで警察のほうはどうされますかということに対して、それはこちらできちっと窓のところの補修はやりますので、もう大丈夫ですというふうになったと思います。

○山下伸二委員長

恐らく担当者1人では、その判断できませんよね。恐らくどなたかに相談して……

○池田総務部長

ケース・バイ・ケースだと思います。この後も学校として使用して、ガラスをきっちり入れなければいけないというところであつたら入れかえをしなきゃいけないと思うんですけども。

○山下伸二委員長

仮に、今後入れかえなくちゃいけないとか、入れなくちゃいけないじゃなくて、要は犯罪が行われているわけですね。それについて、するしないを、今後のことは別にして、担当者だけではなかなか判断できないでしょうと。

○池田総務部長

そのとき、恐らく上司とも相談して決定したものと思います。

○山下伸二委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、済みません、長時間お疲れさまでした。お二人、退室いただいて結構でございます。

◎執行部退室

○山下伸二委員長

それでは、きょうの10時からずっと質疑をやってきましたけれども、なかなか釈然としない部分があつたんですけれども、判明しない分は判明しないということを前提に委員会として調査報告なり中間報告をしていく必要があります。きょうのやりとりの中で、皆さんに所見がもしここで、例えばこういうところは委員会として提言すべきだとか、この辺

については報告書に残すべきだとか、この辺もう少し聞くべきだとか、そういった所見がもしあれば皆さんから御意見をお伺いしたいなというふうに思っていたんですけども、いかがでしょうか。

○野中宣明委員

忘れないうちに申し上げたいというか、やっぱりこの公文書が残っていないというのが、特に大事な局面で要望書もない、回答書もない、また、そういう会議録もないというのは、これは非常にあり得ない話ばかりが先日からずっと続いているわけでありまして、この公文書の扱い方というのは非常にずさんだというのが痛切に今感じておるところでありますので、ここは完全に委員会からはしっかりと提言していくべき点だと思っています。

○山下伸二委員長

要は一切会議録が残っていないと、じゃあ、どういうふうにして意思決定の過程がなったのかというのが、それがないと、前提となるものがないとどういうふうに意思決定がなったのか、記憶でしか確認できませんし、記憶がない分はそれ以上確認のしようがないものですから、確かにその辺については大きな課題かなというふうには認識しております。

ほかに何かございませんか。

○富永委員

12月21日から22日にかかる決定権というか、何かやっぱりそこがきょうもぼやっとしたまんまで曖昧なまま終わったのかなと思いますし、誰が責任を持って、誰の判断で決めたのかというのはもう一回確認する必要があるのかなと思います。

○山下伸二委員長

そうですね。そこも、きょう担当者から聞きましたけれども、全てが自分の責任と思っていなかったもので、記憶があるところと記憶がないところがあるということがきょう明らかになりました。ということは、もっと上の方が何らかの意思疎通にかかわっていたのではないかという、そういった今疑念もないわけではないですから、そこら辺について必要があれば、改めて確認していく必要はあるかなというふうに思います。

○江頭委員

今、富永委員の言うところからいけば、武富課長だったですかね、それは財産活用課の中で、そして、それは総務部だから、トップは当時、畑瀬部長だから、畑瀬部長ということをちゃんと明確に今答えましたので、そういうことであれば、一連の流れがあったら、もちろん最終的には当然、畑瀬副市長に全ての所管事務調査の部分、答えてもらうような形にはなるかと思うわけですね。

○野中宣明委員

それと、前回から出ていますけれども、組織でやらなければいけないのが、総務部長から、例えば南雲さんの例を挙げると、プロスポーツの担当は別にいらっしやっても、あなたが勅命ですよというような形で言われて、私になりましたというような、何か組織で動

くというより、むしろそういうことにチーム何とかという名前も出ていましたけれども、そういう一部の固まりだけでやっているというのが非常に問題であるというふうに思いま
すし、ここは重大なところだと思います。

○山下伸二委員長

それは先ほどあった、文書を残していないことも含めて、意思決定をされていく経過が
ここで全く明らかになっていませんので、大きな課題だというふうに私も認識しておりま
す。

○重松委員

あと、起案文書ですけれども、やっぱり思い込みとか記憶違いとか、何か人の錯誤で済
ませてしまうような感じだったと思うんですけれども、そこら辺の責任の所在、ぴしゃっ
とはっきりさせとないといかんと思うんですね。

○山下伸二委員長

責任の所在をはっきりさせると、委員会としてですね。所在をはっきりさせるために、
どういった方にどういう調査をしていくのかということについては、また皆さんにお諮り
したいというふうに思います。きょうのやりとりだけでは、誰に責任があったのかとい
うのはなかなか明らかにならないと思いますので。

○千綿委員

ちょっと起案文書で解せないのが、地方自治法に合致しているかどうか、例えば、そう
いった文書係が本来チェックしなきゃいけないことかなと思うんですよね。

要するにみんな、ああ、あの件かと思って、それで承諾しましたでそのまま上がって
いるので、そうじゃなくて、起案文書の中に緊急性の問題があったりとか、仮に随意
契約の問題があったりしたときには、基本的に文書係が法律的なチェックをしていく
というのは必要になるので、これが地方自治法でいけば、例えば随意契約のあれにマッチ
していないとか、チェックはどこかでしないと、みんながああ、あの件かで承認してい
いいものではないと思います。法的にちゃんとおかしくないかのチェックをどこかでし
なきゃいけないんじゃないかなとちょっと感じましたので。

○山下伸二委員長

そこは、起案の内容について今やりましたし、これからは契約のあり方、ここについて
入っていくんですけれども、起案文書の中に全て随意契約となる理由書、それから、例
えば見積もり業者の選定をした理由書というのがついた上で、これは契約検査課の担当の承
認も得てもらっていますので、恐らくここは確認して契約検査課もそのところの判断を
されていると思いますので、その辺については改めて、これで本当に地方自治法とか条
例とかに照らして、課題がないのかということについては確認をする必要はあるかなとい
うふうに思います。

○野中宣明委員

起案書でいきますと、今回の1月5日の野田副課長が上げられた起案書は非常にイレギュラーであるというふうに認識を示されました。通常、工事案件であれば、金額であったり、その図面であったり、関連した資料をきちっと基礎ベースにしながら、起案理由というのを立てながらきちっと上げて、そして、その起案が妥当かどうかというのを、時間をかけてしなきゃいけないのが、その日で起案を決裁してしまっているということで、なおかつ、金額はそこでは出ていない。出ていないどころか、その日に参考見積もりというようなこともあらわれていますので、じゃなくて、方針と金額を別々にした形で今回起案を上げているということで、これは非常にまずい話だと思うんですね。それを担当者であった野田副課長は、そこを、これはどうしてもやっぱり急がなければいけないから、もうこの日に上げなきゃいけないということでやってしまったということはきょう述べられておりました。

じゃあ、課長はどうだったかと、課長はわかったと。じゃあ、部長はどうだったかと、部長は、行こうというようなゴーサインが出たというような示し方だったんですけども、ここから先は管理職の畑瀬副市長のそこがどうであったかというところは今後確認していかないと、この起案のイレギュラーといったものが、本当にチェックがかかった状態できちっと市長まで決裁が押されたかどうかというのは確認すべき点だと思います。

○山下伸二委員長

そうですね。野田副課長がイレギュラーだったと、方針決定して、その1週間後に金額の、12日にされていますので、これはイレギュラーだと思うということで、急ぐ必要があるという認識はあったけれども、なぜそこら辺がそこまでプレッシャーがかかったのかということについては、本人もただただ急がなくちゃならなかったということを確認されていますので、どこがどういうふうにそういったプレッシャーを与えていったのかということについては、また言われたとおり、当時の総務部長あたりから確認をしなくちゃいけないかなというふうに思います。

ありがとうございます。ほかにもあるかと思いますが、きょうのやりとりの中で、明らかになった部分は明らかになった部分として、理解できるかどうかは別として、報告をまとめる。明らかにならなかった部分については、なぜ明らかにできなかったのかを執行部に改善を求めていくということをしなくてははいけませんので、また、きょう終わった後、きょうの委員会のやりとりをもう一度、皆さん振り返っていただいて、ここはもう少しおかしいよねということがあれば、ぜひまた改めて提起いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。大体今出てきたところあたりがポイントになってくるのかなというふうに思いますけれども。なかなか長時間にわたっていますので、すぐ振り返っても難しいと思います。

それで、前回の委員間協議において、今後の調査項目について皆さんに板書しているところをお示しいたしまして、次回委員会までに何か御意見があればということでしてきま

したけれども、今の段階で皆さんからこれをしたほうがいいとかというのはありますか。

(「耐震……」と呼ぶ者あり)

いやいや、項目はですよ。次何するかじゃなくて、全体の項目として恐らくもしかしたらまた出てくるかもしれません。先ほど言われたとおり、例えば、市の財産の管理のあり方とか、その辺、もしかしたら倫理の中に入ってくるかもしれませんけれども、そういったところも非常に大きなところですから出てくるかもしれませんけど、とりあえず今のところこれぐらいの調査項目ということでさせていただきます。

次回の委員会においては、この前、積み残しになっておりました耐震設計と耐震工事について、これは恐らく起案書のところまで入っておると思いますので、この分について、次回委員会においては調査をさせていただきたいというふうに思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、次回委員会においては耐震の件について調査をさせていただきます。

次回委員会をいつにするかということなのですが、議会の日程があすの議会運営委員会で決定いたします。大枠に次するのを、例えば一般質問前の休会が2日あります。3日、4日がまず――要は一般質問の前の休会がいつになるかわかりませんが、その辺に入れたほうがいいのか、その次にすると一般質問が終わった後にとというのはなかなか難しいですから、閉会前の議会運営委員会がありますので、その午後からとか、その翌日が休会になると思いますので、閉会日前とか、大体どこら辺でしたほうがいいというのが皆さんからの御意見があればお伺いしたいというふうに思うんですけども。

29日開会日前日の午後からであればできるかなと思いますけれども、それでいいですか。

(発言する者あり)

朝10時からとは言いませんので、昼から何とか時間をつくってもらえればというふうに思うんですけども。

(発言する者あり)

ごめんなさい。29日は副議長としての公務が入っているということですか。19時からですね。じゃあ、なるべくそれまでに終わるように配慮はしますけれども、終わるようにしますけれども、もし終わらなかつたら、済みません、それは副議長としての公務がありますので、そちらのほうを優先していただくということでよろしいかと思っております。

じゃあ、29日の13時からでいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

この委員会からは、全議員の皆さんに何らかの形でなるべく傍聴して審査の中身を見ていただくということをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかに何かございませんか。

そうですね。29日にするというのを執行部に言っていないんですけど、それは……

(発言する者あり)

19時からです、副議長は。財産活用課は来ていただけるかもしれませんが、総務部長がもしかしたら出席できないかもしれないですよ、全てですね。

(発言する者あり)

シティプロモーションサミットの対応は、池田部長はしなくていいということですので、委員会への出席はお願いできるようですけれども、きょう資料請求があった部分の秘書課等のメールの有無については、調査がそこまで進むかどうか分かりませんが、29日の段階では秘書課については出席できないので、説明できないということですが、それはそれでよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしましたら、29日は耐震に係る調査を行わせていただくということで、13時から総務委員会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の総務委員会を終了します。お疲れさまでした。